

(仮称)「文の京」総合戦略(骨子)について

1 概要

(仮称)「文の京」総合戦略(以下「総合戦略」という。)について、基本構想推進委員会での検討を踏まえて骨子を作成した。なお、今後、ワークショップや基本構想推進区民協議会等において、区民からの意見を聴取し、素案を作成する。

2 総合戦略(骨子)

別紙1のとおり

3 今後のスケジュール

令和元年	9月	議会報告(骨子) 区民参画(9~10月) (区報特集号・ワークショップ・ウェブアンケート) 基本構想推進区民協議会
	11月	議会報告(素案)
	12月	区民参画(パブリックコメント・区民説明会)
令和2年	2月	議会報告(最終案)
	3月	策定

(仮称) 文の京総合戦略 (骨子)

第1章 基本構想

- 1 基本構想を貫く理念
 - (1) みんなが主役のまち
 - (2) 「文の京」らしさのあふれるまち
 - (3) だれもがいきいきと暮らせるまち
- 2 将来都市像
歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」

第2章 総論

- 1 区を取り巻く社会経済状況の変化
- 2 区の特長 (位置・地勢・歴史・文化等)
- 3 区の人口推計
- 4 計画の位置づけ・期間・特徴
- 5 財政状況と今後の財政見通し

第3章 基本政策

- 1 子どもたちに輝く未来をつなぐ
- 2 健康で安心な生活基盤の整備
- 3 活力と魅力あふれるまちの創造
- 4 文化的で豊かな共生社会の実現
- 5 環境の保全と快適で安全なまちづくり
- 6 持続可能な行財政運営

第4章 戦略シート 別紙2のとおり

- ・ 主要課題 (現状・関連データ) ・ 課題解決に向けて取り組むべきこと
- ・ 課題解決に向けた4年間の事業展開 等

第5章 行財政運営

- ・ ICT の活用 ・ 官民連携の推進 ・ 施設整備
- ・ 財政の健全性 ・ 職員の育成と働き方の見直し 等

「戦略シート」主要課題一覧

基本政策		主要課題	
基本政策 1	子どもたちに輝く 未来をつなぐ	1	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
		2	保育サービス量の拡充・保育の質の向上
		3	子育て支援サービスの安定的な提供
		4	子どもの発達に寄り添った支援体制の整備
		5	(仮称) 文京区児童相談所設置に伴う総合的な支援体制の整備
		6	子どもの貧困対策
		7	子どもの健康・体力の向上
		8	新しい時代の「学力」向上
		9	共に生きるための豊かな心と行動力(共生力)の育成
		10	不登校への対応力強化
		11	学校施設等の計画的な改築・改修等
		12	就学児童の多様な放課後の居場所づくり
		13	青少年の健全育成と自主的な活動の支援
基本政策 2	健康で安心な 生活基盤の整備	14	介護サービス基盤の充実
		15	【地域包括ケアシステムの深化・推進①】在宅医療・介護連携の推進
		16	【地域包括ケアシステムの深化・推進②】認知症施策の推進
		17	【地域包括ケアシステムの深化・推進③】介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進
		18	【地域包括ケアシステムの深化・推進④】高齢者の居住安定の支援
		19	高齢者の見守りと権利擁護
		20	地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備
		21	障害者の自立に向けた地域生活支援の充実
		22	障害者の一般就労の定着・促進
		23	障害者差別の解消と権利の擁護
		24	生活困窮者の自立支援
		25	適正な医療保険制度の運営
		26	区民の主体的な生活習慣の改善
		27	がん対策の推進
		28	総合的な自殺対策の推進
		29	受動喫煙等による健康被害の防止
基本政策 3	活力と魅力あふれる まちの創造	30	中小企業の企業力向上
		31	商店街の活性化
		32	消費者の自立
		33	文化資源を活用した文化芸術の振興
		34	誰もが観光に訪れたいまちの環境整備
		35	都市交流の促進
基本政策 4	文化的で豊かな 共生社会の実現	36	地域コミュニティの活性化
		37	図書館機能の向上
		38	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進とレガシーの継承
		39	男女平等参画社会の実現
		40	人権と多様性を尊重する社会の実現
基本政策 5	環境の保全と 快適で安全なまちづくり	41	誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進
		42	安全・安心で快適な公園等の整備
		43	地域の特性を生かしたまちづくり
		44	移動手段の利便性の向上
		45	地球温暖化対策の総合的な取組
		46	循環型社会の形成
		47	生物多様性と都市の発展・再生
		48	地域防災力の向上
		49	災害に強い都市基盤の整備
		50	防災拠点機能の強化
		51	災害時の要配慮者への支援
		52	地域の犯罪抑止
		53	管理不全建築物等の対策の推進
		54	総合的な交通安全対策の推進

「戦略シート」概要

基本政策 1 子どもたちに輝く未来をつなぐ

番号	主要課題	現状	課題解決に向けて取り組むべきこと
1	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の出生数は約2,000人 ・子育て家庭は、核家族化や地域とのつながりが薄い生活環境で、周囲からの支援を受けることが困難な傾向 ・ネウボラ相談は増加傾向（平成30年度5,599件） 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援 ●適切な知識・情報提供と、気軽に相談できる環境づくり ●子どもを望む区民の健康の維持・増進等の支援
2	保育サービス量の拡充・保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童人口は増加傾向にあり、平成31年4月1日時点で12,176人（26年から1,953人増加） ・保育所等定員数は、平成26年から31年までに3,055人増加、待機児童数は46人 ・私立認可保育所等の急激な増加を踏まえ、保育施設に対する指導検査等を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育ニーズの的確な把握と保育サービス量の拡充、早急な保育所待機児童の解消 ●保育施設への指導体制の強化、全ての保育施設における保育の質の向上
3	子育て支援サービスの安定的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・年少人口の増加傾向は、特に就学前児童が顕著 ・一時預かり事業、病児保育事業のニーズ量は増加傾向が続くと推計 ・昨今の保育事情から、保育士やベビーシッター不足が懸念される 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援サービスの安定的な提供
4	子どもの発達に寄り添った支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所サービス等利用者は増加傾向（平成30年度は28年度比1.15倍） ・児童発達支援センターの利用や教育センター総合相談室の利用者は増加傾向 ・医療的ケア児は全国で約1.8万人と推計され、10年で約2倍 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス事業所の確保・充実、施設の受け入れ体制整備 ●医療的ケア児の支援に関する組織横断的な情報共有の場の構築、ライフステージに応じた適切な支援体制の整備
5	（仮称）文京区児童相談所設置に伴う総合的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の相談件数は増加傾向で、平成29年度は6,435件 ・区は令和4年度後半の児童相談所開設に向けて準備を進めている ・開設後も、相談窓口から適切な専門機関へつなげる体制づくり等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●孤立しがちな子育て家庭の早期発見、適切な支援 ●児童相談所の設置に伴う児童相談体制のさらなる強化
6	子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の子どもは7人に1人貧困状態。ひとり親家庭は2人に1人が貧困状態 ・児童扶養手当受給世帯数等は減少傾向だが、困窮している子どもは存在 ・格差による孤立化の可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係部署間の連携強化による計画的な事業の実施
7	子どもの健康・体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の体力は改善傾向にあるものの、体力要素によっては、都や国に比べて低い ・都の統一体力テストでは、都が目指す目標値には届かない ・都は体力を高める基礎を「基本的生活習慣の定着」「栄養・運動・休養」「アクティブライフの実践」と捉えている 	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校で体力向上の指導ができる環境整備 ●幼児期における、遊びを通じた体を動かす楽しさの育成 ●体力づくりを支える基本的な生活習慣の定着・改善

番号	主要課題	現状	課題解決に向けて取り組むべきこと
8	新しい時代の「学力」向上	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応する力の育成が必要。重点的な視点の1つは、外国語教育の充実 ・情報活用能力も「学習の基盤となる資質・能力」に位置付く ・区立小中学校では3人に1人にタブレット端末を配備 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国語によるコミュニケーション能力や情報活用能力の育成 ●個々の学習状況や傾向に合わせた学びの支援
9	共に生きるための豊かな心と行動力（共生力）の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や中学校で、道徳が教科化 ・新学習指導要領では「伝統や文化に関する教育」が重要とされている ・都の計画では、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力の伸長、社会に参加・貢献できる人間を育成することが基本理念 	<ul style="list-style-type: none"> ●道徳教育の充実 ●伝統や文化を尊重し、地域の一員として行動できるよう、教育内容や方法の充実 ●特別支援教育の課題に対応する仕組み
10	不登校への対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生の不登校出現率は増加傾向で、平成29年度は5.38%（111人） ・不登校の背景は多様化し、学校だけでは十分な対応が困難 ・義務教育在籍中に、スクールカウンセラー等につながる事が重要 	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校の未然防止や早期対応に向けた関係機関への支援体制の充実 ●不登校児童・生徒や保護者に対する相談体制の充実 ●学校復帰や社会的自立のための居場所づくり ●中学校卒業後も、不登校経験者の支援をつなぐ相談体制の推進
11	学校施設等の計画的な改築・改修等	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小中学校30校のうち、築40年以上の学校が21校で、施設の老朽化が進行 ・区立小学校の児童数は増加傾向にあり、教室増設対策等の計画的な施設改修が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な改築・改修工事等による安全・快適な教育環境の確保 ●年少人口の推移に注視し、小学校の教室増設について検討・対応
12	就学児童の多様な放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・育成室の在籍児童数は年々増加し、平成30年4月1日現在で1,640人 ・放課後全児童向け事業を全区立小学校で実施し、参加人数等は増加 ・区内16か所に児童館を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●就学児童の放課後の居場所の整備・充実 ●放課後全児童向け事業の影響を踏まえ、利用実態に合わせた児童館の望ましいあり方について検討
13	青少年の健全育成と自主的な活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体による地域事業に参加・参画する青少年数は低迷 ・青少年の9割がインターネットを利用 ・青少年プラザの利用者数は増加傾向（平成30年度27,934人） 	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年の社会参画の契機となる取組 ●青少年の自主的な活動の起点となる環境の整備

基本政策 2 健康で安心な生活基盤の整備

番号	主要課題	現状	課題解決に向けて取り組むべきこと
14	介護サービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の要介護・要支援認定者は8,244人 施設サービスの充実を求める声が多い一方、要介護・要支援認定者の68.8%は自宅での暮らしを希望 都の試算では、2025年に36,000人の介護人材が不足 	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームや地域密着型サービス等の拡充 介護事業従事者の確保・定着
15	【地域包括ケアシステムの深化・推進 ①】在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 都の推計では、2025年の区中央部の在宅医療等必要量が1日当たり11,864人 自宅で最期まで療養するために必要なことは「往診・訪問診療をしてくれる医師」という意見が多い かかりつけ医のいる要介護・要支援認定者は約9割 高齢者の在宅生活を支える専門職による有機的な多職種連携が重要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療サービスを提供するための地域医療連携の更なる充実 在宅療養を支える多職種による連携体制の強化
16	【地域包括ケアシステムの深化・推進 ②】認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知高齢者は4年間で600人以上増加(平成31年4月5,135人) 高齢者あんしん相談センターの認知症相談件数は増加傾向(平成30年度3,216件) 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する知識・理解の普及啓発と、地域のネットワークづくりの促進 発症時期や症状に応じた適切な支援、重症化する前の早期の支援につなげる仕組みの整備
17	【地域包括ケアシステムの深化・推進 ③】介護予防・地域での支え合い体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 多くの高齢者が、介護が必要になることへの不安を感じているとともに、健康管理や介護予防事業への関心が高い 高齢者の年齢が上がるほど、外出回数は減少 ミドルシニアの64.6%がボランティア活動に関心がある 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する知識の普及啓発と、身近な地域で継続して介護予防に取り組める場、元気に活動できる場の充実 福祉の担い手として、社会的役割を持つことによる、元気高齢者の生きがいくくり・介護予防の推進
18	【地域包括ケアシステムの深化・推進 ④】高齢者の居住安定の支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者は民間賃貸住宅への入居制限を受けやすい傾向がある 介護が必要になっても住み続けられる住まいである割合は、要介護・要支援認定者で61.9% 生活の基盤としての住まいが確保されることが地域包括ケアシステムの前提 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢を理由に入居を拒まない住宅確保の促進、見守りや入居時の支援 様々な施策と連携できる体制の強化
19	高齢者の見守りと権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者世帯数は年々増加し、4世帯に1世帯の割合。高齢者のいる世帯のうち41.8%は高齢者単独世帯 高齢者あんしん相談センターの高齢者の虐待に関する相談件数は、年間でおおむね400件超 成年後見に関する相談件数は、年間で約400件になることもある 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を地域で見守り、支え合う体制の強化と適切なサービスの提供 高齢者虐待の早期発見、関係機関との連携体制の強化 成年後見制度の利用促進、地域連携ネットワークの整備
20	地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 2025年に団塊の世代が75歳以上、2040年に団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える 8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーの課題への対応が求められている 満40～64歳のひきこもりは、全国で推計61.3万人 	<ul style="list-style-type: none"> 住民が抱える多様な課題に関して、日常的に相談できる環境整備 複雑化・複合化した問題に対応する、多機関の連携ネットワークの構築

番号	主要課題	現状	課題解決に向けて取り組むべきこと
21	障害者の自立に向けた地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用者は増加傾向（平成30年度2,247人） ・グループホームや生活介護事業所等の整備を希望する声は多いものの、整備には、土地の確保や地域理解等が課題 ・障害者基幹相談支援センター等の相談は29年度47,278件で、27年度比で22.7%増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●グループホームや通所施設等の計画的な整備、障害者のニーズに応じたサービス拡充 ●障害者の地域生活を支援する身近な相談拠点の拡充 ●福祉施設入所の障害者や入院している精神障害者の、地域生活への移行・定着支援の強化
22	障害者の一般就労の定着・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援センターの新規就労者数は増加傾向 ・離職者は毎年30人前後で推移し、就労の定着が課題 ・本区の法定雇用率達成企業の割合は、都全体より低い 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の多様な就労機会の拡大 ●福祉施設を利用する障害者の、一般就労への移行・定着支援
23	障害者差別の解消と権利の擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の調査では「障害を理由とする差別や偏見がある」との回答は83.9% ・障害者虐待防止センターの相談件数は年間5～16件、虐待認定は年間0～1件 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者が主体的に社会参画できる環境の整備
24	生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護率は、近年増加が抑えられており、平成30年度は10.3% ・自立相談支援事業利用者で生活保護受給になった割合は10%以下で推移 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の社会的・経済的自立に向けた総合的かつ継続的な支援 ●ひとり親家庭の自立に向け、就職に有利で生活の安定が図られる知識や技能の取得支援
25	適正な医療保険制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者数と療養諸費は減少傾向 ・年間1人当たりの療養諸費は増加傾向で、平成29年度は304,493円 ・ジェネリック医薬品使用率は約50%だが、国の目標80%には達していない 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民一人ひとりの健康や医療費に関する理解促進、医療費の抑制 ●ジェネリック医薬品の利用促進と被保険者負担軽減 ●糖尿病性腎症の重症化予防対策の推進
26	区民の主体的な生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の死因の約6割は生活習慣に起因する疾患 ・特定健康診査受診率は横ばいで推移（29年度45.4%） ・「健康に気を付けている」区民は約8割 ・「週に1回以上スポーツをする」区民は約4割 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康的な生活習慣の周知と意識的な生活習慣改善 ●健康に寄与する機会の提供と特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上
27	がん対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年の主要死因の1位は悪性新生物で26.7% ・各種がん検診の受診率は15～27%で推移 ・「健康に気を付けている」区民のうち、「定期的に健康診断を受診する」は46.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ●早期発見・早期治療に向けた各種がん検診の受診率の向上 ●働く世代のがん患者等の地域生活に向けた支援
28	総合的な自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の自殺者数は年間2万人超 ・区の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）は減少傾向で、平成29年は10.6人 ・主要な自殺の原因・動機は健康問題 	<ul style="list-style-type: none"> ●自殺対策を支える人材育成 ●適切な相談先につなぐネットワークの強化
29	受動喫煙等による健康被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の受動喫煙年間死亡者数は、約15,000人と推計 ・屋内での受動喫煙による健康被害を未然に防止するため「東京都受動喫煙防止条例」が施行 ・区民の喫煙習慣は11.9%（平成29年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●受動喫煙を防止するための措置の総合的・効果的な推進 ●区民の喫煙率の低下に向けた取組の充実

基本政策3 活力と魅力あふれるまちの創造

番号	主要課題	現状	課題解決に向けて取り組むべきこと
30	中小企業の企業力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・区内事業所数は減少傾向で、平成28年は13,018所 ・厚生労働省の調査では、新規高卒就職者の約4割、新規大卒就職者の約3割が、就職後3年以内に離職。小規模の事業所ほど、離職率が高まる傾向 ・創業支援事業の利用者数と創業者は増加傾向で、30年度の創業者は47人 	<ul style="list-style-type: none"> ●区内中小企業の経営基盤の強化、生産性向上やSDGsの理解・浸透等 ●若年者の就労支援及び区内中小企業の人材確保・定着の推進 ●多様な創業の促進、創業機運醸成事業の構築
31	商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・商店会加入数は減少傾向で、平成30年度は1,974件 ・都の調査では、商店街の抱える主要な課題は「後継者不足」 ・国は、東京2020大会を視野に入れたキャッシュレス化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特性を活かした取組の支援 ●商店会活動の担い手となる人材育成 ●インバウンド需要を取り込むための、快適な購買環境の整備
32	消費者の自立	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の消費生活センターの相談件数は1,965件で、相談者は50～70歳代からの相談が多い ・還付金詐欺・架空請求や通信・接続料等の相談が多い ・消費者庁は人・社会・環境に配慮した「エシカル消費」を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者啓発人材の育成と消費者教育の推進 ●消費者相談事業の充実
33	文化資源を活用した文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆかりの文化人や文化芸術発信拠点、文化資源が豊富 ・令和4年に森鷗外没後100年を迎える ・ふるさと歴史館の年間来館者は15,000人前後で横ばい ・シビックホールは耐震化工事等による休館を予定 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化人の顕彰の多様な視点での検討、推進 ●没後100年の森鷗外の魅力の発信 ●シビックホールの改修 ●区民が文化活動できるメニューの充実
34	誰もが観光に訪れたくなるまちの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都を訪れる国内外の観光客は増加 ・区の観光インフォメーションは、まちあるきに関する問い合わせが多い ・外国人・日本人観光客ともに区南部・東部への滞留が多い傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客のニーズを踏まえた観光資源の新たな魅力創出 ●観光客を迎え入れる、ハードとソフトの両面からの環境整備
35	都市交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国外3都市、国内12自治体と協定等を締結 ・国外の姉妹都市等の認知度が12～30%台と低い ・国内自治体との交流は物産展等の割合が高く、住民交流が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際理解促進のため、海外都市や外国人住民等との新たな交流の検討 ●文化・観光等の交流事業の拡充 ●住民レベルの国内交流の促進

基本政策 4 文化的で豊かな共生社会の実現

番号	主要課題	現状	課題解決に向けて取り組むべきこと
36	地域コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会加入率は65.8%と下降傾向 ・年齢層が高いほど加入率が高いが、役員の高齢化が進行 ・町会・自治会に期待する役割で最も高いのは「防災・地域安全活動」で62% 	<ul style="list-style-type: none"> ●町会・自治会活動等地域コミュニティ活動の担い手の発掘・育成 ●区民の主体的な地域課題解決の取組支援 ●地域課題や区民ニーズの把握、地域活動の担い手への適切な情報提供
37	図書館機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・築40年を超える図書館が3館あり老朽化が進行 ・図書館利用者の満足度は、目的達成度は8割、設備満足度が6割で推移 ・予約・リクエストの8割以上がインターネットを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●これからの図書館に求められる機能向上の検討 ●老朽化した図書館の改築・改修に向けた計画策定 ●区民の利便性向上に寄与する図書館システムの構築
38	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進とレガシーの継承	<ul style="list-style-type: none"> ・レガシーとして行うべきこととして、「人権理解」「自国文化等の理解・発信」という意見が多い ・パラリンピックを通じた共生社会の実現が求められている ・大会目前に、地域における区民主体の取組への支援が必要 ・ドイツがホストタウン交流相手国 	<ul style="list-style-type: none"> ●気運醸成と、区民が活動できる機会の提供 ●障害者スポーツの理解促進・普及 ●区民のボランティア活動意識の向上 ●ホストタウンとの相互交流と国際理解促進
39	男女平等参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強い ・区民調査では、日常の多くの場面で、男性の方が優遇されているという認識が強い ・配偶者からの暴力相談件数は増加傾向で、平成30年度は682件 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女平等参画社会を支える意識の形成 ●女性が様々な分野で活躍できる支援の推進 ●配偶者等からの暴力防止に向けた啓発、相談支援体制充実や関係機関の連携
40	人権と多様性を尊重する社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント行為、インターネットによる人権侵害、性自認・性的指向への理解不足による差別等、様々な人権課題が顕在化 ・「LGBT」の意味を知っている人は66.0%、「SOGI」の意味を知っている人は13.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様性を認め合い、人権尊重の理解促進 ●生きづらさを感じている人への適切な支援

基本政策5 環境の保全と快適で安全なまちづくり

番号	主要課題	現状	課題解決に向けて取り組むべきこと
41	誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想を策定し、各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進 ・生活関連経路に指定された区道のバリアフリー整備率は、平成30年度末で5.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定事業の進捗状況の確認 ●新たな課題の改善案の検討、特定事業への位置付け
42	安全・安心で快適な公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・区民一人当たりの公共的緑地面積は2.56㎡ ・区立公園等の63.4%が開園又は再整備等から30年以上経過 ・71か所の公衆・公園等トイレのうち、築30年以上経過しているものが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民参画による計画的な再整備 ●利用者が安全に区立公園等を利用できる環境の整備 ●公衆・公園等トイレの老朽化対策、高齢者等に配慮した便器の洋式化等
43	地域の特性を生かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市マスタープラン」に基づき、地域の特性を生かした地区まちづくりに取り組んでいる ・良好な景観形成のため、景観事前協議や届け出制度を運用 ・約6割の区民が、周辺地域のまち並み・景観に満足している傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体のまちづくりの推進 ●地域の課題を解決するため、都市計画手法を用いたまちづくり ●地域の魅力を生かした良好な景観形成 ●関係条例等を総合的に活用した、紛争の予防と対応
44	移動手段の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・Bーぐるの1日当たりの利用者数は2ルートともに横ばい傾向 ・Bーぐるは、令和3年度に新規路線を導入予定 ・自転車シェアリング事業の利用回数や会員登録者数は大幅に増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●Bーぐるの、公益性と経済性のバランスや採算性に配慮したサービスの提供 ●多様な公共交通手段の可能性について研究 ●自転車シェアリングの利便性の向上
45	地球温暖化対策の総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の年平均気温は上昇傾向 ・気候変動の影響により、気温上昇、大雨の頻度が増加 ・区のCo2排出量は2016年に増加 	<ul style="list-style-type: none"> ●二酸化炭素排出量の削減に向けた取組の推進 ●気候変動への適応の推進、水害や土砂災害等への対策
46	循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の食品ロスは年間643万トン、毎日10トントラック約1,760台分相当を廃棄 ・区が収集したごみ量は平成元年の約88,500トンピークを減少し、30年度は42,596トン ・1日当たりの家庭ごみ排出量は減少傾向(平成30年度353.8g/人日) 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の増加と質の多様化、食品ロスや廃プラスチックごみ問題等への対応 ●ごみの発生抑制と、事業者への適切な排出指導・管理の強化
47	生物多様性と都市の発展・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性は人間活動や気候変動により失われつつある ・平成29年度に区内8か所で357科1,137種の動物・植物を確認 ・生物多様性の言葉の認知度は約5割 	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性の問題を認識した行動 ●自然と共生した持続可能な社会の実現

番号	主要課題	現状	課題解決に向けて取り組むべきこと
48	地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等の被害想定では、本区の避難所生活者は、人口の約2割にあたる4万人、残りの約8割の区民は、避難所以外での生活 ・災害時の食料品等を備蓄している区民は約6割、特に何も備えていない区民は約1割 ・避難所総合訓練や防災フェスタの様々な取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民の防災意識の啓発、防災行動力（自助）の向上 ●区民防災組織や避難所運営協議会の防災行動力（共助）の向上 ●中高層共同住宅（マンション）の防災対策
49	災害に強い都市基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道幅4m未満の細街路が多く、災害時に緊急車両の乗り入れ等の妨げとなる ・区内15か所が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定 ・建築基準法の新耐震基準以前に建築された建物が多数存在 	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の共同化等と道路・広場等の公的空間の整備 ●震災時等の消防・避難活動の経路確保 ●建築物の耐震化・不燃化の促進
50	防災拠点機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所環境のニーズとして、飲料水や食料の確保、トイレの確保等を求める意見が多い ・大規模災害発生時は、災害情報が得づらい状況が発生し、情報伝達手段の充実が必要 ・広域的な災害では、遠隔地の自治体からの支援助け入れも重要 	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に避難所を開設し適切に運営する体制整備、備蓄物資の計画的な更新等 ●災害時に情報を収集・分析・伝達する体制の強化 ●他自治体からの受援体制の構築、民間事業者や医療関係機関等との連携強化
51	災害時の要配慮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の災害では、高齢者・障害者・妊産婦等が避難する施設の確保等が課題 ・区では、高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を20か所、妊産婦・乳児救護所を4か所設置 ・令和元年7月現在、避難行動要支援者は5,098人、うち情報提供同意率は39.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者の迅速な安否確認・避難支援体制の強化 ●福祉避難所の拡大、物資の備蓄 ●外国人居住者への災害時対応
52	地域の犯罪抑止	<ul style="list-style-type: none"> ・本区の刑法犯認知件数は減少傾向で23区で最少（平成30年度1,261件） ・特殊詐欺は、毎年、区内で数十件発生し、30年の被害総額は約1億円 ・都内での子どもに対する犯罪の認知件数は、年間200件超 	<ul style="list-style-type: none"> ●区民の自主的な防犯活動の推進 ●特殊詐欺被害防止対策の強化 ●子どもを犯罪から守るための取組の推進
53	管理不全建築物等の対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の空家数と空家率は増加傾向 ・区内では、平成30年6月現在、空家等の可能性の高い建築物は約300戸 ・建物の老朽化や居住者の高齢化により、管理不全なマンションが増加すると、周辺環境への影響が懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ●空家等の発生予防、既存する空家の適正管理の促進 ●特定空家等への法に基づく措置 ●マンションの管理不全の予防、適正な管理の促進
54	総合的な交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に関連する交通事故死傷者の割合が増加し、平成30年は32.6% ・放置自転車台数は減少傾向、平成30年度は598台で、26年度から半減 ・未就学児の集団移動経路の安全性の確保が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全対策の強化、特に自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知啓発の強化 ●通学路や、未就学児が日常的に集団で移動する道路の安全対策

主要課題	No. 1	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
-------------	-------	-------------------

●現状●

- 本区の合計特殊出生率は、平成15年の0.77から30年の1.24へと回復傾向にあります。出生数も18年以降、増加傾向にあり、28年には年間2,000人を超えています。
- また、令和元年度に策定している、子ども・子育て支援事業計画（子育て支援計画に内包。）における人口推計では、今後も就学前児童人口が増え続けると見込んでいます。
- 区では、子どもを望む全ての区民が安心して子どもを産み、育てられるよう、「ぶんきょうハッピーベビープロジェクト」を実施しています。
- 現在の子育て家庭は、核家族化や地域とのつながりが薄い生活環境の中で、周囲からの支援を受けることが困難な傾向にあります。加えて、ライフスタイルの多様化などの要因もあり、子育てに心理的な不安を感じている保護者が少なくありません。
- 出産や育児、産後の体調について、保健師や助産師へ相談をしたいというニーズは高く、ネウボラ面接・相談の件数は増加傾向にあります。また、家族からの支援を受けにくい状況にある母子の産後ケアと育児支援のための宿泊型ショートステイへの要望が高まっています。
- 赤ちゃんや保護者を見守るため、医療機関や子育て支援施設など、関係機関との連携をより強化していく必要があります。

●関連する主な計画等●

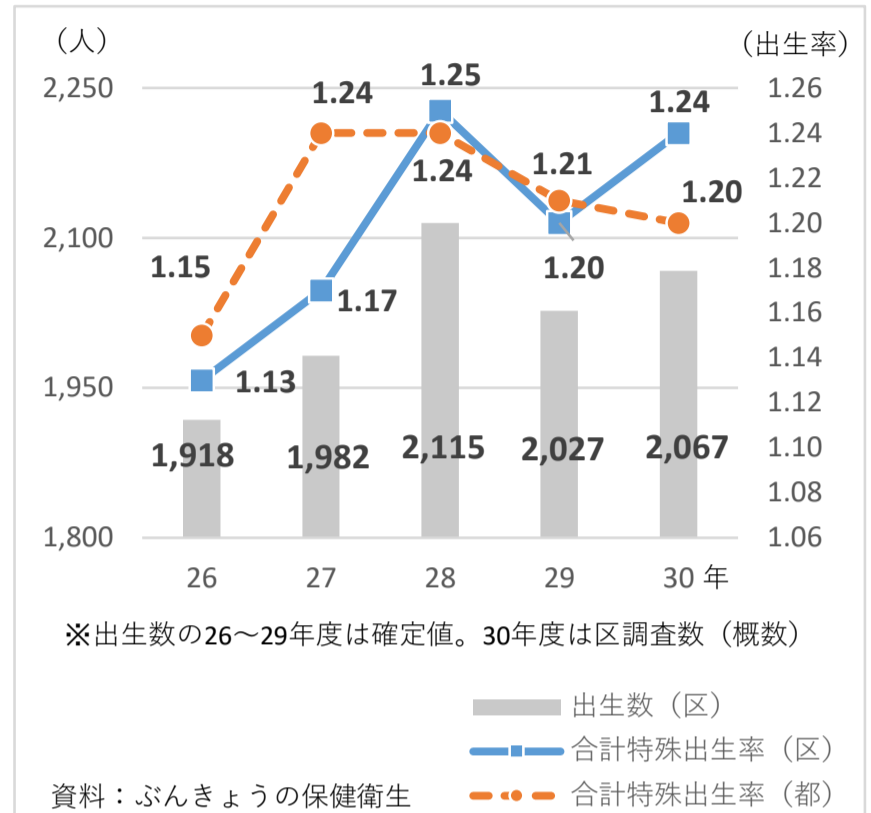
- ・ 文京区子育て支援計画（平成27年度～平成31年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 子育て家庭の不安や悩みを軽減し、子どもの健やかな成長と家庭における健康の維持・増進のため、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を継続して行っていく必要があります。
- ・ 子育て家庭のライフスタイルが多様化する中、各家庭のニーズに合わせ、妊娠から子育てまでの適切な知識・情報を引き続き提供するとともに、気軽に相談できる環境づくりを引き続き行っていく必要があります。
- ・ 子どもを望む区民が安心して子どもを産み育てられるよう、区民が主体的に健康の維持・増進に取り組むための支援及び妊娠・出産等に関する適切な知識・情報の提供を引き続き行っていく必要があります。

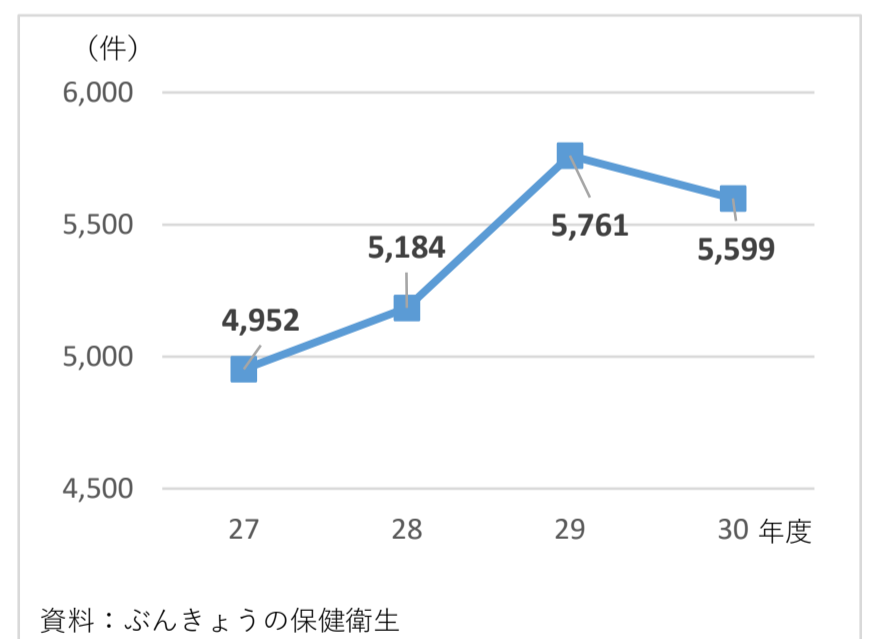
●関連データ●

① 合計特殊出生率の推移と出生数



区の合計特殊出生率は回復傾向にあり、平成28年以降は都の平均値に近い数値となっています。

② ネウボラ相談の実績



ネウボラ相談の件数は、事業を開始した平成27年度から増加傾向にあります。

主要課題	No. 2	保育サービス量の拡充・保育の質の向上
-------------	-------	--------------------

●現状●

- 区では、就学前児童人口の増加等による保育ニーズの高まりに迅速に対応するため、私立認可保育所等の開設を積極的に進め、保育所待機児童の解消に取り組んできました。
- 全国的には年少人口が減少に転じ、少子化が進行する中、本区では出生数の増加とともに、就学前児童人口は増加を続けており、平成31年4月1日現在の保育所待機児童は46人となっています。
- 本区における保育ニーズは今後も高まると予想されるため、引き続き、保育サービス量の拡充に向けた取り組みが求められています。
- 区では、独自の「幼児教育・保育カリキュラム」を策定し、幼稚園・保育園を問わず、等しく質の高い幼児教育・保育を提供する環境を整えています。
- また、私立認可保育所等の急激な増加を踏まえ、保育施設に対する指導検査等のより一層の強化・充実に努めることで、保育の質の向上を図っています。
- 令和元年10月の幼児教育・保育の無償化を受け、対象となる施設の保育内容の確認を進めていく必要があります。
- 区立お茶の水女子大学こども園の運営に加え、区立幼稚園の認定こども園化について、校舎の改築・改修や保育所待機児童の状況等を踏まえ、園毎に個別に判断し取り組みを進めています。

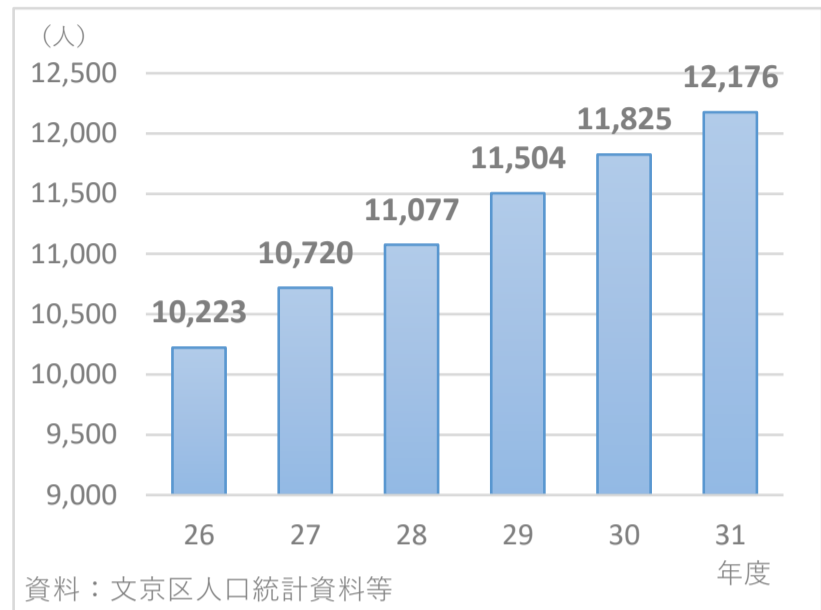
●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画
(平成27年度～平成31年度)

●関連データ●

① 就学前児童人口の推移

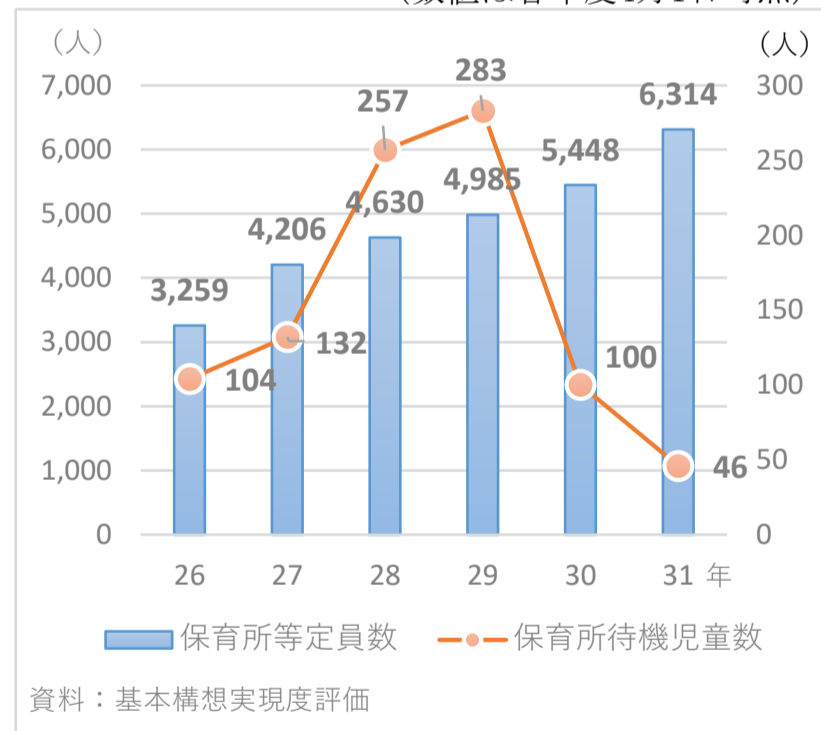
(数値は各年度4月1日時点)



出生数・子育て世帯の増加等の影響により、0歳～5歳の就学前児童人口は増加傾向にあり、平成26年度から31年度までに1,953人増加しています。

② 保育所等定員数及び保育所待機児童数の推移

(数値は各年度4月1日時点)



保育所等の定員数は、積極的な私立認可保育所等の開設により、平成26年から31年までに3,055人増加しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 子どもが安心して育つ環境を整え保護者の不安を解消するため、保育ニーズの的確な把握と保育サービス量のより一層の拡充を図り、早急に保育所待機児童を解消する必要があります。
- ・ 指導検査と区立保育園園長経験者等による巡回指導を両輪とした指導体制の強化をより一層図り、全ての保育施設の保育の質の向上に取り組む必要があります。

主要課題	No. 3	子育て支援サービスの安定的な提供
-------------	-------	-------------------------

●現状●

- 区では、家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう、地域・学校・事業者・行政等が連携し、社会全体で子育てを支援する体制を整えてきました。
- また、子育ての不安や負担を軽減し、子どもの育ちが守られるよう、区独自事業を含めた様々な子育て支援サービスを提供しており、多様化する子育て世帯のニーズに応じた確かな支援を行っています。
- 引き続き子育て世帯のニーズに対応していくため、平成30年度に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。この結果を踏まえ、令和元年度に子ども・子育て支援事業計画を内包した「子育て支援計画」を策定しています。
- 同計画における人口推計では、合計特殊出生率の改善傾向や子育て世帯の転出入状況から、今後も年少人口が増加し続けると見込んでいます。
- このため、子ども・子育て支援法における「一時預かり事業（幼稚園以外）」と「病児保育事業」について、新たな確保策が必要となっており、地域バランスに配慮した整備が求められています。
- また、昨今の保育事情から、保育士のみならずベビーシッターの不足が懸念されており、ニーズ量に見合う子育て支援サービスを確保することが、今後の課題となってきます。
- 年少人口増加の傾向は、特に就学前児童に顕著であり、安心して子育てできるよう、子育て支援サービスを安定的に提供していかなければなりません。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画
(平成27年度～平成31年度)

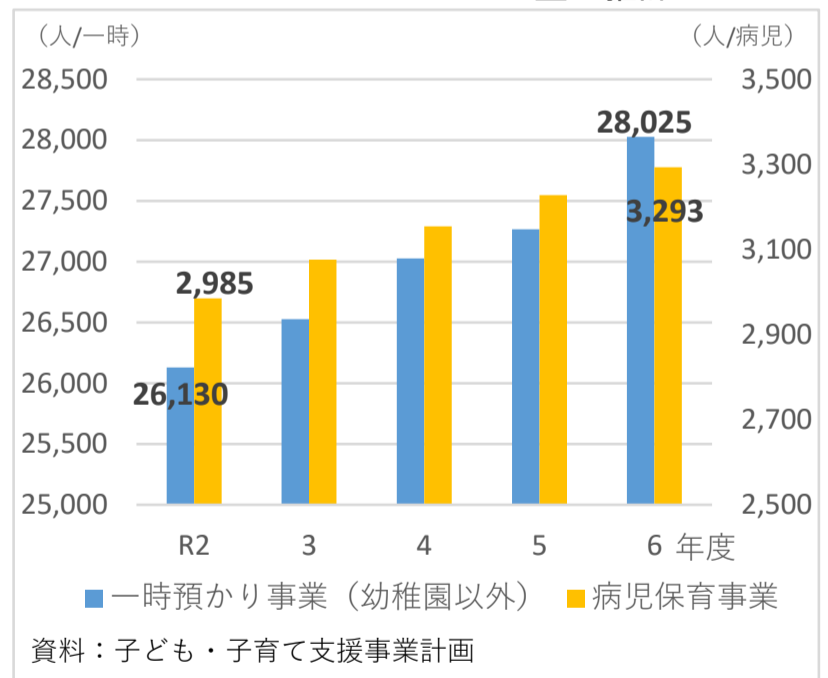
●関連データ●

① 年少人口（0歳～14歳）人口推計



今後も引き続き、年少人口の増加が見込まれていることから、子育て支援サービスの安定的な提供が求められます。

② 一時預かり事業・病児保育事業のニーズ量の推計



一時預かり事業、病児保育事業ともに、ニーズ量は増加傾向が続くと推計されています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 年少人口の増加等を見越したニーズ量に対応できるよう、子育て支援サービスの安定的な提供が求められています。

主要課題	No. 4	子どもの発達に寄り添った支援体制の整備
-------------	-------	---------------------

●現状●

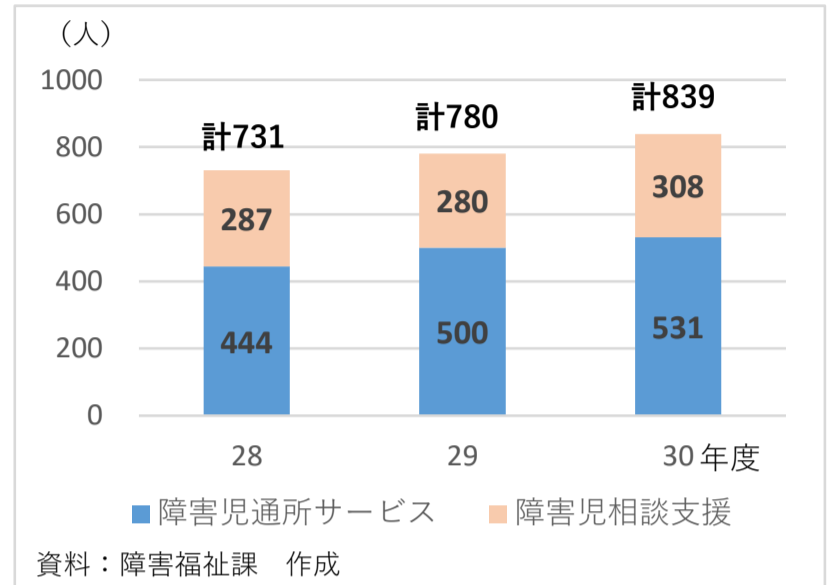
- 児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、平成30年度末で839人で、28年度末と比較し約1.15倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが531人(63.3%)、障害児相談支援が308人(36.7%)となっています。28年度以降の3年間を見ると、障害児通所サービス等の利用者数は一貫して増加を続けています。
- 児童発達支援センターでは、障害児通所サービスとしての児童発達支援(そよかぜ)や、放課後等デイサービス(ほっこり)のほか、教育センター総合相談事業として、18歳までの子どもの発達と教育に関する様々な支援を行っています。いずれも近年利用者の増加傾向が続いており、児童発達支援センターの機能強化や受入れ体制の整備が求められています。
- また、障害児通所サービスの利用者の増加に加え、近年、医療技術の進歩等を背景に、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な医療的ケア児が増えています。平成28年時点で、19歳以下の医療的ケア児は全国で約1.8万人と推計され、10年で約2倍増加しています。
- 平成28年6月に児童福祉法が改正され、地方公共団体は、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めることが明記されました。こうした国の法改正や区の実情等を踏まえて、今後、医療的ケア児の支援体制を整備していくことが求められています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区障害者・児計画
(平成30年度～平成32年度)

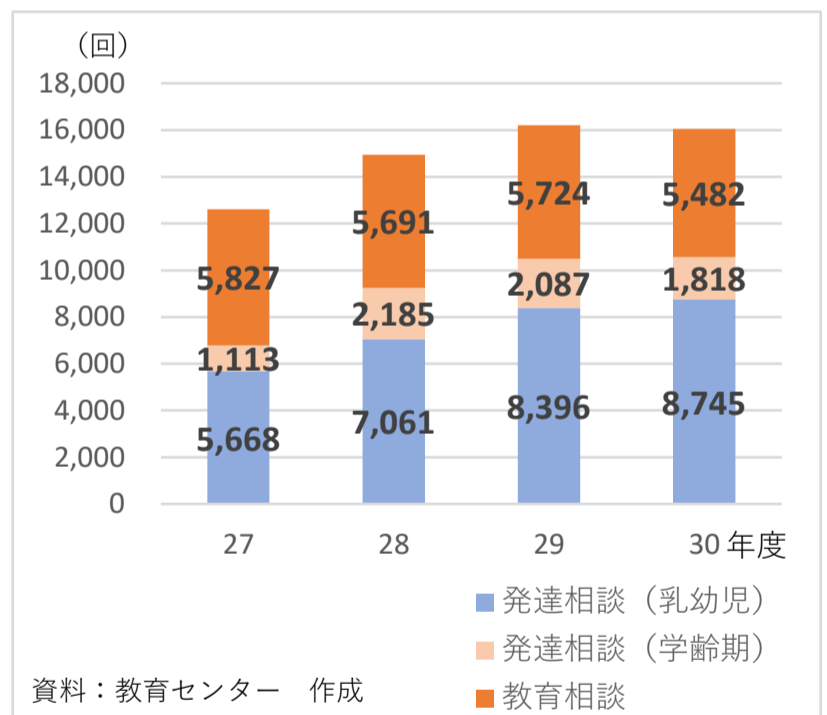
●関連データ●

① 障害児通所サービス等の利用者数(実人数)の推移



障害児通所サービスの利用者数は、一貫して増加を続けています。平成28年度に比べ、30年度は約19.7%の増となっています。

② 教育センター総合相談室における相談・支援の延べ回数



総合相談室の相談・支援延べ回数は増加傾向で、内訳では、乳幼児の発達相談の増加が大きく、平成27年度に比べて、30年度は約3,000回増加しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 障害児が安心して生活を営めるよう、生活の場及び日中活動の場を確保するなど、障害福祉サービス事業所の確保・充実に向けて取り組むほか、施設の受け入れ体制の整備が必要です。
- ・ 近年増加している医療的ケア児を支援するための社会資源は、著しく不足しているのが現状です。そのため、まずは関係機関等も含めた組織横断的な情報共有の場を構築し、医療的ケア児がライフステージに応じて切れ目なく適切な支援を受けられる体制を整えることが求められます。

主要課題	No. 5	(仮称) 文京区児童相談所設置に伴う総合的な支援体制の整備
-------------	-------	-------------------------------

●現状●

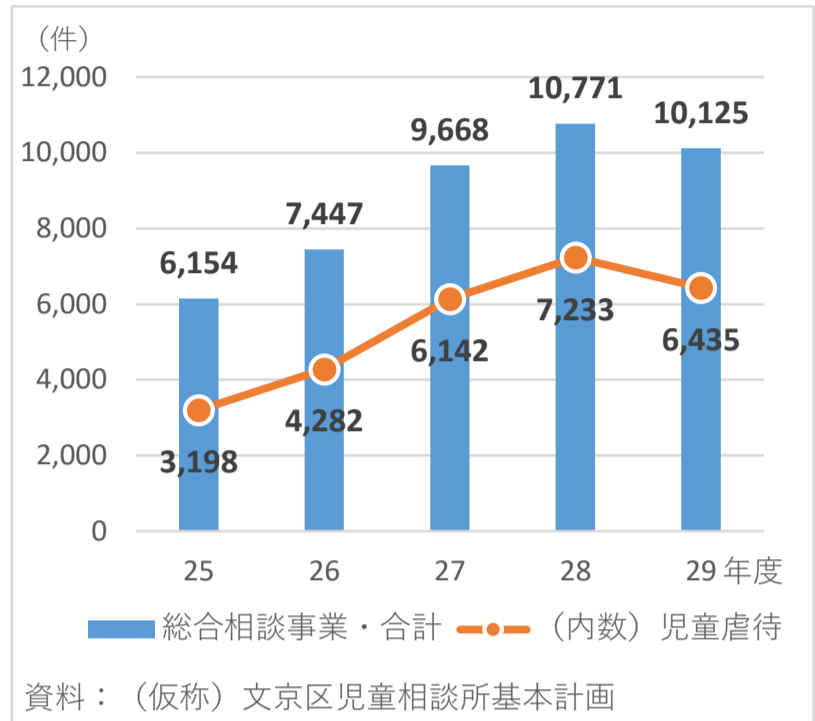
- 児童虐待件数は増加しており、全国各地で児童虐待を原因とする死亡事件が発生するなど社会問題化する中で、児童虐待の未然防止から社会的擁護の必要な子どもへの対応等、切れ目ない一貫した相談・支援体制の構築が急務となっています。
- このような状況に対し、区では、子育てに関係する部署が、それぞれの事業等を通じて子どもや保護者へアプローチするとともに、部署間が連携することで、速やかな情報共有に努めています。
- また、平成28年の児童福祉法の改正により、特別区において児童相談所を設置することが可能となったことを踏まえ、児童相談の第一義的窓口である基礎自治体として、令和4年度後半の児童相談所開設に向けた準備を進めています。
- 平成30年度に策定した「(仮称) 文京区児童相談所基本計画」では、「文京区の子どもの最善の利益を守る」ことを基本方針に掲げ、福祉・保健・教育等の切れ目のない連携や、人員体制の強化、本区の持つ社会資源の活用などの方向性を示しています。
- さらに、児童相談所開設後も、区民にとって身近な相談窓口から、必要に応じて適切な専門機関へつなげるための体制づくりや、福祉・保健・教育等の関係機関でのルール共有・徹底を進めることが求められます。
- 今後、児童相談所と併せて一時保護所を開設し、子どもの安全確保を最優先に運営を図るほか、児童福祉審議会を設置して、本区における児童等の福祉に関する調査審議を進めることが必要となります。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画
(平成27年度～平成31年度)
- ・ (仮称) 文京区児童相談所基本計画

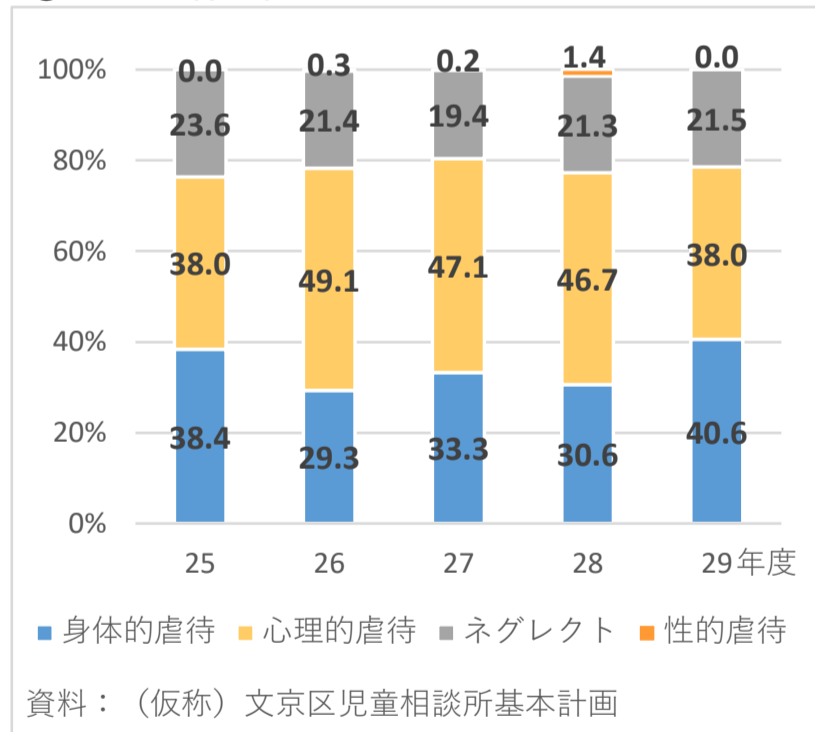
●関連データ●

① 子ども家庭支援センターにおける総合相談事業の実績



相談員の行動回数（訪問・面接・電話等）の集計。過去5年間では増加傾向にあり、平成29年度も1万件を超える高い数値で推移しています。また、相談内容における虐待の件数も増加傾向にあります。

② 児童虐待内容別状況



過去5年間では、心理的虐待が全体の約4～5割、身体的虐待が全体の約3～4割、ネグレクトは全体の約1割となっています。性的虐待の割合が少ない要因として、発見や相談がしづらいことも考えられます。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 悲惨な事件等の未然防止のためにも、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭の早期発見に努め、適切な支援につなげる必要があります。
- ・ 区の児童相談所の設置に当たっては、社会資源の活用など基礎自治体のメリットを最大限に生かし、これまでの児童相談体制をさらに強化する必要があります。

主要課題	No. 6	子どもの貧困対策
-------------	-------	-----------------

●現状●

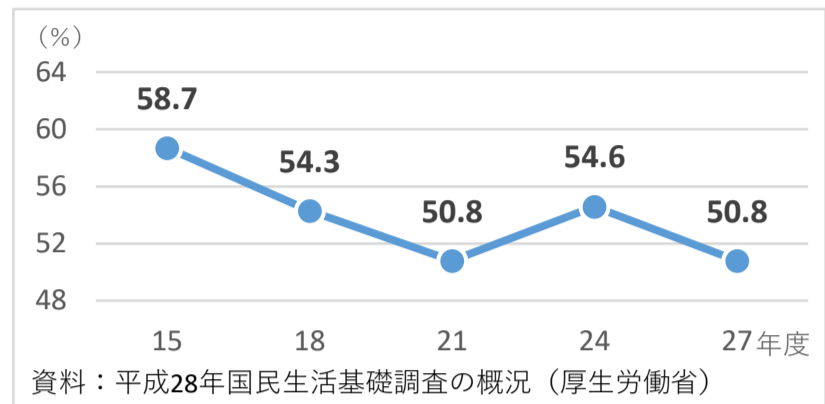
- 日本において、子どもの相対的貧困率の高さが、社会的な問題となっています。特に、ひとり親家庭の貧困率の高さは大きな問題となっており、OECDに加盟する先進国の中でも最悪な水準であるとされています。
- 「平成28年国民生活基礎調査の概況」によると、日本の子どもの貧困率は13.9%で、前回調査の16.3%と比べて2.4ポイント低下したものの、「7人に1人」が貧困状態にある状況です。
- 区では、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進しています。相談窓口である「子ども応援サポート室」の設置、ふるさと納税を活用した「子ども宅食プロジェクト」、教育支援策など、多方面からの取り組みを進めてきました。
- このような中、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「子どもの貧困対策に関する大綱」と都道府県計画を勘案し、区市町村計画を策定することが努力義務とされました。また、同法の改正により、国の大綱の見直しが進められています。
- また、本区では、ひとり親家庭等が対象の児童扶養手当受給世帯数、要保護・準要保護児童生徒が対象の就学援助受給人数が減少しており、経済状況の改善が推測できる状況です。しかしながら、対象世帯が少なくなるほど、格差に直面して孤立する可能性は高まり、子どもの貧困の実態は見えなくなっていくと考えられます。
- 今後、組織横断的な連携のもと、関連事業を体系的に進めていくことが、より一層求められるため、区において実施してきた事業の成果を検証したうえで、貧困状態にある子どもや家庭の支援ニーズを把握する調査を実施し、子どもの貧困対策に係る計画を子育て支援計画に反映します。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画
(平成27年度～平成31年度)

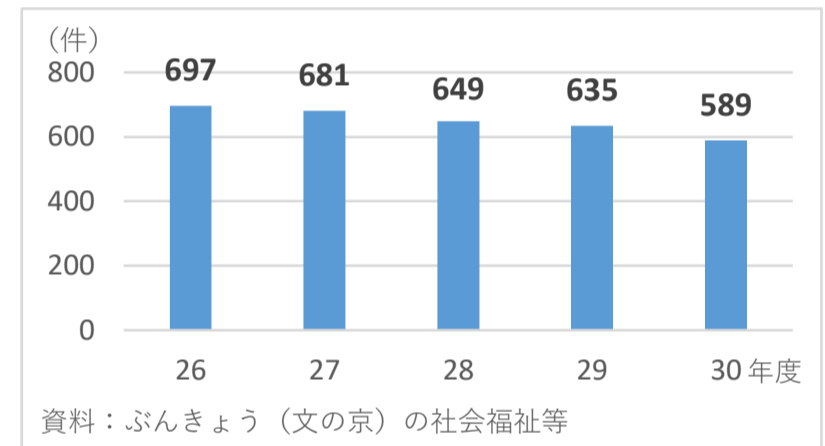
●関連データ●

① 子どもがいる現役世帯（ひとり親世帯）の貧困率の推移（全国）



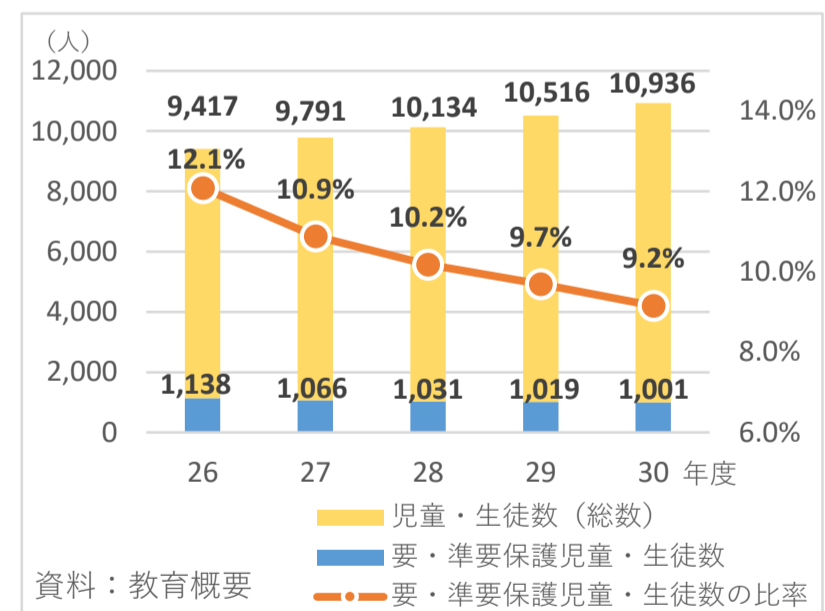
ひとり親世帯の貧困率は、依然として50%を超える高い数値で推移しています。
(※現役世帯：世帯主が18歳以上～65歳未満の世帯)

② 児童扶養手当受給世帯数の推移



③ 要保護・準要保護児童・生徒数の推移

(各年5/31現在当初認定数)



近年、本区の児童扶養手当受給世帯数及び要保護・準要保護児童・生徒数は、減少傾向にありますが、依然として困窮する子どもがいることから、継続した取り組みが必要とされています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 子どもの貧困対策を推進するため、子育て・福祉・教育など関係部署間の連携強化を図り、計画的に事業を進めていく必要があります。

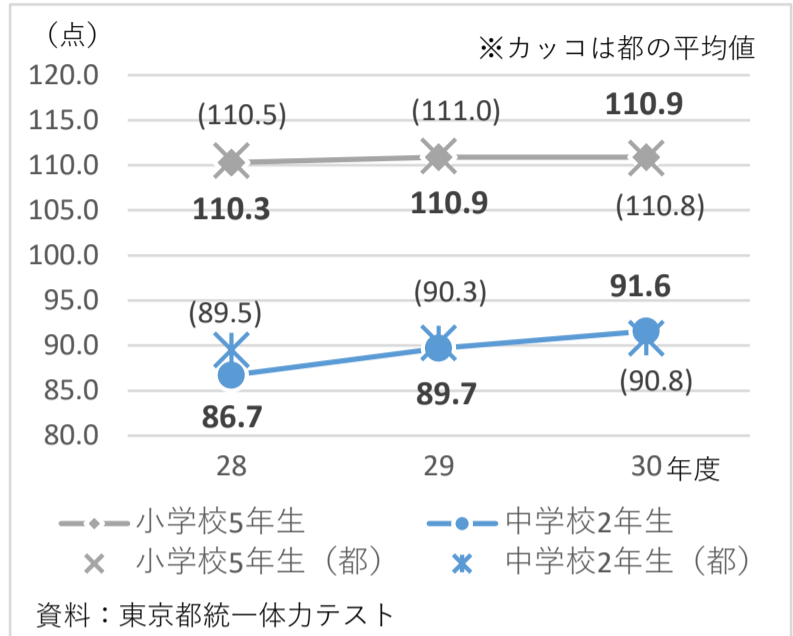
主要課題	No. 7	子どもの健康・体力の向上
-------------	-------	---------------------

●現状●

- 都や国の体力調査の結果から、本区の児童・生徒の体力は改善の傾向が見られつつあるものの、体力要素によっては、都や国に比べて低い状況にあります。
- 国が実施している「体力・運動能力調査」によると、昭和60年度の11歳児と現在（平成29年度）の11歳児を比較すると、身長・体重など、子どもの体格は向上している一方、体力・運動能力については、低下傾向にあります。
- 都の「アクティブプランto2020」では、体力を高める基礎を、児童・生徒の「基本的な生活習慣の定着」「栄養・運動・休養（健康三原則）」「アクティブライフの実践」と捉え、これらをバランスよく展開し、総合的に児童・生徒の体力・運動能力を向上させていくことの必要性が示されています。
- 区では、小学校への体力アップトレーナー及び体力向上アドバイザーの派遣や、PDCAサイクルによる各校体力向上推進プランの実践により、児童の体力の向上を図っています。
- 区立幼稚園や区内認可保育所においては、「幼児教育・保育カリキュラム」を活用しながら、日々の教育・保育の中で、幼児の健康な心と体を育てています。
- 健康増進への取組として、全小中学校を対象としたがん専門医の授業講師派遣や、小学校における文京区がん教育モデル指導資料を活用した授業の実施等、がん教育を推進しています。また、講座やパンフレットを通して、基本的な生活習慣の定着・改善に対する保護者への意識啓発を図っています。

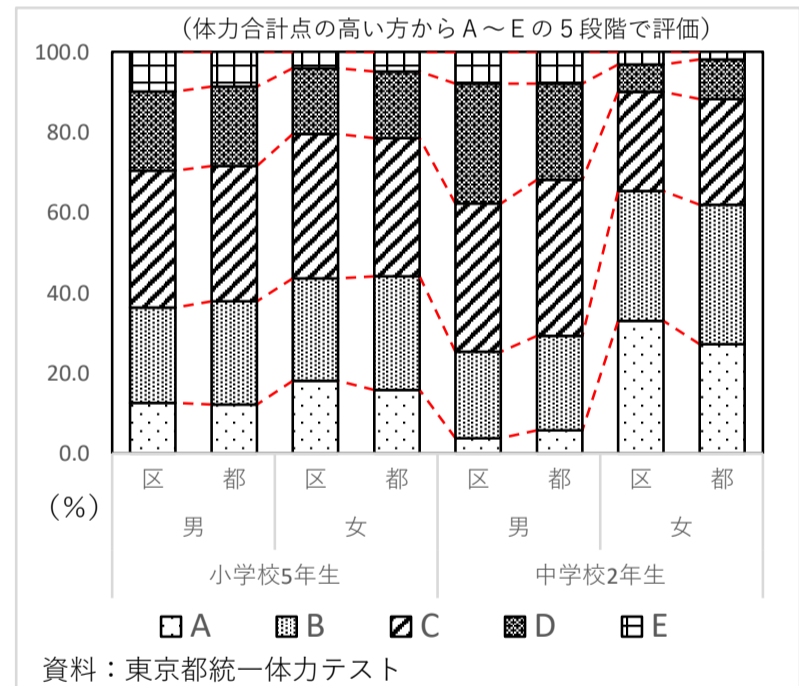
●関連データ●

① 体力合計点の実績値の推移



小学校5年生は、都の平均（H30/110.8）と比較すると同程度にあります。中学校2年生は、都の平均（H30/90.8）と比較するとやや上回っています。しかし、都が目指す目標値（小116・中97）とは開きがあります。

② 体力の総合評価（男女別）



A層及びB層を占める割合は、小学生及び中学生男子は都に比べて小さく（小男：36.3%、小女：43.6%、中男：25.3%）、中学生女子は大きくなっています。（65.3%）D層及びE層を占める割合は、小中学生とも都に比べ男子が大きく（小：29.6%、中：37.7%）、女子は小さくなっています。（小：20.5%、中：10.0%）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・各学校の現状に応じた体力向上に向けた指導を実施することのできる、ソフト面での環境整備を推進する必要があります。
- ・幼児期においては遊びを通して生活する力を身につける中で体を動かす楽しさを育てていきます。
- ・子どもの体力づくりを支えるために必要とされている運動・睡眠・食事など、基本的な生活習慣の定着・改善を図る必要があります。

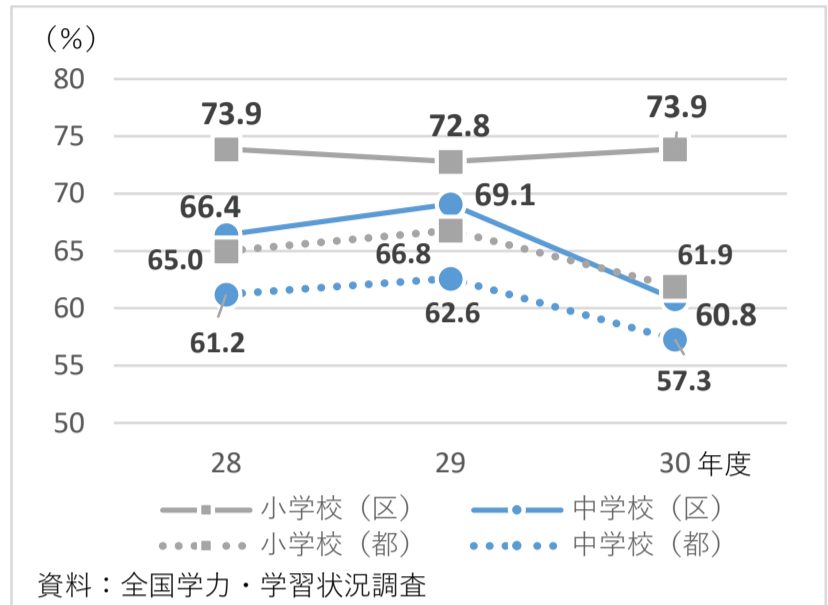
主要課題	No. 8	新しい時代の「学力」向上
-------------	-------	--------------

●現状●

- 平成29年3月に改訂された新学習指導要領では、グローバル化や情報化などによる社会の変化に対応し、また、自分たちを取り巻く様々な社会の課題に向き合い、解決しようとする力の育成が必要とされています。
- また、そのような資質・能力を育成するための重点的な視点の1つに、外国語教育の充実が挙げられており、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能を総合的に育むことが明記されました。
- 区では、児童・生徒が外国人との会話や外国の文化等に触れる機会を増やし、英語を積極的に使おうとする態度を身に付けられるよう、国際理解教育を充実しています。
- また、「プレゼンテーション能力向上プログラム」を小・中学校、幼稚園でモデル実施し、グローバル社会で重要とされるコミュニケーション能力の育成を図っています。さらに、同プログラムを踏まえ、プログラム実施団体や学識経験者の協力の下、区独自のカリキュラム開発を行っています。
- 新学習指導要領では、情報活用能力が、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられました。また、小学校においては、文字入力など基本的な操作の習得とともに、プログラミング的思考を育成するプログラミング教育が必修化されました。
- 国は、Society5.0に向けた人材育成として、「人間の強み」を発揮し、AI等の先進技術を活用するために、「文章や情報を正確に読み解き対話する力」、「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求心」が求められるものとしています。また、それらを育成するための方向性として、「個別最適化された学びの実現」等を掲げています。
- 区では、「文京区の教育に関する研究会」において、新しい時代を生きる子どもを育む教育施策や事業を検討しています。

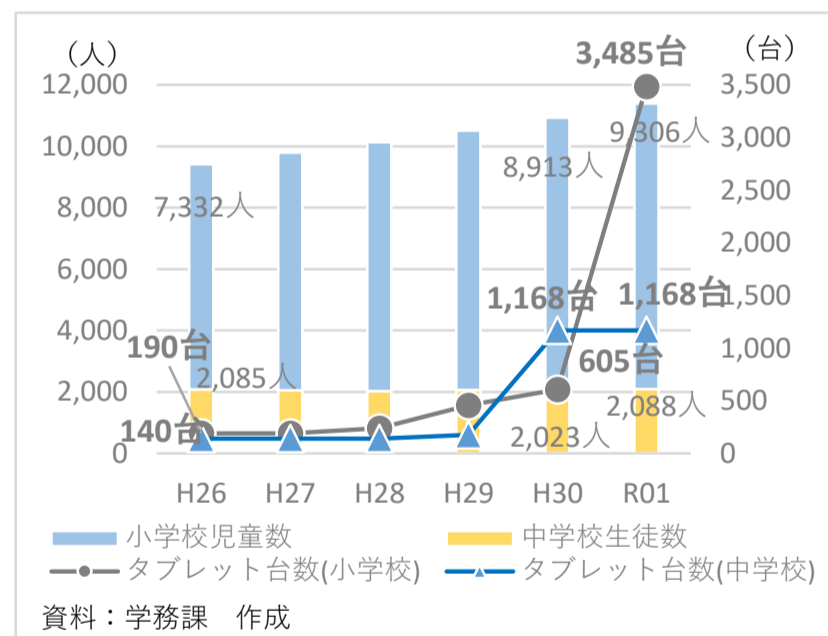
●関連データ●

① 「資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と思う児童生徒の割合



「自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している」と思う児童生徒の割合は、都の平均と比べ高い水準にありますが、年によって増減しており、上昇に向けた取組が必要です。

② 区立小・中学校の児童・生徒用タブレット整備状況



区では、児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導におけるICT機器活用の推進等に向け、質の高い教育情報ネットワーク環境を整備しています。平成30年度には中学校、令和元年度には小学校へ3人に1人の割合で児童・生徒用タブレット端末を配備しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 新学習指導要領に基づき、グローバル社会で必要とされる外国語によるコミュニケーション能力や、学習の基盤としての情報活用能力の育成が求められています。
- ・ Society5.0において求められる力の育成のため、個々の学習状況や傾向に合わせた学びの支援が必要とされています。

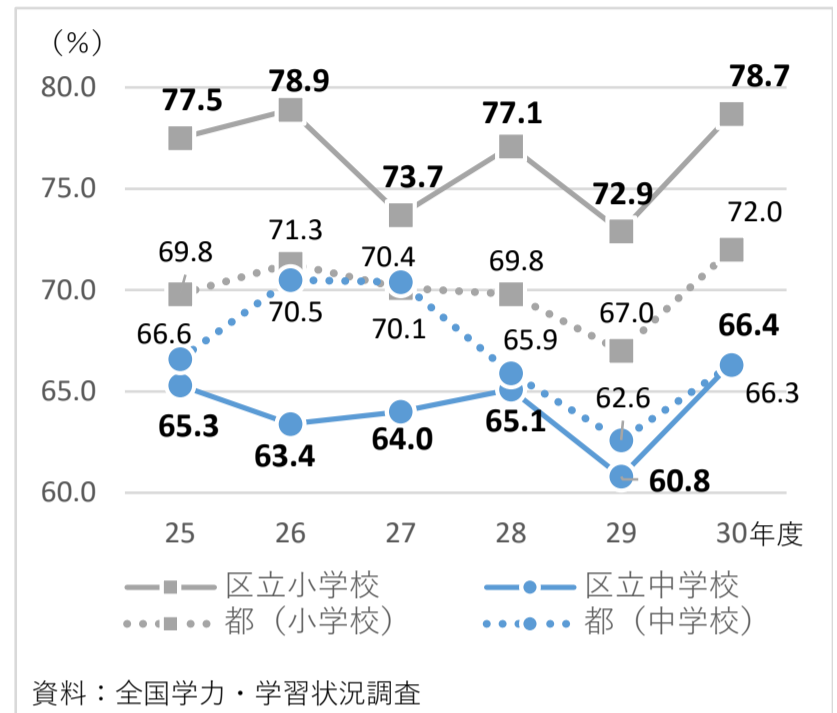
主要課題	No. 9	共に生きるための豊かな心と行動力（共生力）の育成
-------------	-------	--------------------------

●現状●

- 平成29年3月に改訂された新学習指導要領において、30年度から小学校で、31年度からは中学校で、道徳が教科化されました。
- いじめによる事件が報道されています。本区の区立小・中学校のいじめ認知件数は増減を繰り返しており、平成29年には、小学校では79件、中学校では24件のいじめを認知しています。
- 区では、生命を尊重し、自他の違いを認め、自分も他者も大切にできるいのちと心の教育を進めるとともに、社会の一員としての規範意識や倫理観、全ての人への思いやりの心などを育む道徳教育を進めています。
- 新学習指導要領では、「伝統や文化に関する教育」が重要とされています。区においては、子どもたちが本区の歴史や文化を大切に作る心をもてるよう、文京ふるさと学習副読本等を活用した教育活動を進めています。
- 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次計画」において、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成することが基本理念として掲げられています。
- 区では、「すべての子どもたちへの適切な教育機会の保障」を重点課題として捉え、適切な学習の機会と環境を保障するための取組を進めています。

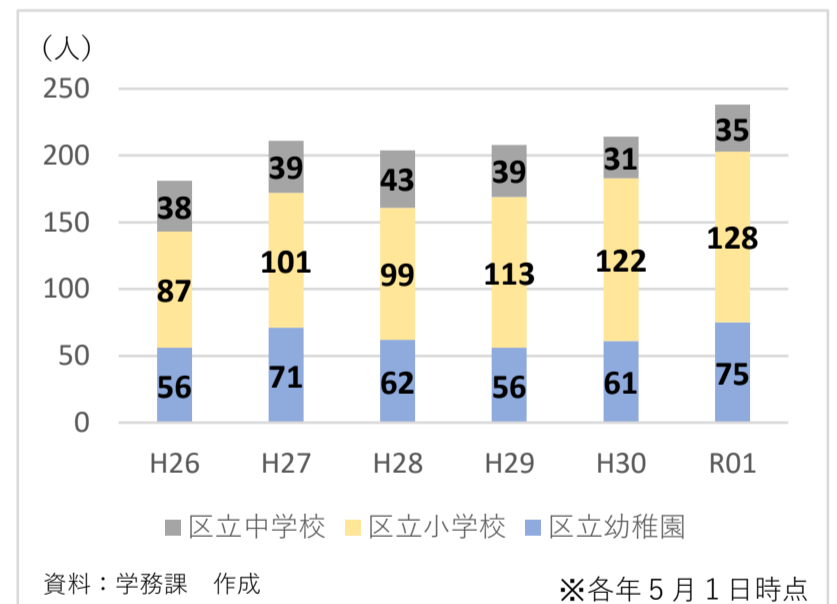
●関連データ●

① 「人の役に立つ人間になりたいと思う」項目における肯定度



都と比較して、小学生が高い水準で推移している一方、中学生はやや低い水準で推移しています。

② 特別支援学級に在籍する児童生徒及び幼稚園特別保育児の数



特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が年々増加しています。そのため、支援員や指導員を配置し、個別の教育支援計画や個別指導計画に基づいた合理的配慮の提供に努めています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 学習指導要領の改訂による道徳の教科化に伴い、道徳教育の充実が求められています。
- ・ 国や地域の伝統や文化を尊重し、地域の一員としての自覚と責任をもって行動できるよう、教育内容や教育方法の充実を図る必要があります。
- ・ 共生社会を構築するために、特別支援教育の課題に対応していく様々な仕組みが必要とされています。

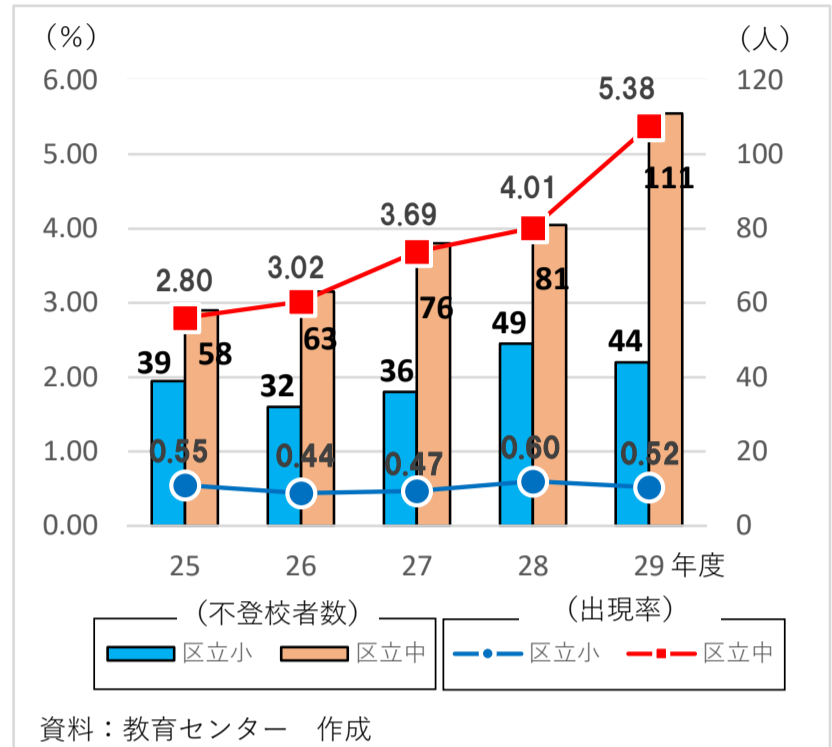
主要課題	No. 10	不登校への対応力強化
-------------	--------	-------------------

●現状●

- 平成28年に公布された「教育機会確保法」において、不登校児童生徒に対する教育機会の確保や、普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することが定められました。
- 平成29年に発出された文部科学省の通知では、不登校の児童・生徒の多様な状況に対応したきめ細かな支援を行うため、教育委員会・学校と、民間の団体等が連携し、相互に協力・補完しあうことや、民間の団体等との連携協力の取り組み等により、活動の充実が図られることが重要であるとされています。
- 本区の区立小・中学校の不登校児童・生徒数は、増加傾向にあります。また、不登校となる児童・生徒の背景は多様化しており、学校だけでは十分に対応することが難しくなっています。
- 区では、不登校児童・生徒への対応強化や、早期発見・早期対応等に努めていますが、出現率を下げるまでには至っていません。
- 引き続き、不登校の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、区内大学やスクールカウンセラー等の教育資源を活用し、組織的・計画的なアセスメントを強化することで、「チーム学校」を見据えた、不登校を生まない教育環境の整備を進めています。

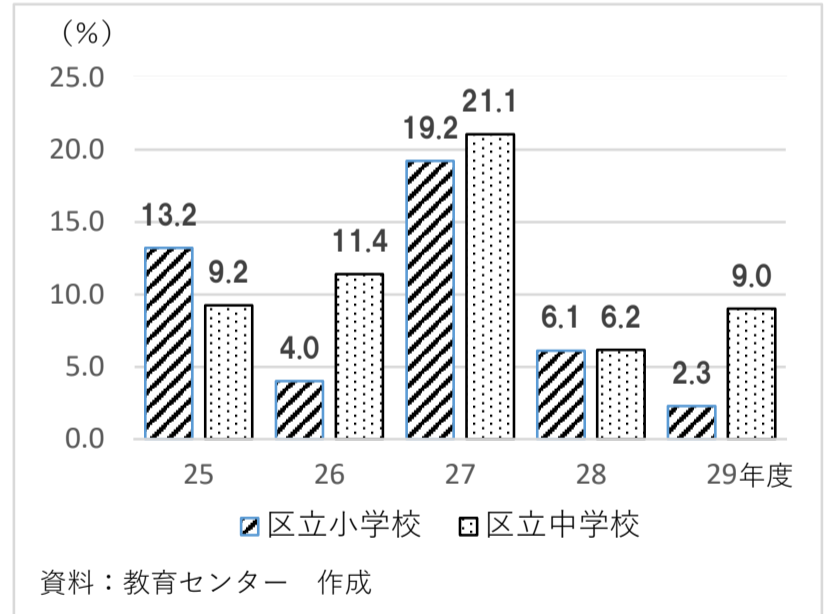
●関連データ●

① 区の不登校者数及び出現率の推移



区立中学校に通う生徒の不登校出現率は増加傾向にあります。

② 担任以外関わりがない児童・生徒の割合



担任とだけの関わりでは、学校を卒業したときに社会との接点が途切れてしまいがちです。義務教育在籍中に担任からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そして外部の相談機関につながることで長期のひきこもりへの予防になります。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 不登校の発生の未然防止や早期対応のために、児童・生徒とその保護者、学校も含めた関係機関への支援体制を充実する必要があります。
- ・ 不登校になってからの児童・生徒・保護者に対しての相談体制の充実を図る必要があります。
- ・ 不登校となった児童・生徒の学校復帰や社会的自立等につなげるため、教育支援センター（適応指導教室）の充実等、居場所づくりを推進する必要があります。
- ・ 中学校卒業後も、不登校経験者の支援をつなぐ相談体制を推進する必要があります。

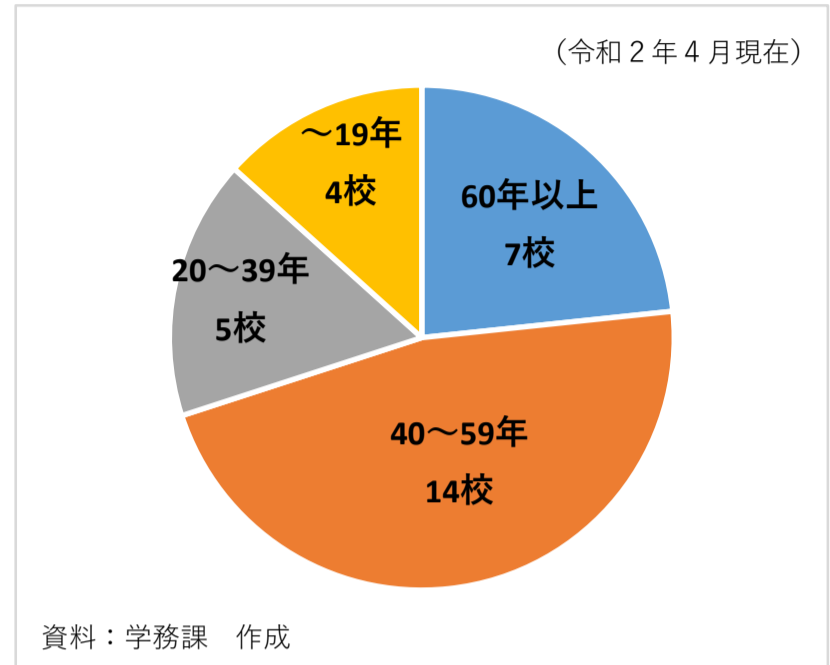
主要課題	No. 11	学校施設等の計画的な改築・改修等
-------------	--------	------------------

●現状●

- 令和2年度現在、区立小学校20校の内、築60年超の学校が4校、築30年超の学校は12校あります。また、区立中学校10校の内、築60年超の学校が1校、築30年超の学校は6校あります。（改築工事实施中の学校を含む。）
- 区では、老朽化した学校施設の改築・改修については、「公共施設等総合管理計画」において基本的な方針について定めており、施設の状態や緊急度等を考慮し、順次実施しています。
- 校庭や外壁・サッシ等の老朽化に伴い、改修工事を実施しています。
- 築30年以上が経過している学校について、快適な教育環境とするため、内装改修工事等、施設の快適性向上に向けた工事を実施しています。
- 本区の年少人口は、増加が続いています。それに伴い、児童数も増加しており、教室増設対策を実施しています。

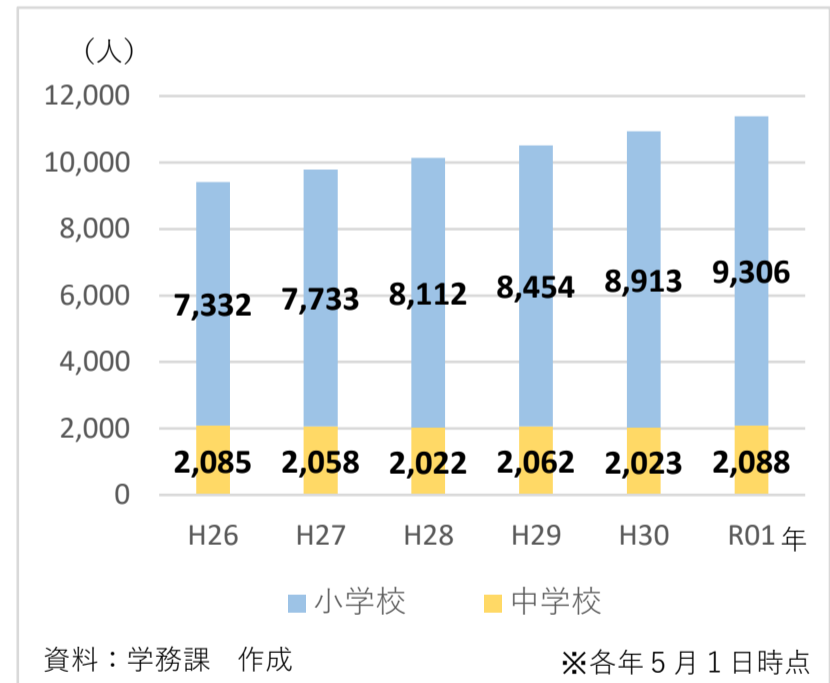
●関連データ●

① 区立小・中学校の築年数の分布（R2.4月時点）



本区には、区立小中学校は全30校あります。築後40年を超える学校が21校あり、その内、築後60年を超える学校が7校と、全体的に老朽化が進行しています。

② 区立小中学校の児童生徒数の推移



区立小学校に通う児童数は近年増加傾向にあり、これに伴い、教室増設対策を行うなど、計画的な施設の改修が求められます。一方、区立中学校に通う生徒数は横ばいの傾向にあります。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区公共施設等総合管理計画（平成29年度～平成38年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区内の学校施設の老朽化が進行する中、計画的な改築・改修工事等により、児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を確保する必要があります。
- ・ 近年増加が続いている年少人口の推移に引き続き注視し、今後の小学校の教室増設について検討を進め、適切に対応していく必要があります。

主要課題	No. 12	就学児童の多様な放課後の居場所づくり
-------------	--------	---------------------------

●現状●

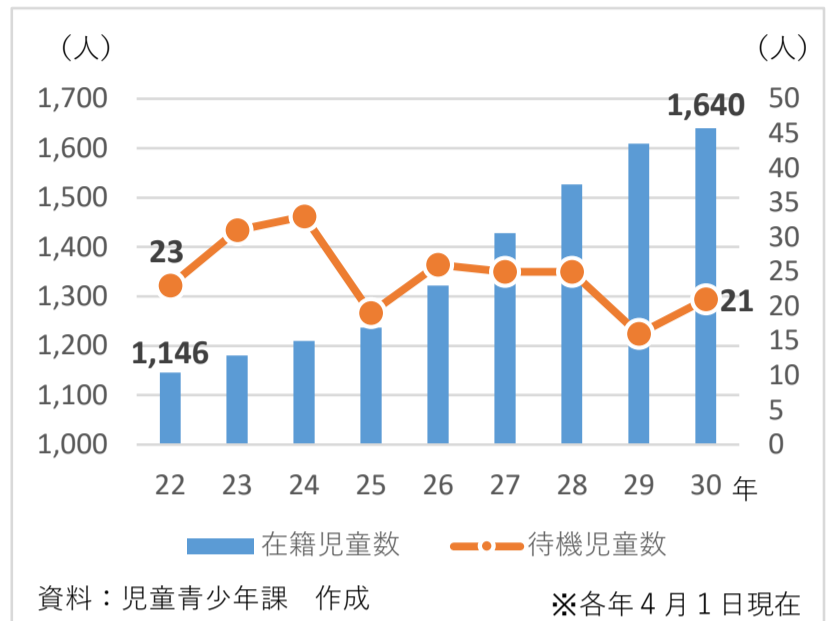
- 保護者の就労や疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けられない児童のため、区内38か所（平成31年4月現在）に育成室を開設しています。これまでの施設の増設に合わせて在籍児童数は年々増加し、平成30年には1,640人となっています。なお、育成室の待機児童数は、22年以降、増減を繰り返し、30年は21人となっています。
- 保育時間の延長や一時利用など、公設の育成室では対応できないニーズもあることから、民間事業者による都型学童クラブの誘致を進めており、平成31年4月現在、区内で3か所開設しています。
- また、区では、放課後全児童向け事業を全区立小学校で実施しています。同事業では、区立小学校の放課後や学校休業日等に、校庭等の小学校の施設の一部を開放し、地域の大人等の見守りのもと、子どもが安心して遊びや学びなどの活動ができる居場所を提供しています。
- さらに、児童を健全に育成するための施設として、区内16か所に児童館を設置しています。各児童館の利用者数は、地域や年度によって増減しています。
- 児童館と放課後全児童向け事業は、対象としている利用者の一部が重複する関係性にあります。
- 本区の年少人口は近年増加傾向にあり、今後とも増加が続くことが見込まれています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画
（平成27年度～平成31年度）

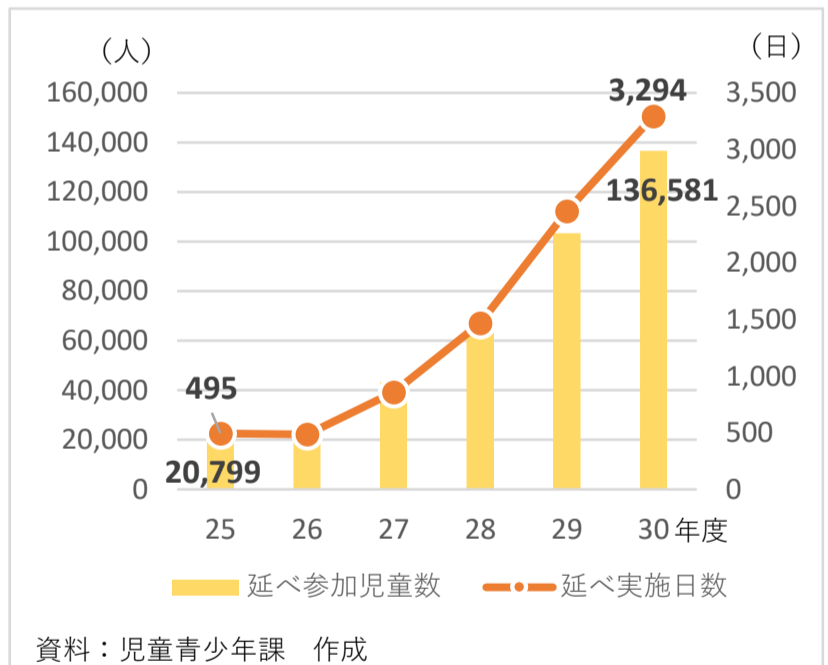
●関連データ●

① 育成室在籍児童数と待機児童数の推移



就学児童数の増加に伴い育成室利用のニーズが高まっていることから、育成室の整備を進めており、在籍児童数は増加しています。一方、育成室待機児童数は増減を繰り返しており、おおよそ横ばいで推移しています。

② 放課後全児童向け事業の実績値の推移



放課後全児童向け事業は全区立小学校で実施しています。これまでの段階的な事業開始に伴い、事業実施日数と延べ参加人数も年々増加しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 育成室で待機児童が発生している一方、本区の年少人口は今後も増加が続くと見込まれていることから、就学児童の放課後の居場所をさらに整備・充実していく必要があります。
- ・ 放課後全児童向け事業の実施が児童館の利用状況に与える影響も踏まえ、利用実態に合わせた児童館の望ましいあり方について検討する必要があります。

主要課題	No. 13	青少年の健全育成と自主的な活動の支援
-------------	--------	--------------------

●現状●

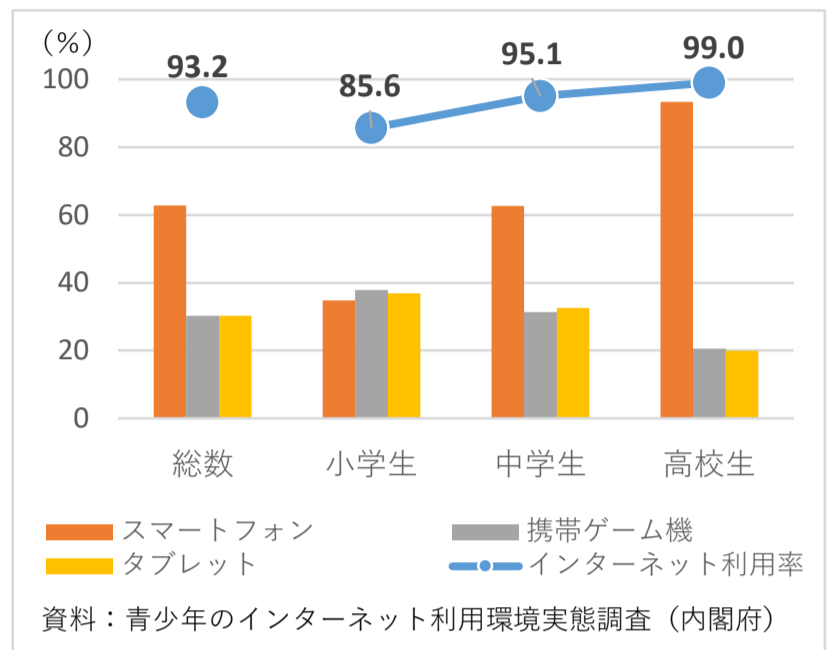
- 区では、地域の人たちとの交流の中で青少年の自立を促し、社会性を育てていくため、青少年が主体的に社会参加を図ることができる、青少年健全育成会やNPO等の活動や事業を支援しています。
- 青少年健全育成会やNPO等、地域の中で活動する団体により、青少年が社会参加・社会参画できる機会が提供されている一方で、実際に地域団体等の事業へ参画する青少年の数は伸び悩んでいます。
- スマートフォンや携帯ゲーム機等を用いたインターネットによるコミュニケーションが常態化するなど、青少年を取り巻く情報環境は時代とともに変化しています。
- 平成27年に、中高生の自立性・社会性の成長を応援することを目的として、“中高生の秘密基地”をコンセプトとした「b-lab（青少年プラザ）」を開設し、中高生自らがイベントの企画やb-labの運営に携わっています。b-labの利用者数及び利用者満足度は、年々増加しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区子育て支援計画
(平成27年度～平成31年度)

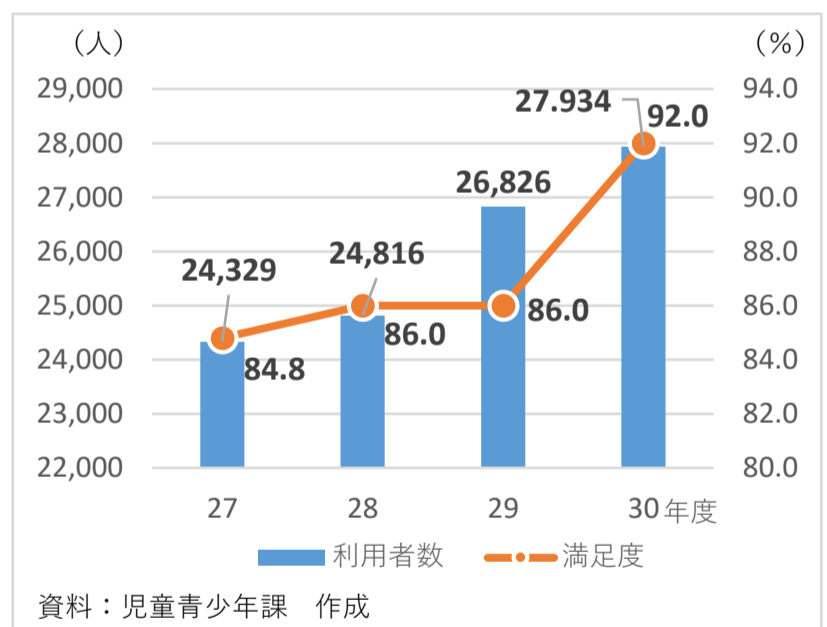
●関連データ●

① 青少年（10～17歳）のインターネット利用状況（30年度）



全体の93.2%が、何らかの媒体を用いてインターネットを利用しています。また、インターネットを利用する機器は、スマートフォンや携帯ゲーム機が上位となっています。

② b-lab（青少年プラザ）の利用者数及び利用者満足度



b-lab（青少年プラザ）の利用者数及び満足度は増加傾向にあり、利用者アンケートで「満足している」と回答した割合は、平成30年度には92%となっています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 青少年の社会参画を促すため、多くの青少年に利用されているコミュニケーション媒体を活用した地域交流イベントの実施や、利用者数が年々増加している青少年プラザと地域団体との連携など、社会参画のきっかけ作りとなる取組が必要です。
- ・ 青少年の自主的な活動の起点となる環境の更なる整備が必要とされています。

主要課題	No. 14	介護サービス基盤の充実
-------------	--------	-------------

●現状●

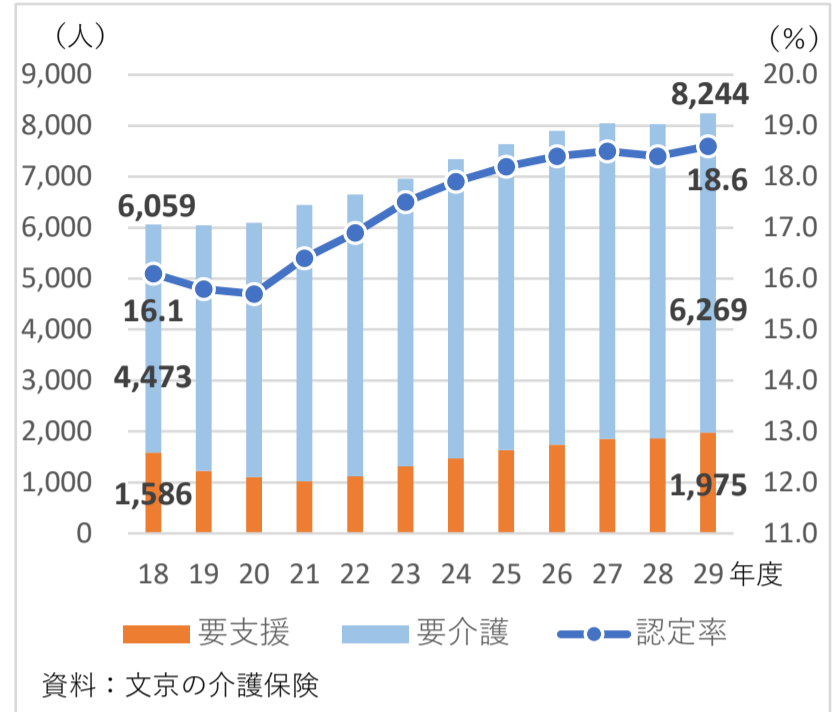
- 本区の要介護・要支援認定者数は8,200人を超えています。また、要介護・要支援認定率は、上昇傾向から横ばいに推移し、平成29年度は18.6%となっています。
- 本区の高齢者人口や高齢化率は、今後も増加が見込まれ、介護サービスのニーズも、更に高まっていくことが考えられます。
- 平成28年度の高齢者等実態調査では、力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業について「施設サービスの充実」を求める声が多いためです。一方、要介護・要支援認定者の68.8%が、今後の暮らし方について、自宅での暮らしを希望しています。
- また、区内の介護事業所の51.8%が従業員不足を感じています。そのうち59.7%が「採用が困難」と回答しており、その理由として、賃金や社会的評価の低さ、身体的な仕事のきつさなどが挙げられています。
- 都の試算では、2025年に36,000人の介護人材が不足するとしており、本区においても、事業所の人材確保を支援する必要があります。
- 経済連携協定（EPA）等に基づく介護福祉士候補者の受け入れや、平成29年9月に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が施行し、新たに在留資格に「介護」が創設されるなど、今後、日本国内で介護の業務に従事する外国人の増加が見込まれます。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

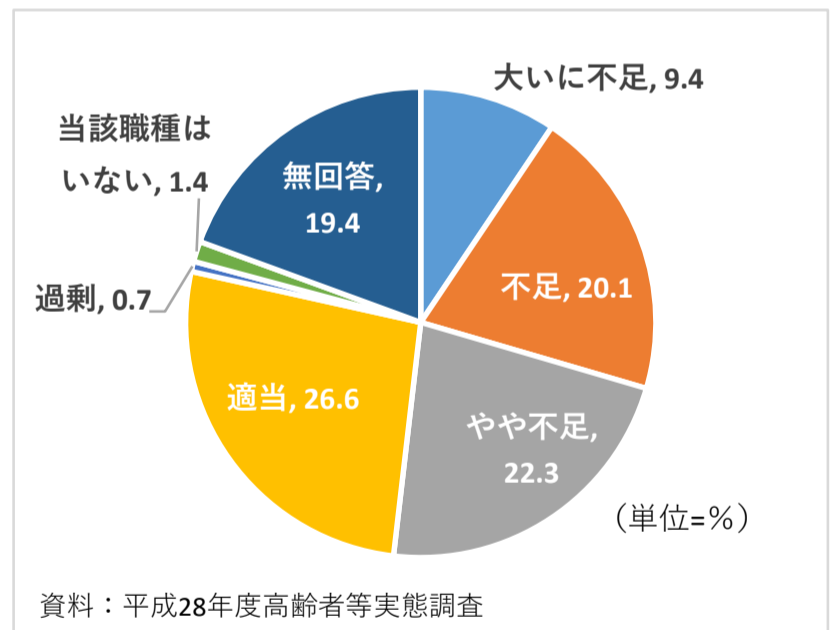
●関連データ●

① 要介護・要支援認定者数の推移



要介護・要支援認定者数は第1号・第2号被保険者の合計、認定率は第1号被保険者のみの算出です。平成18年度から29年度までの11年間で、認定者は2,185人、36.1%、認定率は2.5ポイント増加しています。

② 介護事業所の従業員の過不足状況



区内の介護事業所の51.8%が、従業員不足を感じており、「採用が困難」「離職率が高い（定着率が低い）」「事業を拡大したいが人材が確保できない」などの声が多く寄せられています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 在宅介護、施設利用などの様々な介護ニーズに対し、必要なサービスを着実に提供するため、特別養護老人ホームや、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス、訪問介護、通所介護などの介護サービスを拡充する必要があります。
- ・ 安定的な介護サービスを提供するため、介護人材の確保・定着を図る必要があります。

主要課題	No. 15	【地域包括ケアシステムの深化・推進①】在宅医療・介護連携の推進
-------------	--------	--

●地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

○高齢者・介護保険事業計画（第7期）における重点的取組事項

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

●現状●

- 今後も高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた場所で自立した生活を送るためには、訪問診療や訪問介護等のサービスなどのほか、介護サービスなどによる生活支援も必要となります。
- 都の「地域医療構想」では、文京区を含む区中央部の、2025年の在宅医療等の必要量を11,864人／日と推計しています。また、介護保険法に基づく「在宅医療・介護連携推進事業」に全ての自治体が主体的に取り組むことが必要です。
- 平成28年度の高齢者等実態調査では、地域で暮らし続けるために必要なこととして、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービス」や「往診などの医療サービス」が求められています。また、自宅で最期まで療養するために「往診・訪問診療をしてくれる医師」が必要との結果となりました。
- また、かかりつけ医がいる割合は、要介護・要支援認定者で93.0%です。一方、1年間で訪問治療を受けた、要介護・要支援認定者の割合は、23.8%となっています。
- 高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える医療関係者や介護サービス事業者など、専門職による有機的な多職種連携が、より重要になっています。

●関連データ●

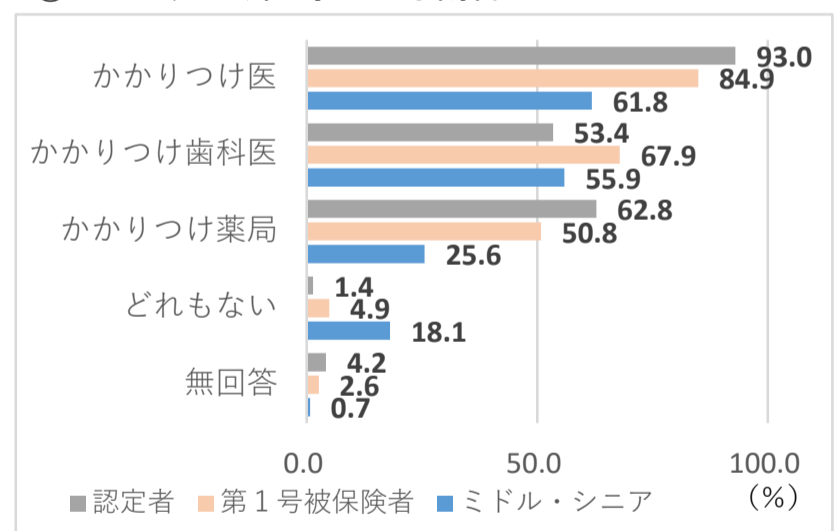
① 自宅で最期まで療養するために必要なこと
(要介護・要支援認定者の回答)

1	往診・訪問診療をしてくれる医師	84.2%
2	介護してくれる家族	55.2%
3	食事や排せつなどの介助をしてくれるホームヘルパー	54.3%

資料：平成28年度高齢者等実態調査

第1号被保険者（要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方。以下同じ。）や「ミドル・シニア」（要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者。以下同じ。）も、「往診・訪問診療をしてくれる医師」が最も多い回答でした。

② かかりつけ医等がいる割合



かかりつけ医の定着は、認定者で93.0%、第1号被保険者で84.9%、ミドル・シニアで61.8%となっています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）
- ・ 文京区保健医療計画（平成30年度～平成35年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 在宅医療が必要な方に適切な医療サービスを提供するため、地域医療連携の更なる充実が必要です。
- ・ 在宅で医療や介護を受ける方に、希望するサービスを提供できるよう、在宅療養を支える多職種による連携体制を強化する必要があります。

主要課題	No. 16	【地域包括ケアシステムの深化・推進②】 認知症施策の推進
-------------	--------	-------------------------------------

●地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

○高齢者・介護保険事業計画（第7期）における重点的取組事項

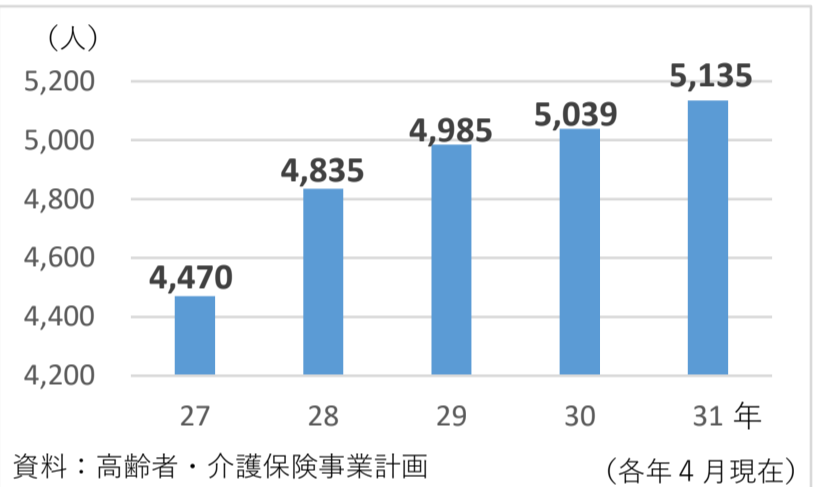
- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

●現状●

- 平成29年に「認知症施策推進総合戦略」の基本的な考え方が介護保険法に位置づけられ、地域包括ケアシステムの深化・推進に当たり、認知症施策の推進が求められています。
- 本区の要介護・要支援認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる高齢者は、平成31年4月で5,135人で、平成27年から31年までの4年間で600人以上増加しています。
- 区では、高齢者あんしん相談センターに「認知症支援コーディネーター」を配置し、区・嘱託医等と連携しながら、認知症に関する相談業務を実施し、適切な医療・介護サービス等につなげています。
- また、認知症を正しく理解し、認知症本人や家族の見守り等を行う認知症サポーターを、平成30年度までに14,018人養成しました。また、家族の支援として、認知症家族交流会や介護者教室等を行っています。
- 政府は、令和元年6月に認知症施策推進大綱を策定し、認知症になっても地域で安心して暮らせる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を柱に対策を強化する方針を示しています。

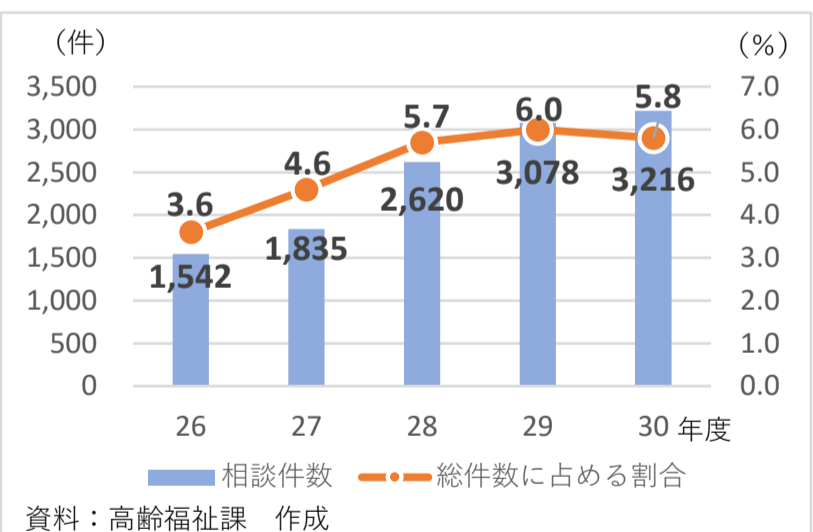
●関連データ●

① 認知症高齢者（自立度Ⅱa以上）の推移



日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる高齢者（日常生活自立度Ⅱa以上）は、増加を続けています。

② 高齢者あんしん相談センターの認知症相談件数



認知症に関する相談件数は、高齢者数の増などにより年々増加し、総相談件数に占める割合も増加傾向です。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発や、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくりを促進する必要があります。
- ・ 認知症の発症時期や症状に応じた適切な支援を、切れ目なく行うことに加え、認知症が重症化する前に、早期に適切な支援につなげる仕組みを整備することが求められます。

主要課題	No. 17	【地域包括ケアシステムの深化・推進③】介護予防・地域での 支え合い体制づくりの推進
-------------	--------	--

●地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

○高齢者・介護保険事業計画（第7期）における重点的取組事項

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

●現状●

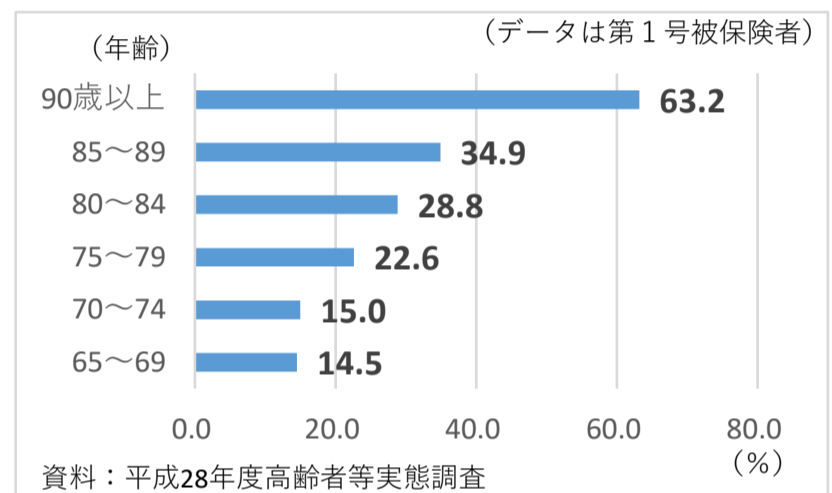
- 「人生100年時代」を迎え、健康寿命の延伸が、様々な高齢者施策に影響を与える鍵となっています。
- 平成28年度の高齢者等実態調査では、多くの高齢者が、自分が介護が必要になることに対して不安を感じている状況であるとともに、健康管理や介護予防事業に対する関心の高さも見受けられます。また、第1号被保険者（要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方）の日常生活では「歩く速度が遅くなってきた」が45.6%、「昨年と比べて外出の回数が減った」が21.3%となっています。
- ボランティアに関心のある高齢者は、第1号被保険者が37.7%、ミドルシニア（要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者）が64.6%です。
- 区では、高齢者が閉じこもりや要介護状態になることを予防するため、「文の京介護予防体操」や「口腔機能向上教室」等の介護予防普及啓発事業を実施しています。また、住民主体の通いの場の運営等を支援するとともに、「文の京フレイル予防プロジェクト」により、栄養・運動・社会参加の側面から、健康寿命の延伸を目指しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）

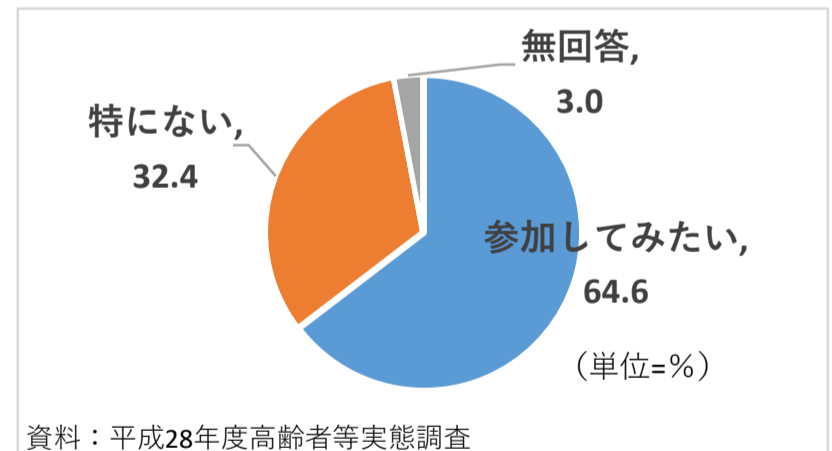
●関連データ●

① 昨年より外出回数が減った人の年齢別割合



昨年と比べて外出の回数が減った人は、年齢が上がるごとに、その傾向が高まっています。

② ミドルシニアのボランティア活動への意向



参加してみたい主な活動は「趣味や特技を生かした活動」34.5%、「子どもを対象とした活動」22.6%、「環境美化に関する活動」18.0%（複数回答）などとなっています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 高齢者が自発的に介護予防に取り組むことができるよう、介護予防に関する知識の普及啓発を推進するとともに、身近な地域で継続して介護予防に取り組める場や、高齢者がいきいきと元気に活動できる場の充実が求められます。
- ・ 元気高齢者には福祉の担い手としての活躍が期待され、社会的役割を持つことにより、生きがいがづくり・介護予防を推進する必要があります。

主要課題	No. 18	【地域包括ケアシステムの深化・推進④】高齢者の居住安定の支援
-------------	--------	---------------------------------------

●地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる2025年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

○高齢者・介護保険事業計画（第7期）における重点的取組事項

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進
- ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

●現状●

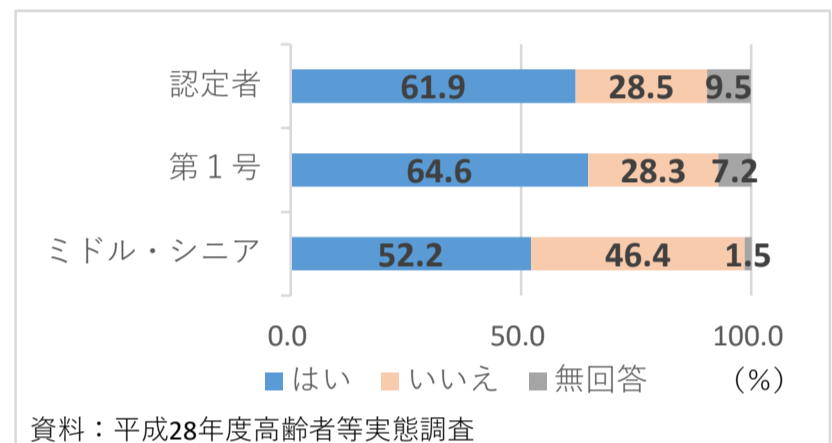
- 孤独死等の不安を背景に、高齢者が民間賃貸住宅への入居制限を受けやすい傾向があります。
- 平成28年度の高齢者等実態調査では、今後、介護が必要になった場合も住み続けられる住まいである割合は、要介護・要支援認定者が61.9%などとなっており、身体機能の低下に伴う、住まい方の支援が必要です。
- 生活の基盤として必要な住まいが確保され、本人の希望にかなった住まい方の支援が地域包括ケアシステム的前提となるため、区では、平成27年度から、住宅の確保に配慮が必要な高齢者に対して「すまいる住宅登録事業」や「ライフサポートアドバイザー事業」など、住まいの確保と住まい方を支援する「文京すまいるプロジェクト」を実施しています。
- また、住宅セーフティネット法に基づき、平成29年度に「文京区居住支援協議会」を設立し、不動産関係団体・居住支援団体・区が連携し、民間賃貸住宅を活用した高齢者住宅の確保に努めています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画
(平成30年度～平成32年度)

●関連データ●

① 介護が必要になっても住み続けられる住まいか



介護が必要になった場合に住み続けられる住まいである割合は、要介護・要支援認定者が61.9%、第1号被保険者（要介護・要支援認定を受けていない65歳以上）が64.6%、ミドルシニア（要介護・要支援認定を受けていない50～64歳）が52.2%となっています。

② 文京すまいる住宅登録事業の実績

年度	入居資格認定	登録住宅	入居決定
27	60件	53件	8件
28	27件	38件	7件
29	19件	35件	9件
30	36件	31件	3件

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉本事業は、住まいの協力店と連携し、民間賃貸住宅について、入居制限を受けやすい高齢者等の入居を拒まない住宅として登録してもらい、高齢者等の住まいの確保と居住の安定を図ります。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 住宅の確保に配慮を要する高齢者に対して、高齢を理由に入居を拒まない住宅の確保を促進し、見守りや入居の際の支援等を行う必要があります。
- ・ 住み慣れた地域の中で、自立した日常生活を送れるよう、様々な施策と連携できる体制を強化する必要があります。

主要課題	No. 19	高齢者の見守りと権利擁護
-------------	--------	--------------

●現状●

- 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向であり、平成27年の国勢調査では3万世帯を超えました。全世帯に対する割合は24.9%で、およそ4世帯に1世帯の割合で推移しています。また、高齢者のいる世帯のうち41.8%が高齢者単独世帯です。
- 区では、高齢者あんしん相談センター及び関係協力機関（公共機関・団体・民間事業者）が相互に連携し、地域全体で声かけや見守り等を行う「ハートフルネットワーク事業」を実施しています。
- 高齢者あんしん相談センターに寄せられる、高齢者の虐待に関する相談は、年間でおおむね400件を超える件数で推移しています。
- 成年後見に関する相談件数は、増減がありながらも、年間で約400件の相談が寄せられる場合もあり、適切な対応の必要性が高まっています。
- 国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」では、全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを目標に掲げています。加えて、広報・相談・利用促進など、地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関を設置することが求められています。

●関連する主な計画等●

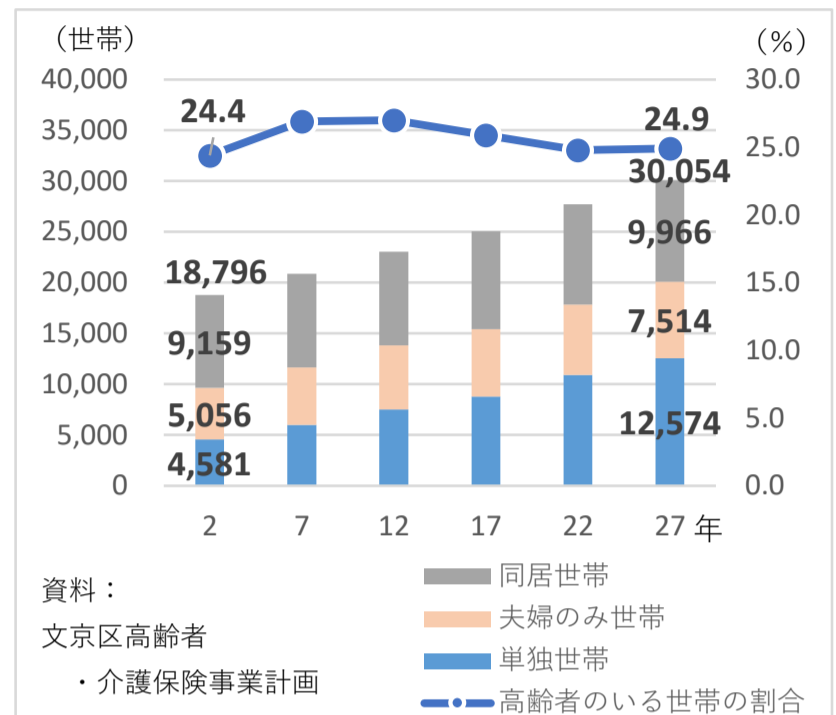
- ・ 文京区高齢者・介護保険事業計画
（平成30年度～平成32年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 高齢者を地域で見守り、支え合う体制を強化し、適切なサービスにつなげる必要があります。
- ・ 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制の強化が必要です。
- ・ 適切な成年後見制度の利用促進に加え、中核機関の機能整備等、地域連携ネットワークの整備が必要です。

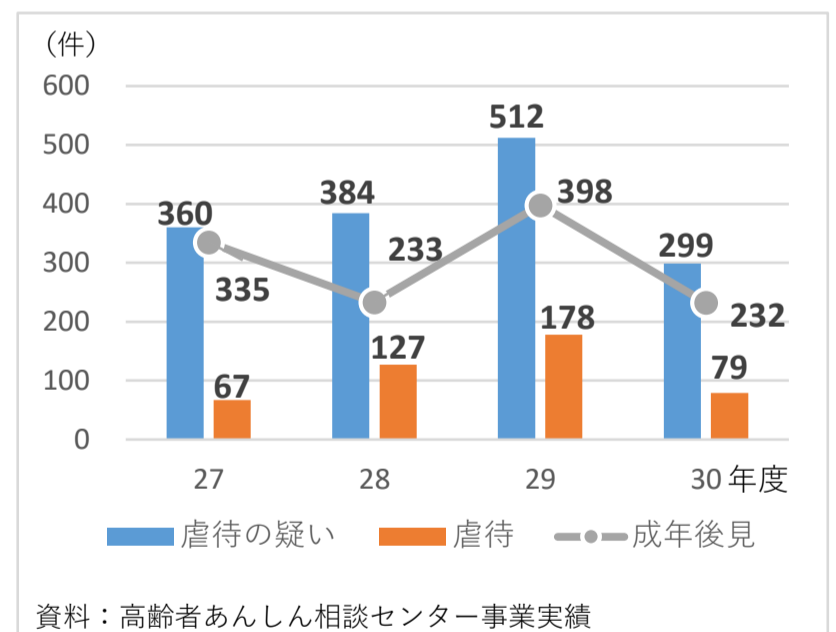
●関連データ●

① 高齢者のいる世帯の推移



「単独世帯」は65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は夫が65歳以上の夫婦世帯、「同居世帯」は高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。単独世帯は年々増加する一方、同居世帯の割合は、減少傾向です。

② 高齢者虐待に関する相談件数



高齢者あんしん相談センターにおける、虐待及び虐待の疑いのある相談は、年間でおおむね400件を超えています。

主要課題	No. 20	地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備
-------------	--------	-------------------------------------

●現状●

- 「地域福祉保健計画」では、地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指しています。
- 団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代も65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」に対応するために、全ての世代が能力に応じて支え合う全世代型の社会保障に加え、地域の特性に応じた支え合いの仕組み作りが求められています。
- 区では、社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置し、住民が主体的に地域課題を把握して、解決を試みる体制づくりの支援を行っています。
- 8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題への対応も求められています。

8050	高齢の親と無職独身の50代の子が同居する世帯
ダブルケア	介護と育児に同時に直面する世帯
ヤングケアラー	大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども

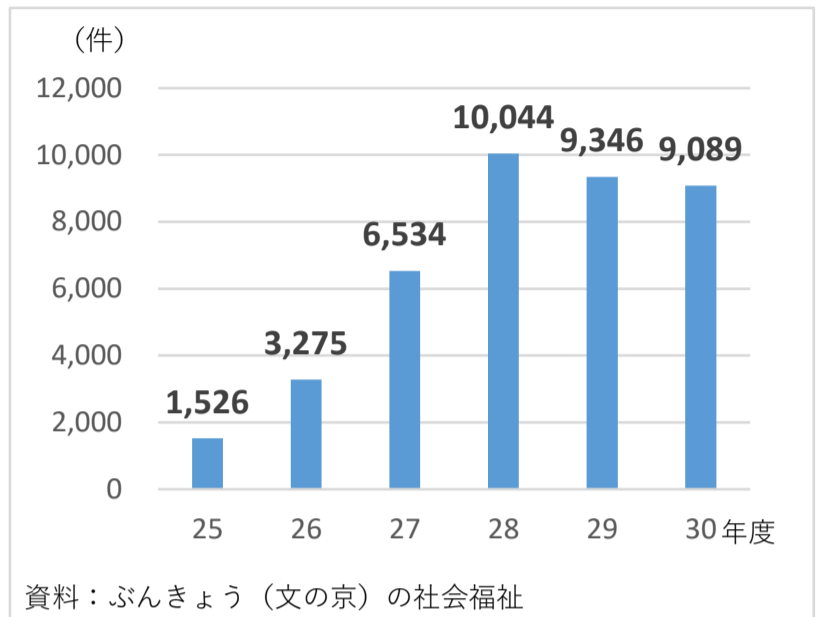
- 内閣府では、平成30年度に実施した「生活状況に関する調査」により、満40～64歳のひきこもりを61.3万人と推計しており、ひきこもりの高齢化が問題となっています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区地域福祉保健計画
(平成30年度～平成32年度)

●関連データ●

① 地域福祉コーディネーターの活動実績



地域福祉コーディネーターは、平成24年度に1圏域で配置し、26年度に2圏域、27年度に区内全4圏域に配置しました。活動実績は、直接支援・間接支援・地域支援・啓発活動の合計です。

② 全国のひきこもり群の推計（満40～64歳）

生活状況	%	推計（万人）	区分
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出	0.58	24.8	準ひきこもり群
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.65	27.4	狭義のひきこもり群
自室からは出るが家からは出ない、または、自室からほとんど出ない	0.22	9.1	
広義の引きこもり群	1.45	61.3	

資料：内閣府 生活状況に関する調査（平成30年度）

内閣府の調査では、満40～64歳のひきこもりが全国で61.3万人（出現率1.45%）と推計しています。また、満15～39歳の場合は、平成27年度の調査で54.1万人（出現率1.57%）と推計しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 地域における住民主体の活動において、住民が抱える多様な課題に関して、日常的に相談できる環境を整備する必要があります。
- ・ 地域では解決が困難な複雑化・複合化した問題に対応する、多機関の連携ネットワークを構築する必要があります。

主要課題	No. 21	障害者の自立に向けた地域生活支援の充実
-------------	--------	----------------------------

●現状●

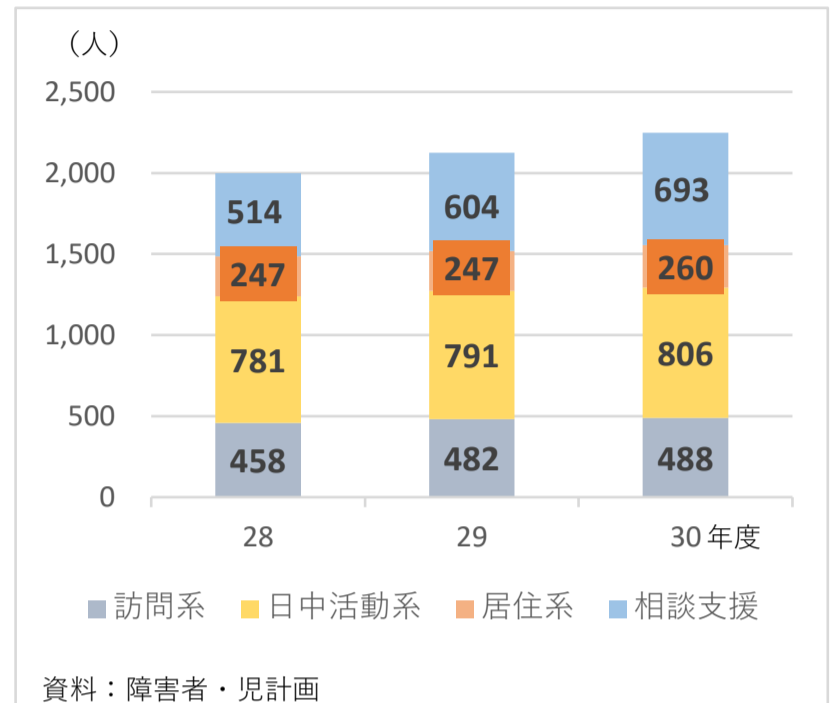
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、平成30年度末現在で2,247人で、28年度と比較すると12.4%増加しており、訪問系、日中活動系、居住系、相談支援すべてにおいて増加傾向が続いています。
- 親亡き後を見据えたグループホームや、特別支援学校卒業生等を受け入れる生活介護事業所等の整備を希望する声が多いものの、区内の土地の確保や、地域の理解など、民間事業者が施設整備を進めるには多くの課題があります。
- 区では、平成27年度に障害者基幹相談支援センターを開設し、障害の種別にかかわらず、総合的・専門的な相談対応等を行い、障害者の自立を支援しています。
- 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針において、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り）を有した地域生活支援拠点の整備を促進することが示されています。区においても、障害者の重度化やその家族の高齢化により相談件数が増加していることなどを踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を進めています。
- また、国の基本指針では、精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が示され、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置などが求められており、区としても体制整備を検討しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区障害者・児計画
（平成30年度～平成32年度）
- ・ 文京区保健医療計画
（平成30年度～平成35年度）

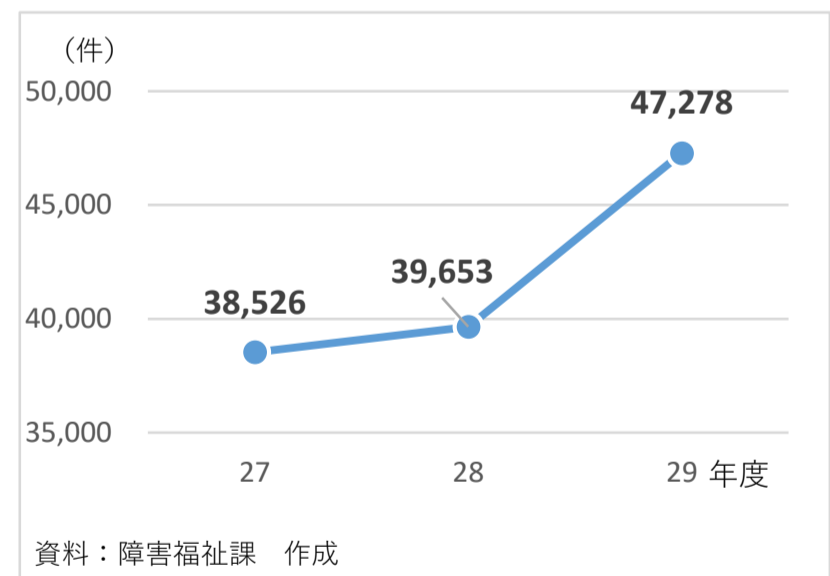
●関連データ●

① 障害福祉サービス等の利用者数（実人数）



平成30年度の相談支援は693人であり、28年度と比べ34.8%増加しています。その他、訪問系サービスが6.6%の増加、日中活動系サービスが3.2%の増加、居住系サービスが5.3%の増加となっています。

② 障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所等における相談実績



相談件数は、平成29年度は47,278件であり、27年度と比べ22.7%増加しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ グループホームや通所施設等の計画的な整備や各種サービスの受入枠の確保等、障害者のニーズに応じたサービスの拡充を図る必要があります。
- ・ 障害者の地域生活を支援する身近な相談拠点の拡充が求められます。
- ・ 福祉施設入所の障害者や入院している精神障害者の地域生活への移行・定着の支援を強化する必要があります。

主要課題	No. 22	障害者の一般就労の定着・促進
-------------	--------	-----------------------

●現状●

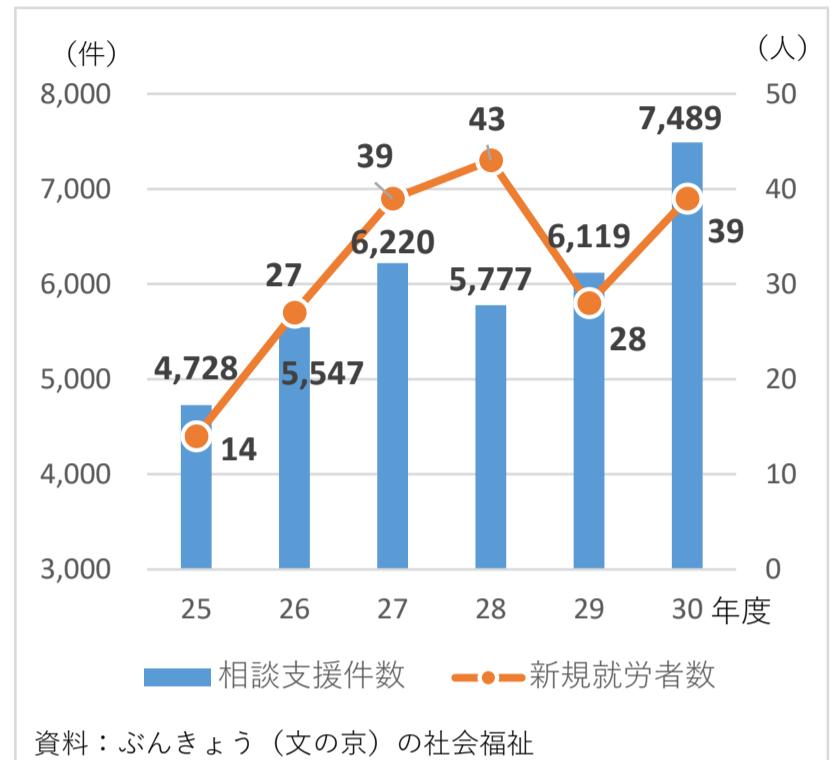
- 障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により、企業の雇用意欲が高まりを見せています。
- 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針では、令和2年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、平成28年度実績の1.5倍以上にする目標を掲げています。
- 障害者就労支援センターでは、障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、身近な地域で就労面と生活面の支援を行うなど、自立と社会参加を促進しています。また、ハローワーク飯田橋をはじめとする関係機関と連携したネットワーク化を図り、的確な支援を行っています。
- 就労移行支援等を利用して一般就労する利用者は増加傾向ですが、障害者就労支援センターの登録者のうち、離職者は毎年30人前後と多い状況が続いており、就労の定着に課題があります。
- 文京区内における法定雇用率達成企業数の割合は、平成30年6月1日現在で24.8%であり、都全体の割合より5%程度低い状況が続いています。
- 平成28年度の障害者（児）実態・意向調査では、障害者が就労のために必要なことについて、「自分に合った仕事を見つける支援」や「障害に応じた柔軟な勤務体系」といった回答が多くを占めており、障害の種別によって、就労に向けた相談支援は多様化しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区障害者・児計画
（平成30年度～平成32年度）

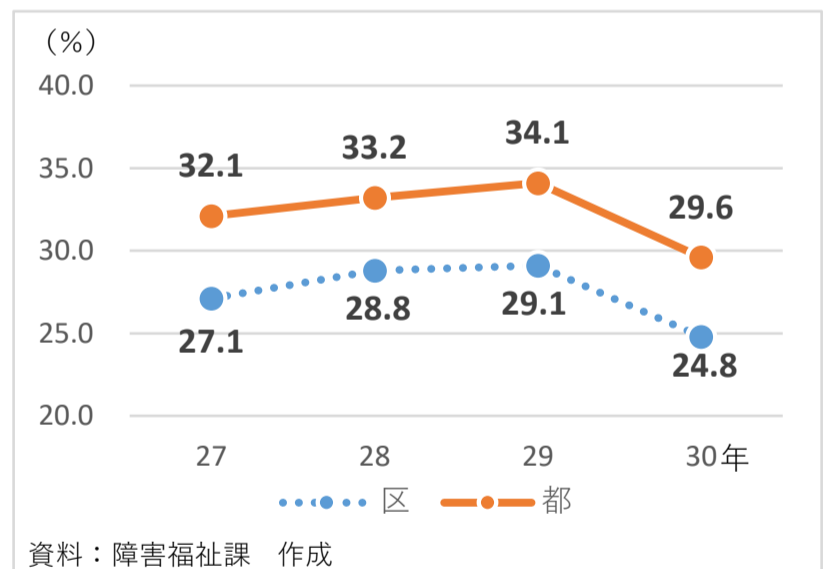
●関連データ●

① 障害者就労支援センターの活動実績



障害者就労支援センターでは、就職準備支援や職場定着支援、生活支援等を行っています。新規就労者数は増加傾向です。

② 法定雇用率達成割合



各年6月1日現在の状況。都全体の割合より低い状況が続いています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、精神障害者も含めた、障害者の多様な就労機会の拡大が必要です。
- ・ 福祉施設を利用する障害者の、一般就労への移行・定着に向けた支援が必要です。

主要課題	No. 23	障害者差別の解消と権利の擁護
-------------	--------	----------------

●現状●

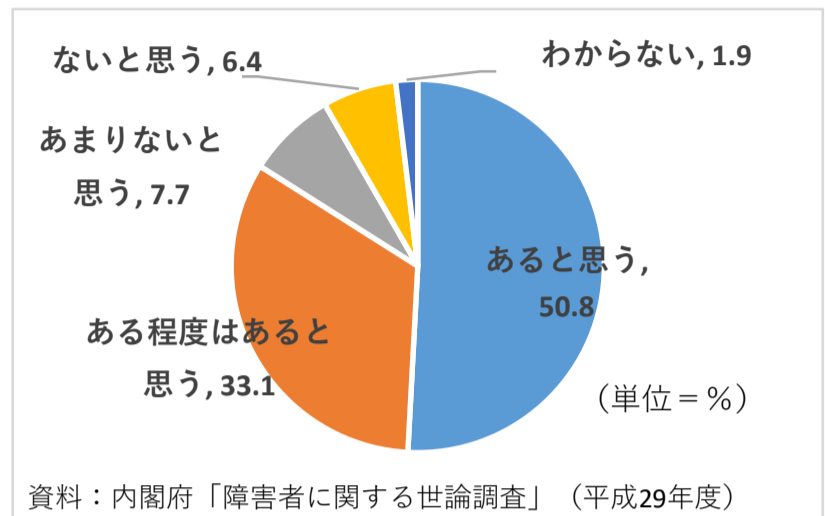
- 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。
- 国は、平成27年2月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を定め、この方針に即し、各省庁において「職員対応要領」や「事業者のための対応指針」が作成されています。また、都では30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行しました。
- 区では、障害者差別解消法の施行を踏まえ、職員が事務・事業を行うに当たり守るべき服務規律として、職員対応要領を定めるとともに、障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例や差別解消のための取り組みの協議を行っています。
- また、心のバリアフリーを推進するため「地域支援フォーラム」等を開催し、障害者の生活支援を実践している第一人者による講演等を行うとともに、「心のバリアフリーハンドブック」を作成し、障害者差別解消法の周知・啓発を行っています。さらに、情報のバリアフリーを推進するため、手話対応職員の配置や区役所窓口への拡大鏡・筆談ボードの設置等を行っています。
- 加えて、障害者虐待防止センターを設置し、虐待の通報や届出、相談について、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに解決に向けた支援を行っています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区障害者・児計画
(平成30年度～平成32年度)

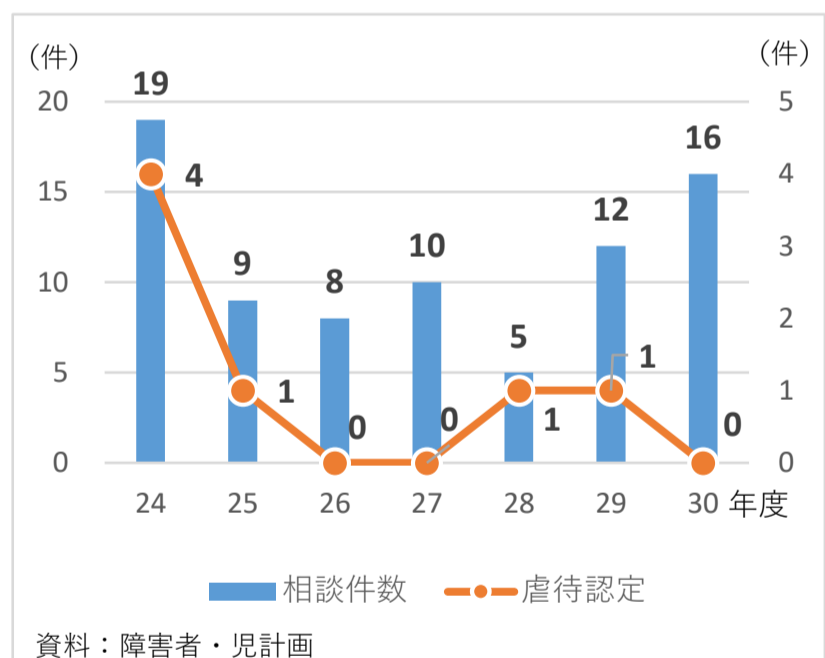
●関連データ●

① 障害のある人に対する差別や偏見の有無



内閣府の調査では、世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると回答した人の割合は83.9%でした。そのうち、50.7%の人は、5年前に比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと回答しています。

② 障害者虐待防止センターの相談件数の推移



相談件数は、センターが設置された平成24年度が最も多く、その後は5～16件で推移しています。また、虐待認定件数は平成24年度で4件でしたが、その後は0～1件で推移しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会を実現するため、障害者が主体的に社会参画でき、心豊かに生活を送ることができる環境整備が必要です。

主要課題	No. 24	生活困窮者の自立支援
-------------	--------	------------

●現状●

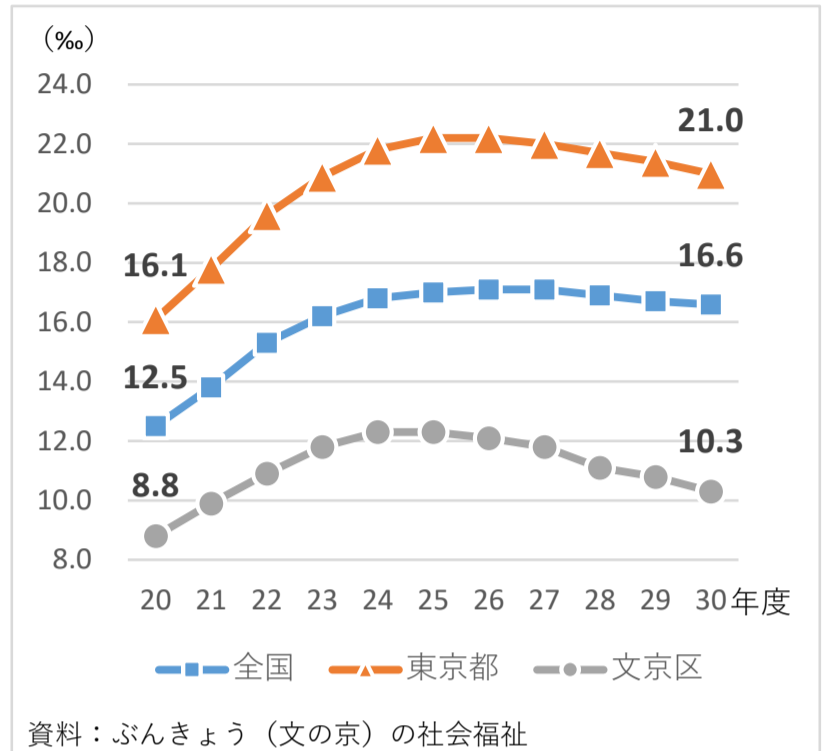
- 平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行し、経済的に困窮し、生活保護受給に陥る恐れのある生活困窮者への支援制度が開始されました。
- 自立相談支援事業では、生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援を実施しています。生活困窮者が抱えている課題を分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を作成し、これに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を行っています。
- 本区の生活保護受給者数は、平成24年度まで増加し続け、保護率も増加傾向にありましたが、社会経済状況の変化や、生活保護に至る前の生活困窮者への支援施策等により、近年は増加が抑えられている状況です。
- ひとり親家庭の自立に向けた相談支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成20年度より母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業である「高等職業訓練促進給付金等事業」「自立支援教育訓練給付金事業」を実施しています。
- 母子家庭及び父子家庭自立支援給付事業では、ひとり親家庭の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるよう、資格取得のための支援を行っています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区地域福祉保健計画
(平成30年度～平成32年度)

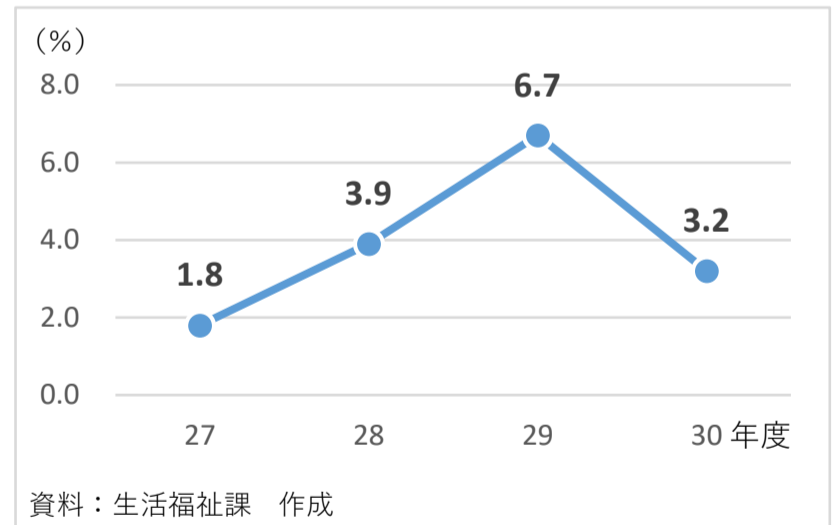
●関連データ●

① 生活保護受給者の推移（保護率）



本区の生活保護の保護率は、平成24年度まで増加を続けていましたが、生活困窮者への支援施策等により、近年は増加が抑えられています。また、本区の保護率は全国や都と比較して低い状況にあります。

② 自立相談支援事業の利用者で生活保護受給になった割合



自立相談支援事業の利用者で、生活保護受給となった人の割合は、10%以下で推移しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 生活保護に至る前の生活困窮者が、早期に社会的・経済的自立を図れるよう、各々の状況に応じた総合的かつ継続的な支援が必要です。
- ・ ひとり親家庭が自立した生活を送るためには、就職に有利で生活の安定が図られる知識や技能の取得に関する支援が求められます。

主要課題	No. 25	適正な医療保険制度の運営
-------------	--------	---------------------

●現状●

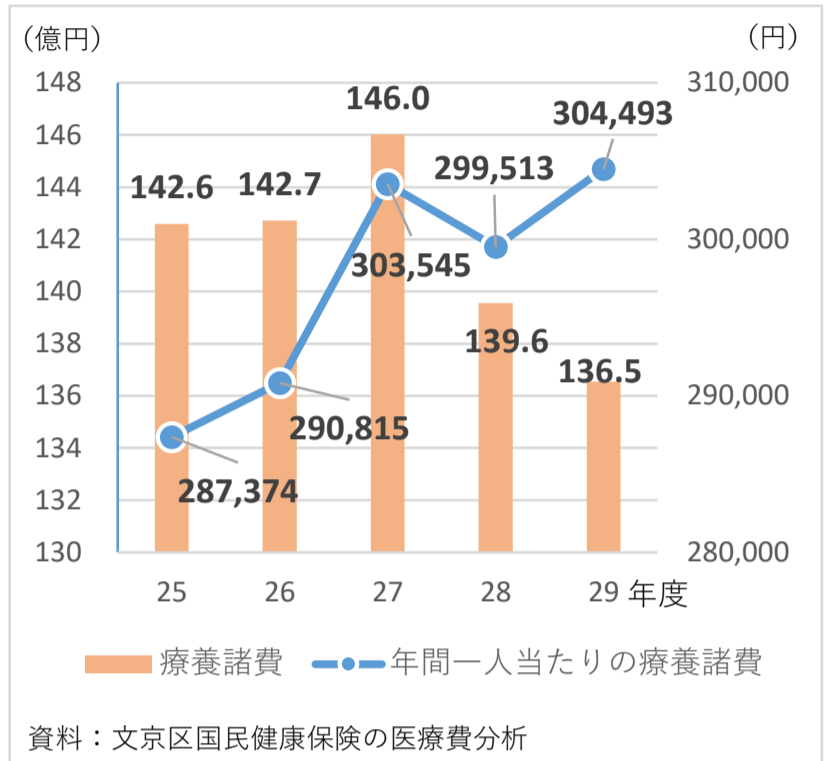
- 本区の国民健康保険の被保険者数は、平成30年4月1日現在で43,809人となっており、後期高齢者医療制度が開始された20年度以降は、減少が続いています。
- 療養諸費は平成28年度から減少し、29年度は136億5,376万円でした。一方、年間一人当たりの療養諸費は29年度で304,493円で、増加傾向が続いています。
- ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等のものとして製造販売が承認され、先発医薬品より薬価が安くなっています。平成28年度のジェネリック代替の通知対象医薬品で、1年間に処方された医薬品のうち、後発医薬品がある処方医薬品を、全て最も安価な医薬品に置き換えた場合、最大360.8百万円の医療費の削減効果と試算されています。
- 本区のジェネリック医薬品の使用率は徐々に増加していますが、国の目標値（令和2年9月までに80%）に達する水準には至っていません。
- 保険財政への影響が大きい人工透析患者数は、平成28年度の月平均で131.3人となっており、25年度の113.5人から15.6%増加しています。糖尿病の合併症である糖尿病性腎症の予防や、新たな人工透析患者の抑制に向けた取組が必要です。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区国民健康保険第1期データヘルス計画

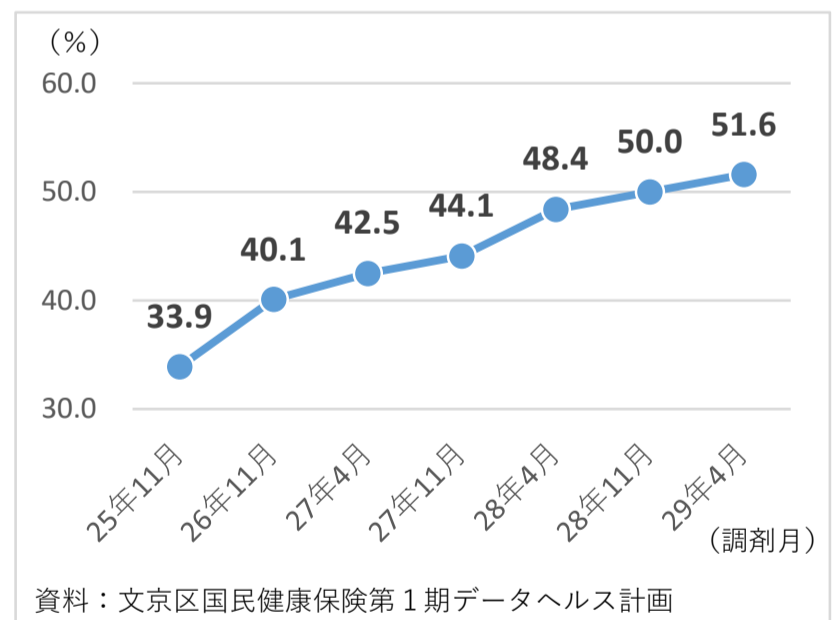
●関連データ●

① 療養諸費等の推移



平成29年度の療養諸費総額に対する内訳は、「医科入院」31.3%、「医科入院外」36.8%、歯科8.3%、「調剤」19.8%などとなっています。

② ジェネリック医薬品使用率



利用率は増加傾向ですが、国は令和2年9月までに80%とする目標を示しており、その達成には、更なる普及啓発が必要です。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区民一人ひとりが、健康や医療費に関する理解を深め、医療費の抑制を図る必要があります。
- ・ ジェネリック医薬品の利用促進を図り、被保険者負担の軽減と医療費の抑制につなげる必要があります。
- ・ 保険財政への影響が大きい人工透析患者数を抑制するため、糖尿病性腎症の重症化予防の対策を推進する必要があります。

主要課題	No. 26	区民の主体的な生活習慣の改善
-------------	--------	----------------

●現状●

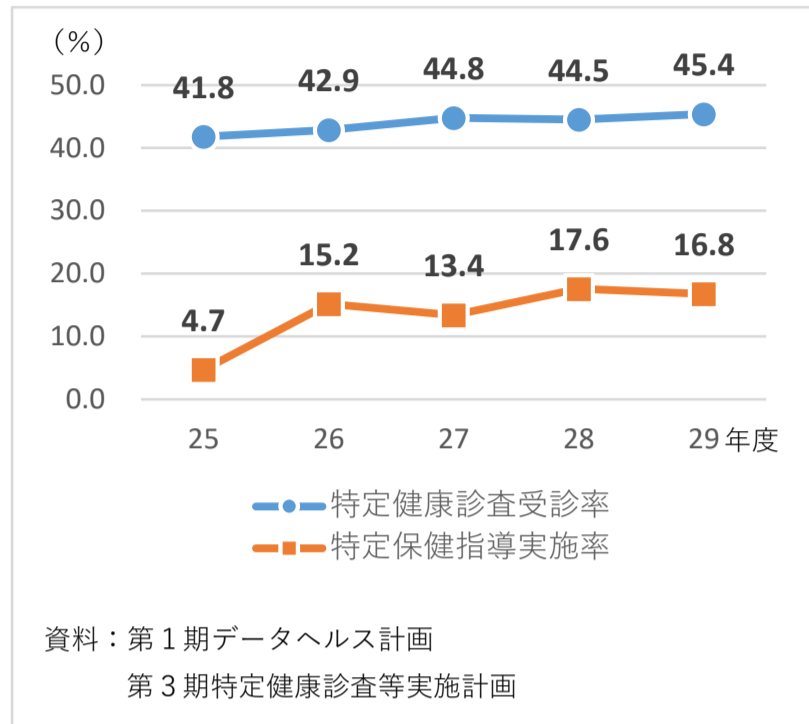
- 平成28年度の区民の死因のうち、「肝疾患」、「腎不全」、「大動脈瘤及び解離」、「慢性閉塞性肺疾患」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」、といった生活習慣に起因する疾患は、全体の58.5%となっています。
- 平成29年度の特定健康診査の受診率は45.4%で、ほぼ横ばいで推移しています。また、特定保健指導の実施率は、26年度で大きく増加し、29年度は16.8%となっています。
- 特定健康診査の受診者に対する特定保健指導対象者の割合は、ほぼ横ばいで10%前後で推移しています。
- 平成28年度の健康に関するニーズ調査では、普段、健康に気をつけていると回答した区民は81.0%となっており、そのうち「食事・栄養に気を配る」が74.8%、「睡眠・休養を十分にとる」が61.2%などとなっています。
- 区では、運動・栄養などの基本的な生活習慣の改善を促す各種教室を実施しています。参加者の意識向上度は85%を超え、動機づけの機会となっています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区保健医療計画
(平成30年度～平成35年度)
- ・ 文京区国民健康保険
第1期データヘルス計画
第3期特定健康診査等実施計画
(平成30年度～平成35年度)

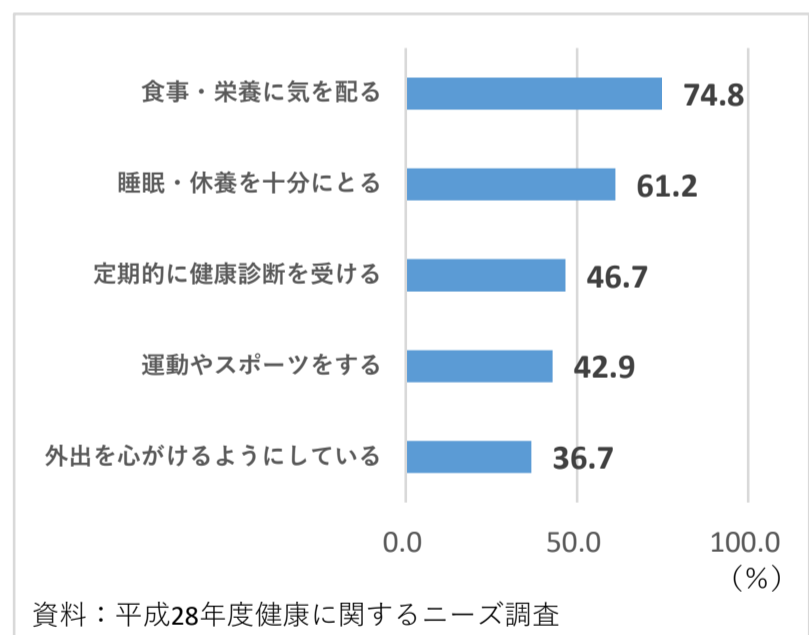
●関連データ●

① 特定健康診査・特定保健指導の実績



40歳以上の国民健康保険加入者に対して区が実施している特定健康診査の受診率はほぼ横ばい、特定保健指導の実施率は増加傾向ですが、いずれも率は低い状況です。

② 健康に気をつけている具体的な内容



食事や栄養、睡眠については、多くの区民が気をつけていますが、定期的な健康診断や運動習慣などについては、半数以下となっています。平成26年に実施したアカデミー推進計画に関する実態調査では、週に1回以上スポーツをする区民の割合は38.4%でした。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 健康の保持増進のため、区民一人ひとりに適切な食習慣や運動習慣など、健康的な生活習慣の必要性を周知し、意識的な生活習慣改善を促す必要があります。
- ・ 区民が健康管理に努められるよう、健康に寄与する様々な機会を提供するとともに、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る必要があります。

主要課題	No. 27	がん対策の推進
-------------	--------	----------------

●現状●

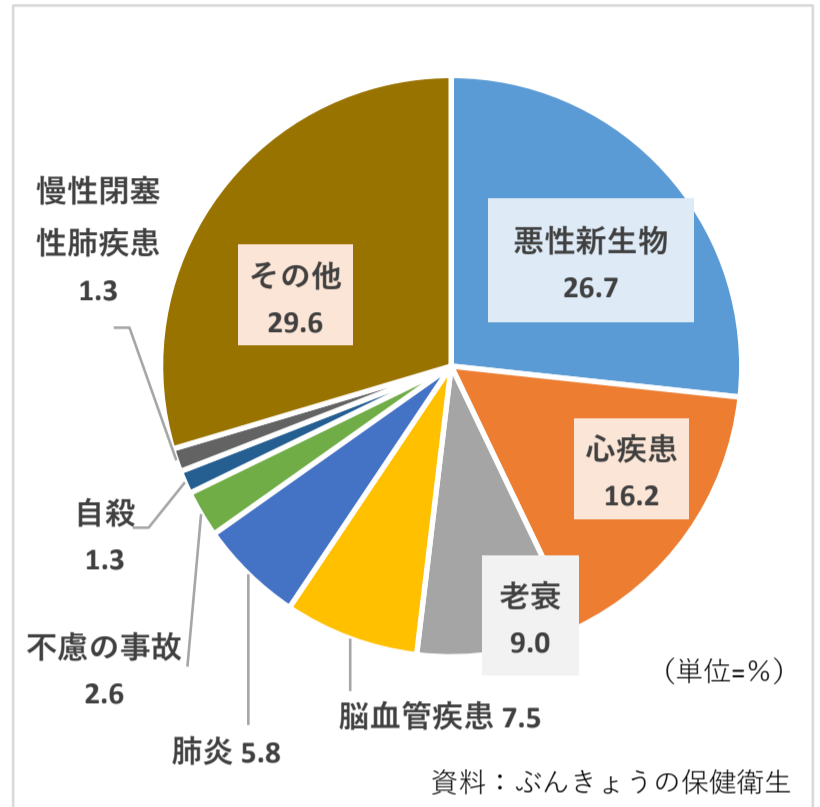
- 平成30年の本区の死亡者総数は1,640人であり、死因の第1位は悪性新生物（26.7%）となっています。人口10万人対の主要死因別死亡率の推移では、緩やかな減少傾向となっています。
- 平成30年8月、区は、都とともに「がん対策推進宣言」を行いました。
- がんの予防に向けては、生活習慣の改善等によりがんのリスクの減少を目指すほか、がん検診による早期発見・早期治療が大切です。
- 平成30年度の各がん検診の受診率は、乳がん20.2%、子宮がん23.9%、胃がん15.9%、大腸がん27.1%となっています。乳がん検診は16年度からマンモグラフィーを、胃がん検診は、29年度から胃内視鏡検査を実施しています。
- 平成28年度の健康に関するニーズ調査では、普段、健康に気をつけていると回答した区民は81.0%でしたが、「定期的に健康診断を受ける」と回答した割合は、46.7%となっており、がん検診等の更なる受診勧奨が必要です。
- 令和元年度より肺がん検診を開始するとともに、乳がん検診を無料化したことで、5つのがん検診の無料受診体制を整備しました。また、がん検診システムを稼働し、区民一人ひとりの受診履歴等を管理することで、未受診者への勧奨や要精検者の把握が可能となり、がんの早期発見・早期治療につなげていきます。
- また、これまでのがん医療では、医学的見地からの生存率等が重視されていましたが、今日では、がんと診断されたときから将来にわたり、自分らしく生活し続けられる支援が求められています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区保健医療計画
（平成30年度～平成35年度）

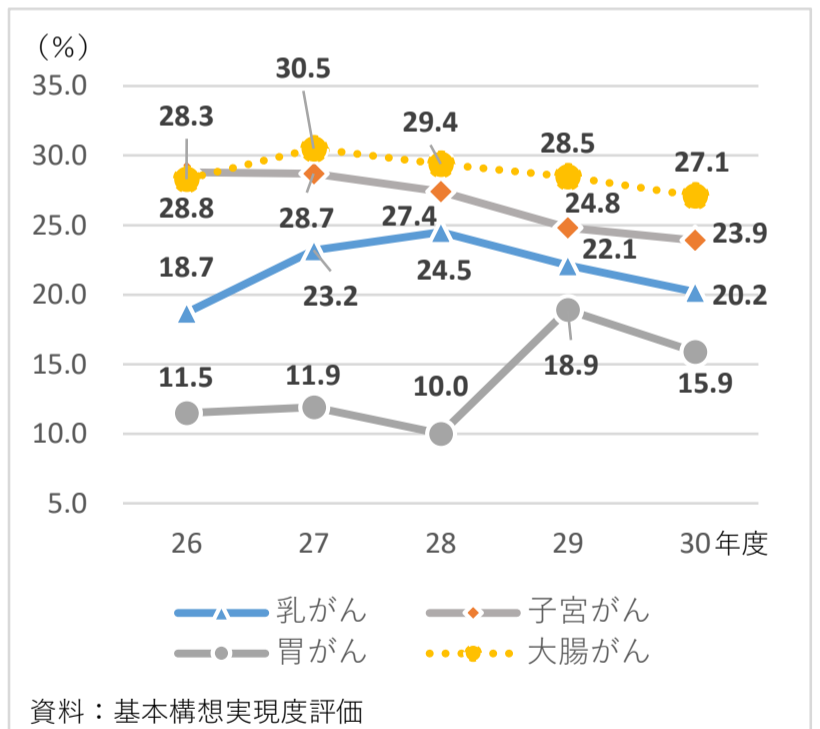
●関連データ●

① 主要死因別死亡の割合（平成30年）



悪性新生物・心疾患・脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病の割合は、50.4%です。

② 各種がん検診の受診率



大腸がん検診の受診率が最も高く30%前後で推移しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ がんによる死亡率を下げるためには、早期発見・早期治療が大切とされていることから、各種がん検診の受診率の更なる向上を目指す必要があります。
- ・ 働く世代のがん患者の増加に伴い、治療を続けながら働く人が増えていることから、がん患者等の地域生活に向けた支援が必要です。

主要課題	No. 28	総合的な自殺対策の推進
-------------	--------	-------------

●現状●

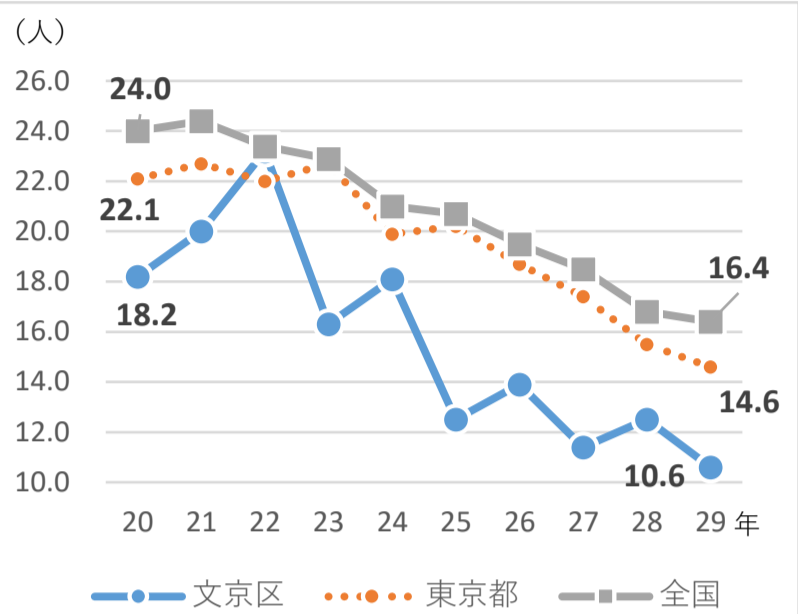
- 全国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超える水準で推移し、22年以降減少しているものの、年間2万人を超えており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）は、主要先進7か国で最も高い状況です。
- 本区の自殺死亡率は平成12年の32.3をピークに減少傾向にあり、29年で10.6となっています。
- 本区の自殺者数の推移をみると、平成12年の55人をピークに、25年以降は30人前後で推移し、29年は24人となっています。
- 平成25年から29年にかけて、本区で発生した自殺の原因・動機は「健康問題」が一番多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」の順となっています。
- 平成29年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」では、国の平成27年（2015年）の自殺死亡率18.6を、令和8年（2026年）までに13.0以下とする数値目標を掲げています。
- 平成28年に「自殺対策基本法」が改正されたことを踏まえ、令和元年度、「文京区自殺対策計画」を策定しました。計画に基づき、自殺対策の基盤となる活動や連携体制の構築を図るとともに、自殺死亡率の減少傾向の維持を目標に、自殺対策を総合的に推進しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区自殺対策計画
（平成31年度～平成35年度）
- ・ 文京区保健医療計画
（平成30年度～平成35年度）

●関連データ●

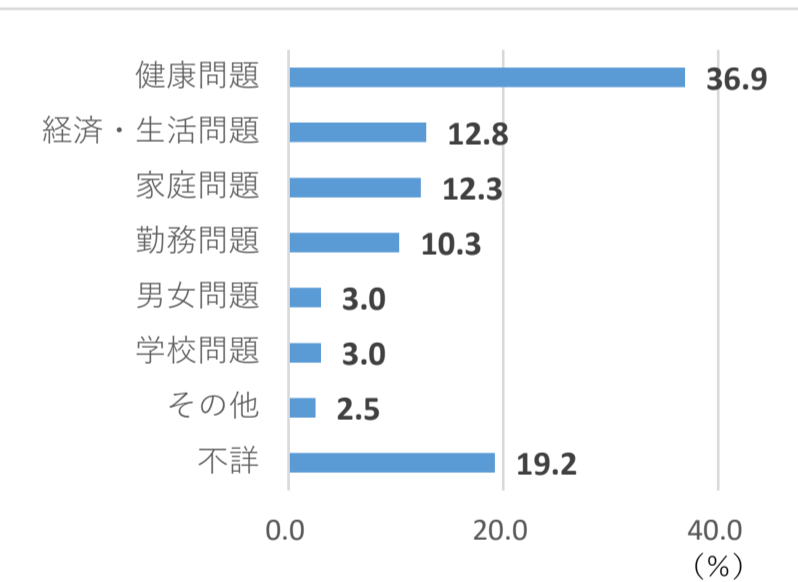
① 自殺死亡率の推移



資料：人口動態統計

本区の自殺死亡率は減少しており、平成29年では、都の14.6人、全国の16.4人よりも低くなっています。

② 自殺の原因・動機別割合（平成25～29年）



資料：厚生労働省 自殺統計に基づく自殺者

遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上しています。自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多い状況です。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

自殺の原因・動機には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な問題がある場合が多いため、自殺対策を支える人材育成と適切な相談先につなぐネットワークの強化を行う必要があります。

主要課題	No. 29	受動喫煙等による健康被害の防止
-------------	--------	-----------------

●現状●

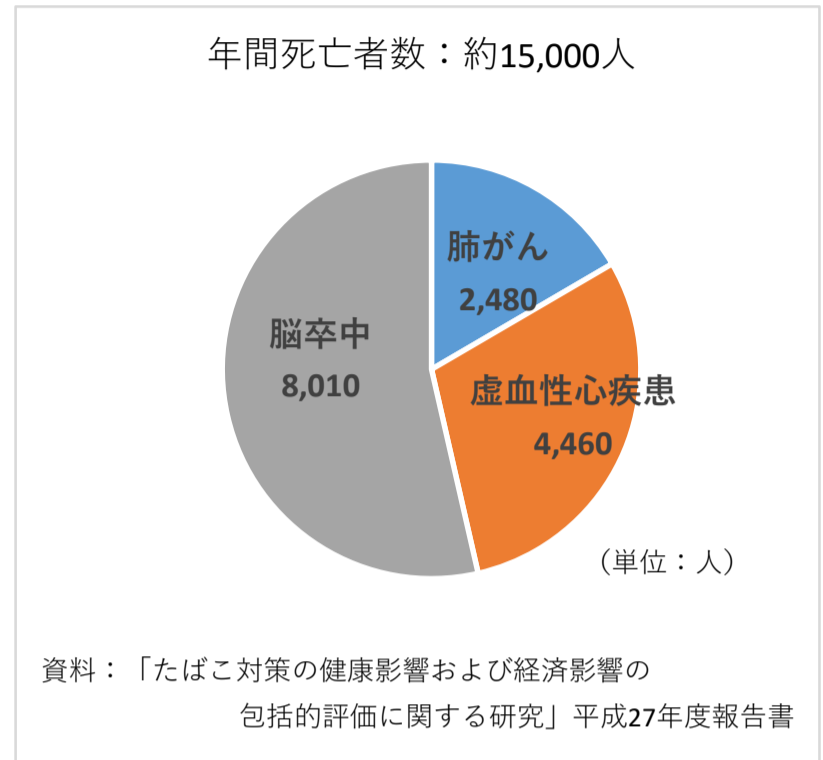
- 厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書では、日本における受動喫煙による死亡者数は、約15,000人と推計され、受動喫煙により「肺がん」「脳卒中」「虚血性心疾患」「乳幼児突然死症候群(SIDS)」のリスクが高まる研究結果も報告されています。
- 国は、望まない受動喫煙を防止するため、平成30年に健康増進法を改正し、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止する措置や地方公共団体の責務等を定めました。
- さらに、都においても、屋内での受動喫煙による健康被害を未然に防止し、誰もが快適に過ごせるまちを実現するため、独自のルールを盛り込んだ「東京都受動喫煙防止条例」を制定し、平成31年1月から段階的に施行しています。
- 都条例では、学校や保育園・幼稚園等を敷地内禁煙とするほか、多くの人が利用する老人福祉施設や運動施設、ホテル等については、原則屋内禁煙とする等の規制を行います。また、受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進するため、区や関係機関等と連携・協力していく必要があります。
- 本区における区民の喫煙習慣は11.9%で、喫煙は様々な疾病の原因となるため、未成年者や妊娠中の喫煙防止についての普及啓発や、禁煙治療への支援等を行う必要があります。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区保健医療計画
(平成30年度～平成35年度)

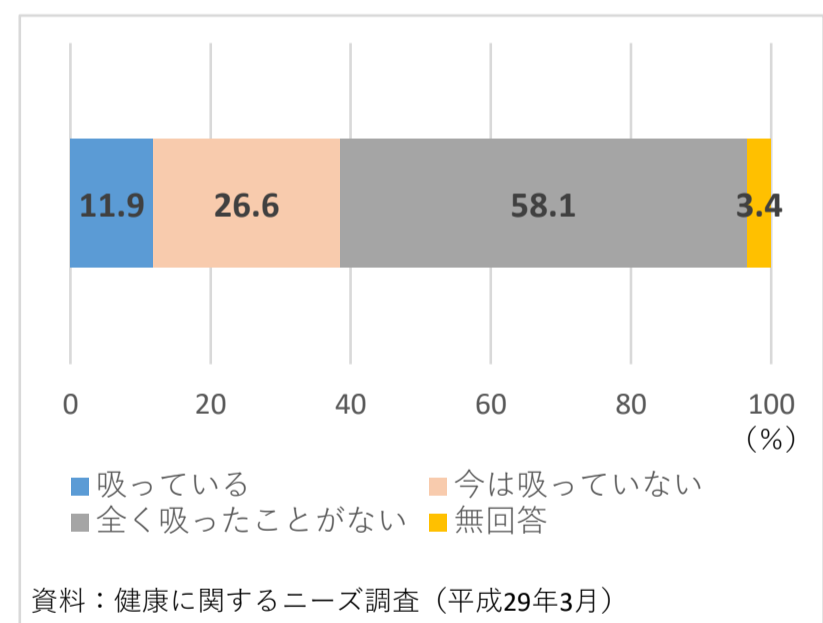
●関連データ●

① 受動喫煙による年間死亡者数の推計



日本の受動喫煙による年間の死亡数は、肺がんや脳卒中など約15,000人と推計されています。また、肺がんや乳幼児突然死症候群などのリスクが高まるともされています。

② 本区における区民の喫煙習慣



喫煙習慣は11.9%で、国の18.8%(平成29年度)や都の18.3%(平成28年度)より低い状況です。
(国：国民栄養調査／都：東京都健康推進プラン21)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 受動喫煙を防止するための措置を総合的・効果的に推進する必要があります。
- ・ 区民の喫煙率の低下に向けた取組を充実させる必要があります。

主要課題	No. 30	中小企業の企業力向上
-------------	--------	------------

●現状●

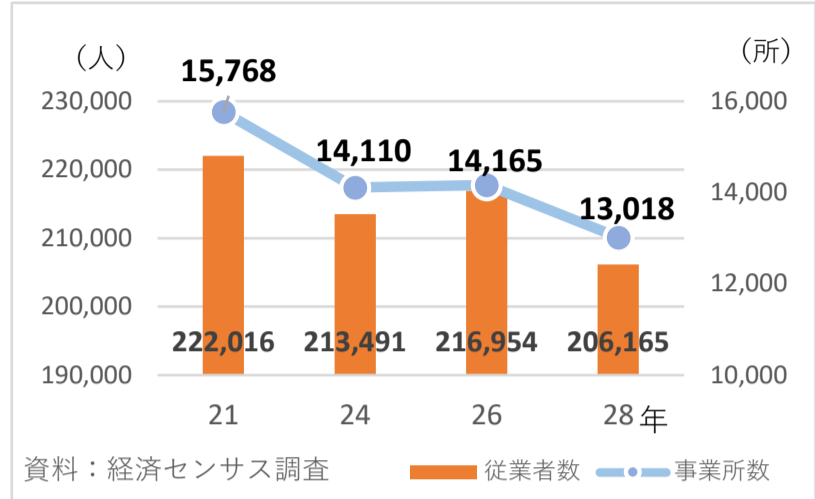
- 国の経済センサス調査では、本区の中小企業数は減少傾向にあり、平成28年調査における区内事業所数は、13,018所です。
- 区では、東京商工会議所と連携し、中小企業・小規模事業者の経営改善など、経営上の様々な課題を相談できる窓口を設置しており、相談内容は、金融に関する相談が7割以上を占めています。
- また、中小企業支援員が区内企業を訪問し、中小企業向け支援施策の紹介や経営相談を行っており、経営基盤の安定に向けた支援が求められています。
- 平成30年6月に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、区においても、導入促進基本計画を策定し、中小企業の実産性向上のため、設備投資を促進しています。
- 厚生労働省の新規大卒就職者の離職状況によると、新規高卒就職者の約4割、新規大卒就職者の約3割が、就職後3年以内に離職しています。事業所の規模が小さくなるほど離職率が高くなる結果が出ており、中小企業における人材不足の要因の一つとも言えます。
- 区では、創業に関する支援事業として、セミナーや資金融資あっせんを行っており、参加者や利用者数の増加に伴い、創業者数も増加しています。また、チャレンジショップ支援事業により創業後のフォローを行っています。
- 国では創業に対する国民の理解・関心を深めるため、創業の普及啓発に関する取組（創業機運醸成事業）を推進しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画
- ・ 文京区創業支援事業計画
(平成27年度～平成31年度)

●関連データ●

① 区内事業所数の推移



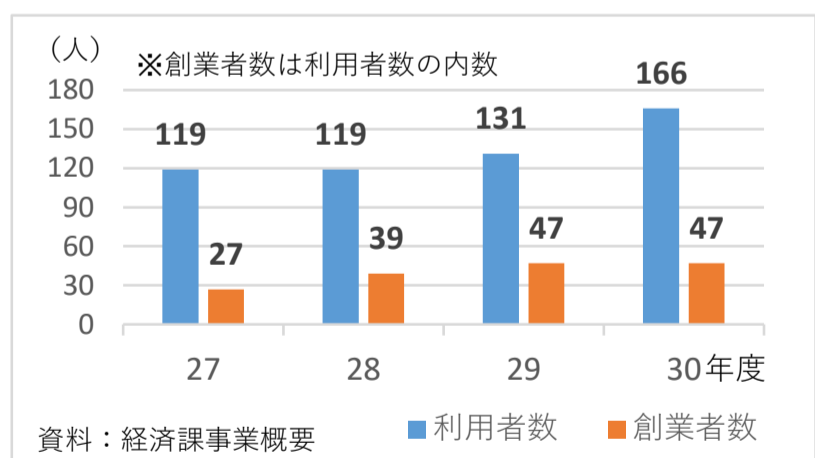
平成28年の経済センサス調査における産業別上位3分野は、卸売業・小売業が23.98%、宿泊業・飲食サービス業が12.03%、不動産業、物品賃貸業が11.36%となっています。

② 経営相談及び中小企業等支援訪問件数の推移

年度		H27	H28	H29	H30
経営相談	経営一般	40	8	17	0
	金融	1,258	1,051	1,048	1,096
	その他	264	273	317	325
中小企業支援員訪問件数		307	553	607	630

資料：経済課事業概要 (単位：件)
経営相談及び中小企業支援員訪問相談の件数が増加しており、企業に対しての支援が求められています。

③ 創業支援事業の利用者数等の推移



創業支援事業の利用者数及び創業者数はともに増加傾向にあります。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- 区内中小企業の経営基盤の強化が必要です。
- 区内中小企業に対し、先端設備導入促進等による生産性の向上や、SDGsの本質的な理解及び浸透の更なる推進が必要です。また、地域産業の支援や産学連携を推進する必要があります。
- 若年者の就労支援及び区内中小企業の人材確保・定着の推進が必要です。
- 多様な創業の促進及び国の動向をふまえた文京区版の創業機運醸成事業の構築が必要です。

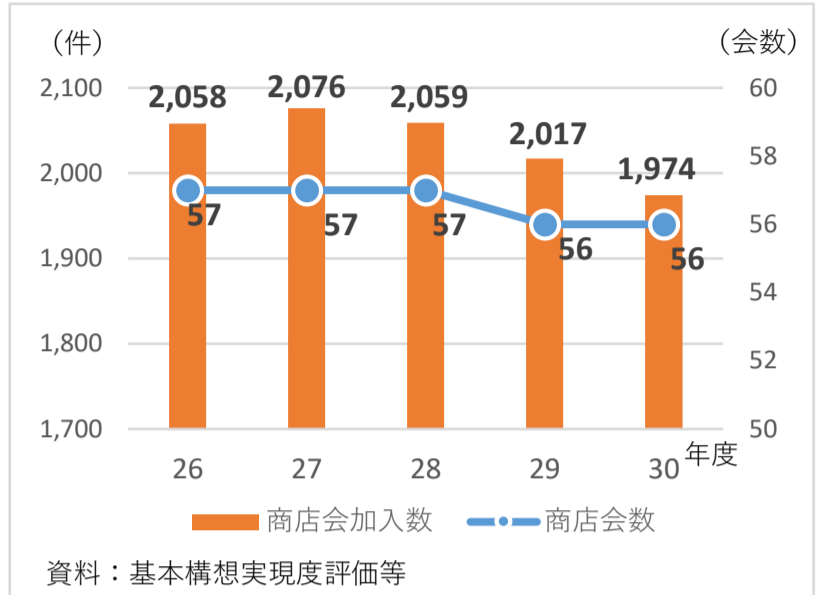
主要課題	No. 31	商店街の活性化
-------------	--------	---------

●現状●

- 商店街は、地域コミュニティにとっても重要な役割を果たしている基盤です。令和元年4月現在、文京区商店街連合会加盟の商店会が56団体あり、1,974店舗が商店会に加入していますが、ここ数年、商店会加入数は減少傾向にあります。
- 店主の高齢化が進み、後継者不足が課題となっています。平成28年度「東京都商店街実態調査報告書」では、都内商店会の役員の平均年齢の割合が最も多いのは「60歳代」で52.2%、次いで「50歳代」が25.5%、「70歳代以上」が18.0%となっています。
- また、商店街の抱える課題について、「後継者が不足している」が65.9%と最も多い結果となっています。次いで、「商店街に集客の核となる店舗がない・弱い」、「商店街の業種構成に不足がある」が多い回答です。
- 区では、インバウンド（訪日外国人旅行者）の増加を見据えるとともに、商店街の組織力を強化し、地域特性に応じた活性化を図るため、イベントや環境整備等の商店会活動への補助事業や商店街エリアプロデュース事業により支援を行っています。また、個店の売上増加を図るため、プレミアムお買物券事業等の文京区商店街連合会の取り組みを支援するとともに、商店街の若手人材の育成にも取り組んでいます。
- 国では、2020年訪日外国人旅行者数4,000万人等の目標を掲げるほか、東京2020大会開催等を視野に入れたキャッシュレス化を推進しています。

●関連データ●

① 区内商店会と商店会加入店舗数の推移



商店会への新規加入よりも退会数が多く、ここ数年は、商店会加入数が減少傾向にあります。また、商店会数も平成29年度に減少しています。

② 商店街エリアプロデュース事業の実績

エリア	支援期間	主な支援内容
根津エリア	28年度から	多言語エリアマップ作成、スタンプラリー実施
白山上向丘商店街振興組合	28年度	ホームページの多言語化
音羽護国寺商店会	28年度	新規イベント実施
地藏通り商店街振興組合	29年度	多言語パンフレット作成
小石川エリア	29年・30年度	新規イベント実施
白梅商店会	30年度から	スタンプラリー実施
よみせ通り商栄会	30年度	イベントの多言語発信
白山下商店会	令和元年度	地域の魅力発信ポスター作成
本郷エリア	令和元年度	イベントの情報発信

根津エリア：八重垣謝恩会、根津宮永商盛會、根津銀座通り商睦会
 小石川エリア：福德會、伝通院前通り三盛會、茗荷谷五協會
 本郷エリア：本郷二・三丁目商店會、本郷四・五丁目商店會

資料：経済課作成

商店街のエリアの特性を活かした取組を平成28年度より実施しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- 商店会のある地域の特性を活かした取組の支援と、商店街の活性化が必要です。
- 商店会活動の担い手となる人材の育成が必要です。
- インバウンド需要を取り込むため、商店街における多言語化等により快適な購買環境を整備する必要があります。

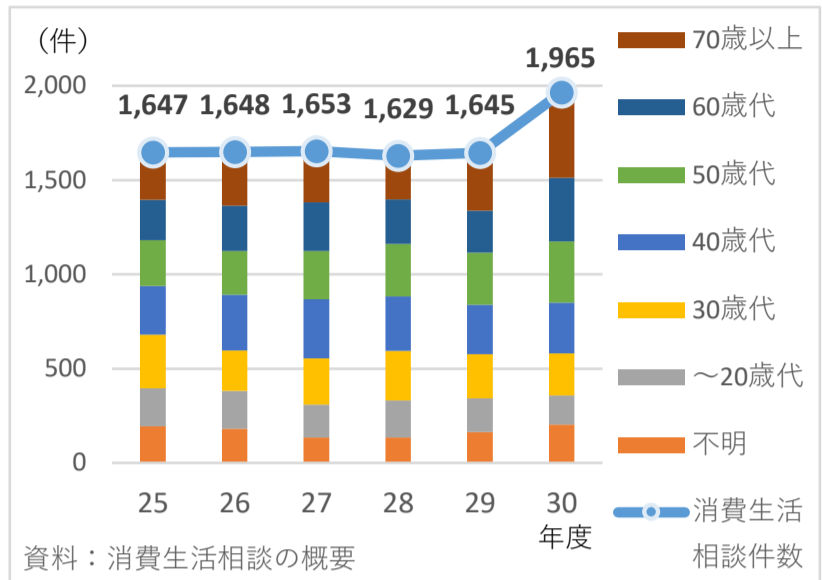
主要課題	No. 32	消費者の自立
-------------	--------	--------

●現状●

- 区では昭和40年に消費生活センターの前身である消費者相談室を開設して以降、消費者と事業者との間の情報力・交渉力などの構造的な格差を補う、トラブル解決のための相談事業を行っています。
- 平成30年の全国の消費生活相談件数は約100万件で、SNSやメール等による金品要求、悪質商法や架空請求詐欺が主な相談内容となっています。
- 文京区消費生活センターに寄せられる消費者相談件数は、平成30年度は1,965件で、年齢層は70歳代が最も多く、次いで60歳代、50歳代となっています。還付金詐欺・架空請求や通信・接続料、不動産賃貸に関する内容の相談が多く、被害の未然防止が急務となっています。
- 区では、消費生活展などの事業を7つの登録消費者団体及び消費生活推進員との協働により実施し、消費者トラブル防止等の啓発事業を行っています。
- 消費者庁は平成27年より「倫理的消費調査研究会」を立ち上げ、SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に向けて、地域の活性化や雇用なども含む、人や、社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」を推進しています。

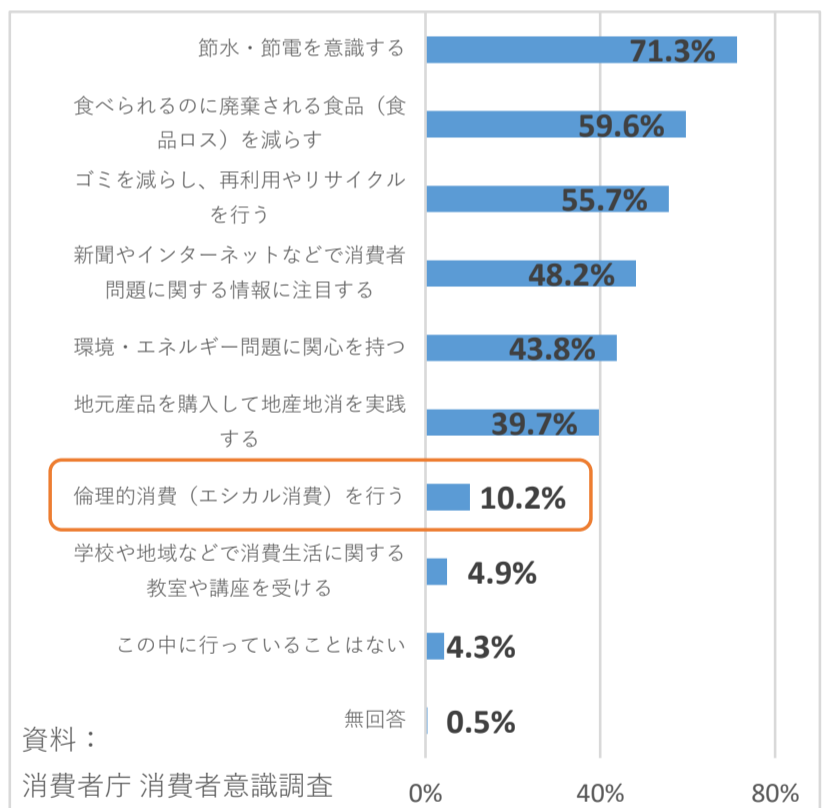
●関連データ●

① 消費生活センターの消費相談件数推移



平成30年度の相談件数の増加のうち、60、70歳代の相談が前年度に比べて1.6倍に急増しています。

② 日頃の消費生活で行っていること



消費者庁「消費者意識調査(2018年度)」における、日頃の消費生活に関する回答。エシカル消費に関する認知度・関心は高くありません。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- 時流を捉えた消費者啓発人材の育成と消費者教育の推進が必要です。
- 区民の安全・安心な消費生活を支える消費者相談事業の充実が必要です。

主要課題	No. 33	文化資源を活用した文化芸術の振興
-------------	--------	------------------

●現状●

- 本区には、小石川後樂園や六義園等の江戸の大名屋敷に由来する庭園や、護国寺や根津神社等の由緒ある寺社、古くから名のつく坂道等、文化財や史跡が数多く存在しています。
- また、森鷗外や夏目漱石をはじめとした文学者が多く住んだ地として、本区ならではの文化や歴史の継承、ゆかりの文化人の顕彰を進めています。区ゆかりの文化人の功績を広めるため、平成26年度から「文の京ゆかりの文化人顕彰事業」を実施しています。
- 平成24年11月に、森鷗外の千駄木旧居（観潮楼）跡に「文京区立森鷗外記念館」を開館し、その生涯や活動を広く伝える様々な事業を行っています。令和4年には、没後100年を迎えます。
- さらに、文京ふるさと歴史館をはじめとする博物館や美術館等が数多く存在するほか、文化芸術の発信拠点である文京シビックホール等、文化施設が豊富です。
- 築20年を迎える文京シビックホールは、特定天井の耐震化及び機能改善に伴う改修工事のため、令和3年4月から1年6カ月程度休館の予定です。
- 加えて、全日本かるた協会や全国的な競技かるた大会の会場、宝生能楽堂など、文化資源が多くあることから、平成29年度から競技かるたや能楽の事業に取り組み、区民が文化に親しめる機会を作っています。
- 平成29年6月には、国の「文化芸術基本法」が改正され、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等、文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を、関係機関との連携により推進することが期待されています。

●関連する主な計画等●

- ・ アカデミー推進計画
(平成28年度～平成32年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- 区ゆかりの文化人の顕彰は、多様な視点から検討し、推進することが必要です。
- 没後100年を迎える森鷗外の魅力をより一層発信する取組が必要です。
- シビックホールは、多くの人に選ばれる魅力ある施設となるよう改修を行う必要があります。
- 多くの区民が色々な文化に親しみ、文化活動を行うことのできるメニューの充実が必要です。

●関連データ●

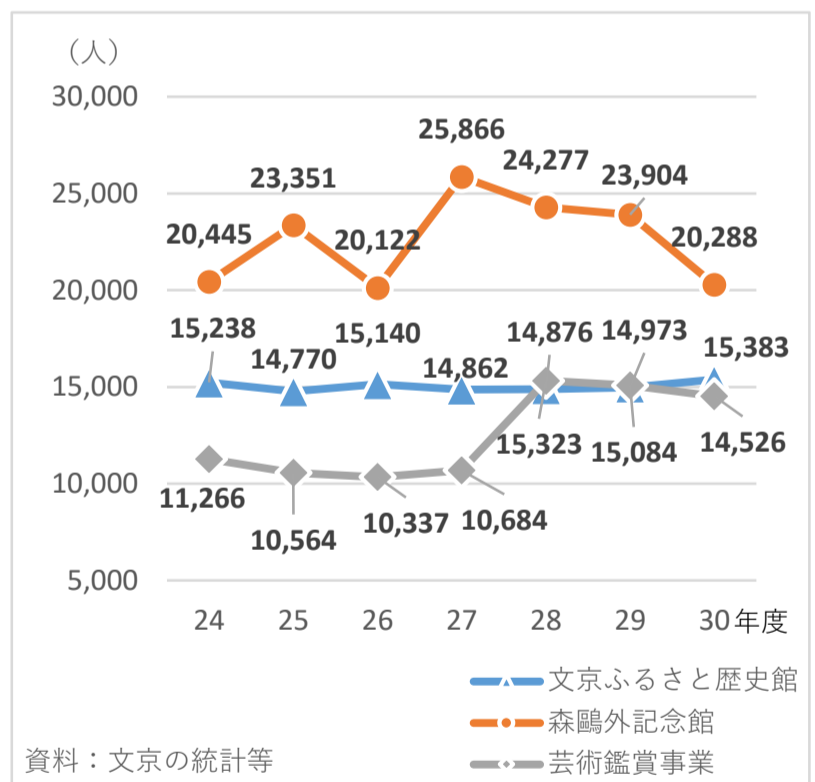
① 文の京ゆかりの文化人顕彰事業の実績

	顕彰対象文化人	実施事業	参加人数
H26	佐藤春夫	朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会	607人
H27	谷崎潤一郎	朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会	478人
H28	宮沢賢治、高村光太郎、高村智恵子	朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会	744人
H29	幸田露伴	朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会	924人
H30	横山大観、嘉納治五郎	朗読コンテスト、史跡めぐり、歴史講演会	758人

資料：アカデミー推進課 作成

本区には、様々な分野のゆかりの文化人が多数いることが知られています。旧居所、文学碑・墓碑、作品の舞台となった地なども、数多く存在します。

② 文京区立森鷗外記念館等の観覧者数の推移



文京ふるさと歴史館の来館者数は横ばいです。森鷗外記念館は、年度により観覧者数に変動があります。

主要課題	No. 34	誰もが観光に訪れたいくなるまちの環境整備
-------------	--------	----------------------

●現状●

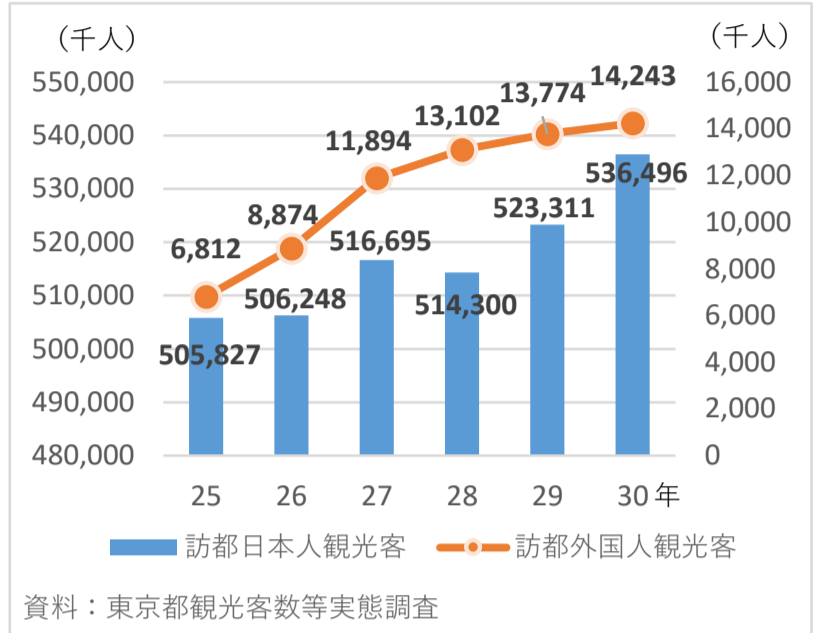
- 本区には、小石川後樂園、六義園及び肥後細川庭園等の江戸の大名屋敷に由来する庭園や、根津神社や湯島天満宮等の由来のある寺社仏閣など、数多くの観光資源があります。
- 観光インフォメーションへの平成30年度の間合せは、まちあるきに関することが最も多く、次いで道案内・交通機関、イベント情報であり、まちあるきの観光需要が高いと言えます。
- 区の公衆無線LANのアクセスログの分析では、外国人・日本人観光客ともに、「後樂園」「湯島」「根津」「千駄木」「本郷・東大」エリア（区南部・東部）への滞留が多い傾向にあります。
- 平成26年に実施した「アカデミー推進計画に関する実態調査」において、観光施策で区が取り組むべきことは、「文京区の埋もれた魅力の発見・活用」が37.6%で最も多く、次いで「区内の観光案内板の整備等まちを歩いて楽しめる環境づくり」が31.3%という結果であり、観光資源の活用が求められています。
- 平成28年度に民間事業者が実施した、訪日外国人旅行者の意向調査によると、日本旅行での不満点として、言語通用度や旅行代金の高さ等に次いで、ナイトライフ体験が挙げられています。都では、29年度から「ナイトライフ観光」に関する補助事業を開始しています。
- 観光ガイドによるまちあるきツアーは、平成30年度に141回実施しました。また、インバウンド対策として、ボランティア等によるまちなかでの観光案内事業を展開しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区アカデミー推進計画（平成28年度～平成32年度）
- ・ 文京区観光ビジョン

●関連データ●

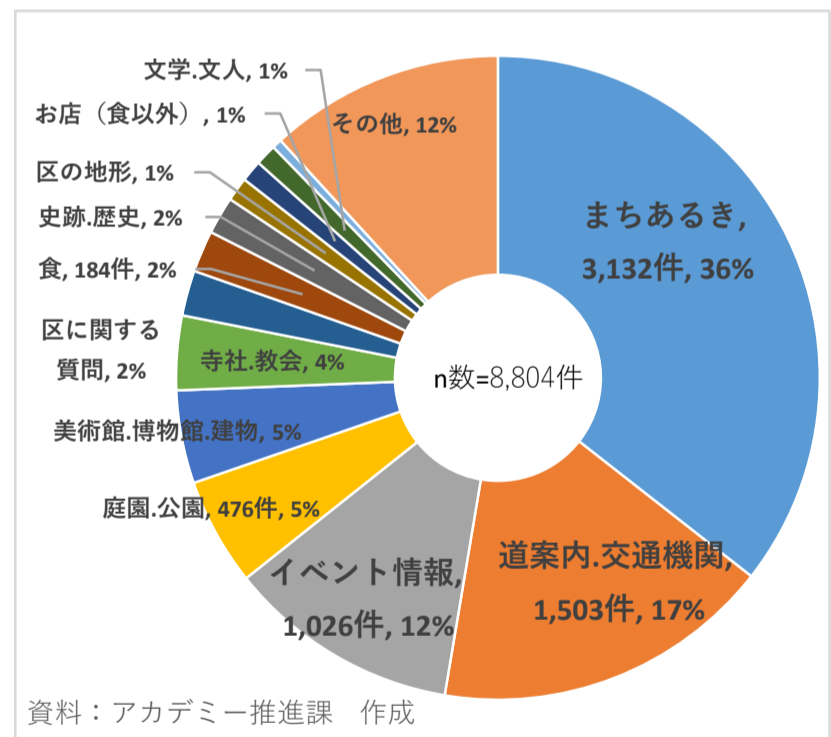
① 東京都の観光客数推移



東京都を訪れる外国人・日本人観光客は増加しています。平成30年の外国人観光客は約1,424万人（前年比47万人増）、日本人観光客は約5億3,649万人（前年比132万人増）です。

② 観光インフォメーションの相談内訳

（平成30年度）



相談件数は8,804件あり、まちあるきに関する相談が36%を占めており、4～6月、9～11月に問合せ件数が増加しました。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- 観光客のニーズを踏まえ、観光資源の新たな魅力を創出していく必要があります。
- 急増する観光客を迎え入れるため、ハードとソフトの両面からの環境整備を進める必要があります。

主要課題	No. 35	都市交流の促進
-------------	--------	----------------

●現状●

- 区では、国際交流として、ドイツ・カイザースラウテルン市をはじめ、トルコ・イスタンブール市ベイオウル区、中国・北京市通州区と協定等を締結し、様々な交流を行っています。
- また、区民の国際理解を促進するため、国際交流フェスタや留学生との交流会を実施しています。
- 平成30年度国際交流フェスタで実施した姉妹都市等の認知度に関するアンケートでは、カイザースラウテルン市が39.2%、ベイオウル区が12.1%という結果であり、認知度の向上が求められています。
- 区では、国内交流として、ゆかりの文人との繋がりなどから、全国12の自治体と協定等を締結しています。森鷗外ゆかりの島根県津和野町や北九州市、石川啄木ゆかりの岩手県盛岡市のほか、江戸時代の藩邸の所在地等が繋がりとなっています。
- 協定自治体数の増加に伴い、交流事業件数も増加しています。主な交流事業は、花の五大まつりや文京博覧会等での物産展をはじめ、協定自治体先のPRが中心です。
- 住民主体の交流を促進するため、スポーツ・農業体験等を通じた住民同士の交流事業に対する補助や、交流自治体の食材を活用する区内飲食店への補助を行っています。
- また、特別区全体として、東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、産業、観光、文化、スポーツなど様々な分野で、特別区と全国の各地域が連携・交流事業を行う「特別区全国連携プロジェクト」を平成26年9月に特別区長会が立ち上げ、取組を実施しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区アカデミー推進計画
(平成28年度～平成32年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- 区民の国際理解を一層促進するため、海外都市や外国人住民等との新たな交流を検討する必要があります。
- 文化・観光等の交流事業の拡充を図り、自治体相互の発展につなげていく必要があります。
- 住民レベルの国内交流を推進するため、区民の自発的な取組を一層促進していく必要があります。

●関連データ●

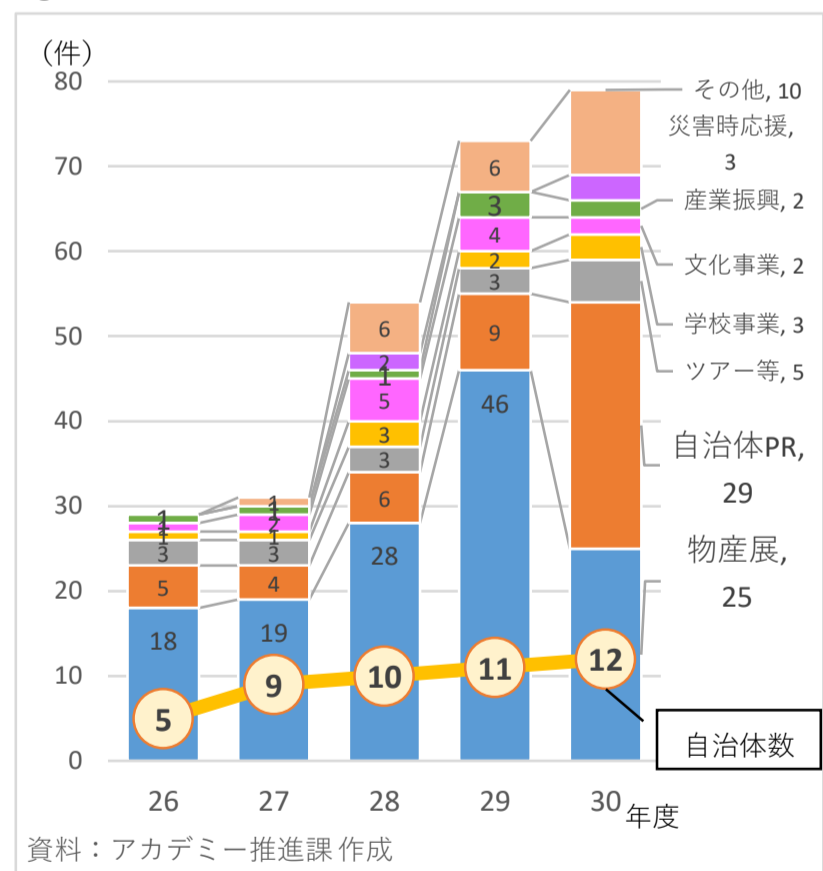
① 国際交流都市・国内交流自治体先
(令和元年8月現在)

国外	ドイツ・カイザースラウテルン市	
	トルコ・イスタンブール市ベイオウル区	
	中国・北京市通州区	
国内	茨城県石岡市	熊本県熊本市
	新潟県魚沼市	東京都新宿区
	岩手県盛岡市	山梨県甲州市
	島根県津和野町	熊本県上天草市
	福岡県北九州市	広島県福山市
	熊本県	石川県金沢市

資料：アカデミー推進課 作成

国外の3都市、国内の12自治体と協定等を締結しています。国内の協定締結自治体とは、様々な場面での相互応援、協力、連携等を約束しています。また、協定等は締結していないものの、平成30年度は全国32の自治体と事業協力を行いました。

② 全国自治体との交流件数



交流事業の6割が物産展や自治体PRであり、住民主体の交流は少ない状況です。

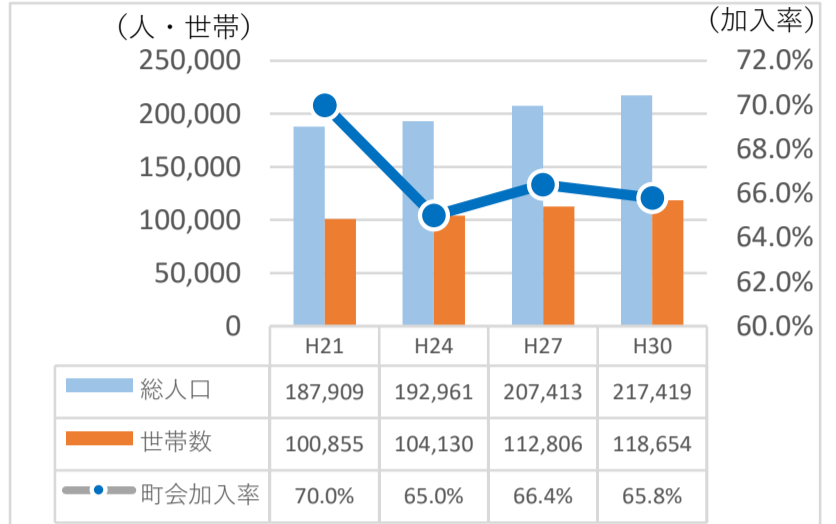
主要課題	No. 36	地域コミュニティの活性化
-------------	--------	---------------------

●現状●

- 本区の人口及び世帯数は増加していますが、高齢化や核家族化の影響による地域コミュニティの希薄化など、社会の変化に伴う地域の課題は多様化しています。
- 防災・地域安全活動に対する地域コミュニティの大切さが認識されている一方、地域コミュニティ活動の核となる、町会・自治会の加入率は低下気味です。
- 平成30年の「区政運営に関する世論調査」では、町会・自治会加入に加入している人は、おおむね年代が高いほど多く、60代以上で8割となっており、加入していない人は、30代で5割半ばとなっています。町会・自治会役員の高齢化が進み、担い手が不足しています。
- また、「町会・自治会に期待すること」については、「防災・地域安全活動」が最も多く、年代別では40代以上が6割と多くなっています。また、「お祭りなどのイベント」は30代・40代が5割と多い回答です。
- 地域活動センターで実施している「ふれあいサロン事業」は、地域活動を担う人材の発掘・育成を主な目的にしていますが、現状では生涯学習等に関わる講座も数多く実施されており、担い手人材の発掘まではつながりづらい状況です。
- 平成28年に、地域住民やNPO、企業、大学など様々な地域団体と連携し、地域の活性化や地域課題の解決を図る中間支援組織「フミコム」が社会福祉協議会に開設されました。文京区の課題解決や活性化を目指す提案公募型協働事業「Bチャレ」等、担い手の創出や、地域団体の育成支援等を行っています。
- 地域住民や地域団体等が主体となった子ども食堂やコミュニティカフェなど、地域課題の解決への取組が芽吹いています。

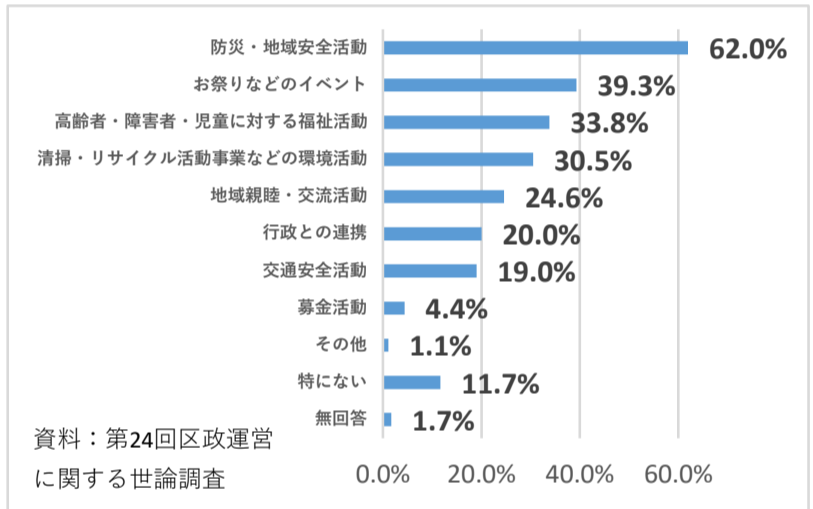
●関連データ●

① 人口・世帯数と町会加入率の推移



資料：文京の統計・第24回区政運営に関する世論調査

② 町会・自治会に期待すること



資料：第24回区政運営に関する世論調査

人口・世帯数等の増加に比べ、町会加入率は低下気味ですが、防災・地域安全活動に対する町会・自治体の役割が期待されています。

③ 提案公募型協働事業「Bチャレ」実績

(平成30年度)

課題解決	・区立小中学校における区独自の主権者教育用補助冊子の作成
地域活性化	・サンタクロースを通じた「はじめての社会参画」
	・みんなでつくるケムランガイドin文京区
	・中学生と専門家のコラボレーションによるまちの情報誌の制作活動
	・中学生を対象とした文武融合事業

平成30年度は、地域団体による課題解決と地域活性化に資する5事業が選定され、取組が行われました。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- 町会・自治会活動等に加え、様々な地域コミュニティ活動の担い手を発掘し、育成していくことが必要です。
- 区民の主体的な地域課題解決への取組に対する支援が必要です。
- 地域課題や区民ニーズを把握し、地域活動の担い手への適切な情報提供が必要です。

主要課題	No. 37	図書館機能の向上
-------------	--------	-----------------

●現状●

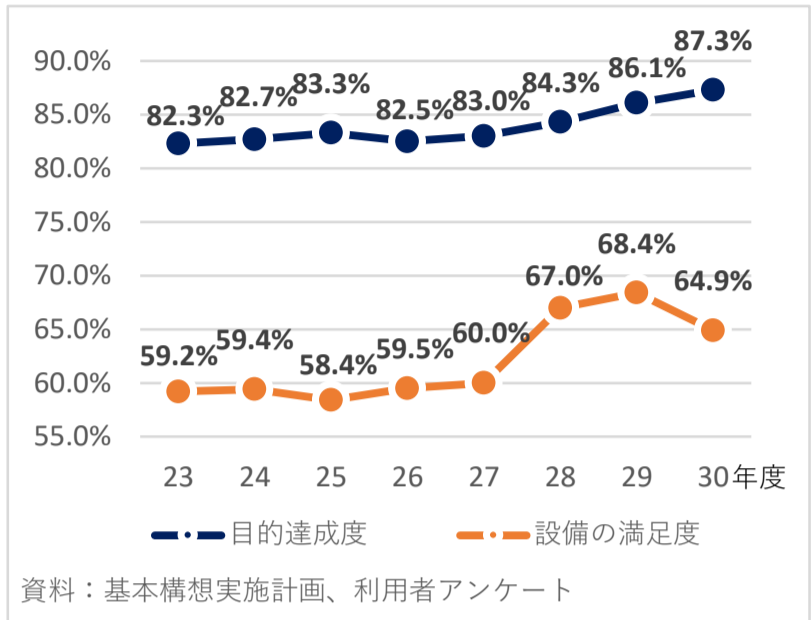
- 区立図書館は、8図書館2図書室あり、区内のほとんどの地域から歩いていける身近な施設として整備され、多くの区民に利用されています。
- より一層の図書館サービスの充実を図るため、平成26年の「文京区図書館サービス向上検討委員会報告書」を踏まえ、27年度より向丘地域活動センターで予約資料の取次業務を開始するとともに、老朽化した真砂中央図書館をリニューアルしました。
- 真砂中央図書館以外に、築40年を超える図書館が3館（小石川図書館、本駒込図書館、水道端図書館）あり、老朽化が進行しています。特に、築50年以上となる小石川図書館は、改築に向けた早急な検討が必要です。
- 現在の、図書館システムが、令和2年にリースアップを迎えます。一方、多様化する区民ニーズに対応するため、利便性の高いシステムの構築が必要となります。
- 小石川図書館の改築及びその他の地区図書館の老朽化への対応を図るとともに、利用者満足度の高い図書館機能について検討するため、「文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会」を設置しました。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区アカデミー推進計画（平成28年度～平成32年度）

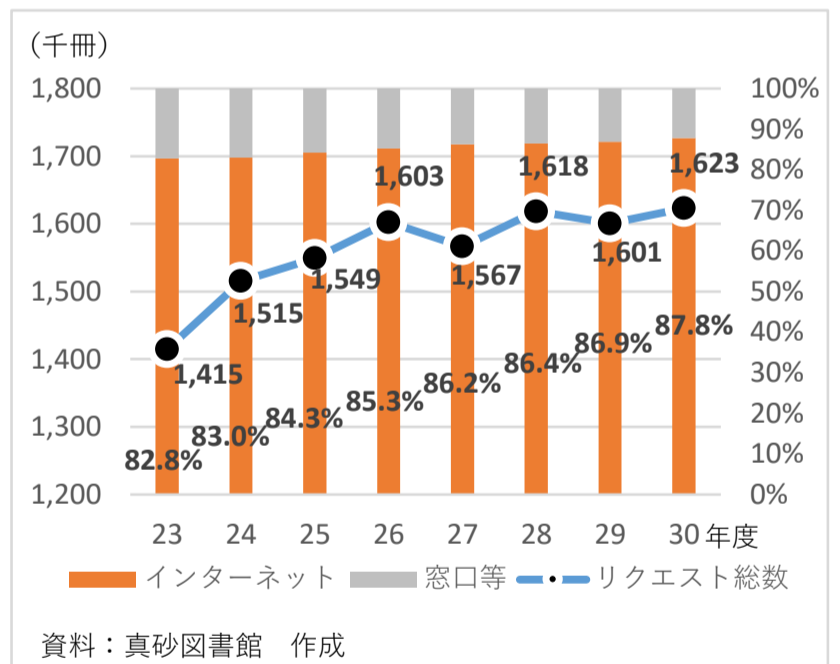
●関連データ●

① 図書館利用者の目的達成度と設備の満足度（％）



区立図書館では、図書館サービス向上のため、毎年度利用者アンケートを実施しています。来館時の目的達成度について、「満足」と「やや満足」の合計が8割を超えているのに対し、設備の満足度は6割ほどにとどまっています。

② 図書館の予約・リクエスト数等の推移



予約・リクエスト数は、真砂中央図書館の休館（H27）や区民優先制度の導入（H29）による影響はあるものの、概ね増加しています。また、インターネットによる予約・リクエストの割合が年々増加しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- これからの図書館に求められる機能向上の検討が必要です。
- 老朽化した図書館の改築・改修に向けた計画の策定が必要です。
- 区民の利便性向上につながる、図書館システムの構築が必要です。

主要課題	No. 38	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の推進とレガシーの継承
-------------	--------	-------------------------------------

●現状●

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）開催期間
 オリンピック：2020年7月24日～8月9日
 パラリンピック：2020年8月25日～9月6日
- オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあることから、日本が誇る様々な文化を国内外に向け発信するため、全国各地で文化プログラムを展開し、大会に向けた気運を高めています。
- パラリンピックの開催を通じて、障害のある人もない人も互いに尊重し、支え合う共生社会を実現することが求められています。
- 区内の施設で開催される競技はありませんが、聖火リレーやマラソン競技の一部コースとなるほか、スポーツセンターが、ハンドボールの公式練習会場になることが決まっています。
- 区では、花の五大まつりや大会開催日のカウントダウンのイベント等により、大会に向けた気運を醸成していますが、大会を目前に控え、地域における区民主体の取組への支援が必要です。
- 大会のボランティアは、大会組織委員会や都が募集していますが、区でも大会を契機とした各種事業のボランティア活動を実施しており、ボランティア活動者数は増加傾向にあります。
- 区は、ドイツを交流相手国とするホストタウンとして、学校給食におけるドイツ食の提供や、ドイツ語やドイツ文化を学ぶ講座などの文化・交流事業を実施しています。

●関連する個別計画・条例等●

- ・ 文京区アカデミー推進計画（平成28年度～平成32年度）
- ・ 文京区2020年東京オリンピック・パラリンピック取組基本方針

●関連データ●

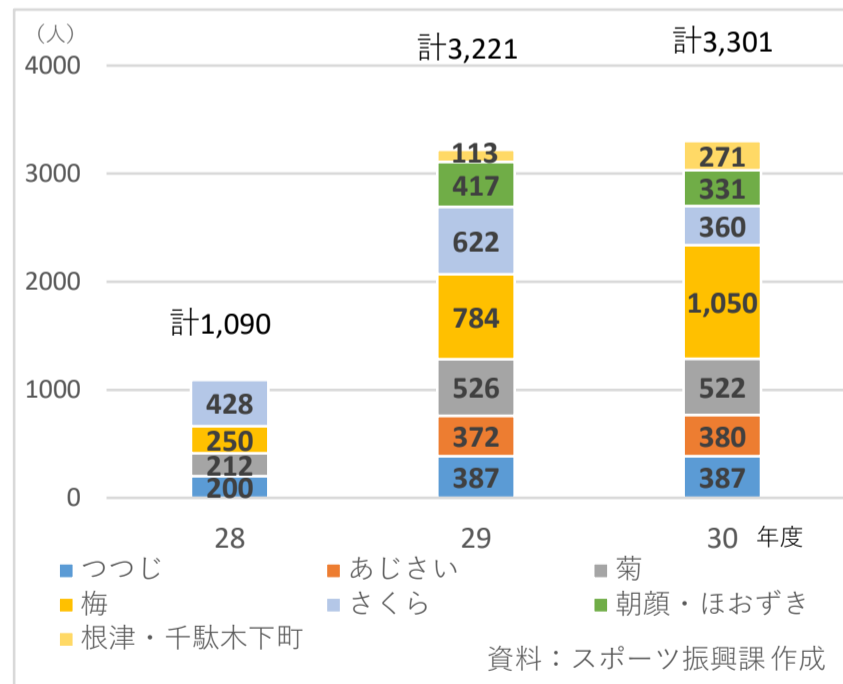
① 世論調査による「東京2020大会のレガシーを残すため、区民が行うべきこと」の結果

様々な選手や観客がいることを理解し、人権への理解を深めること	42.2%
自国の文化や芸術などの理解を深め、発信できるようになること	42.0%
語学やコミュニケーション力を高め、外国人との交流ができるようになること	41.9%
観光客を迎え、おもてなしを行うこと	21.9%
パラスポーツを通じて、障害者理解を深めること	20.2%
スポーツに取り組み、体力の向上や健康の維持に努めること	19.5%
様々なボランティアに参加し、活発に取り組むこと	16.3%

資料：第24回区政に関する世論調査

「様々な選手や観客がいることを理解し、人権への理解を深めること」が4割を超え最も多く、次いで自国の文化の理解・発信や、語学・コミュニケーション能力を高めることの順となっています。

② 気運醸成事業における障害者スポーツ（ボッチャ）の体験者数の推移



花の五大まつり等で、障害者スポーツ（ボッチャ）の体験を実施しており、参加者数が年々増加しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- 東京2020大会に向けた気運の醸成と、スポーツ・文化芸術など様々な場面で区民が活動できる機会の提供が必要です。
- 障害者スポーツの理解促進及び普及が必要です。
- 大会を契機としたボランティアの育成や活動支援等、区民のボランティア活動意識を高めていく必要があります。
- ホストタウン事業によるドイツとの相互交流により、さらに国際理解を深めていく必要があります。

主要課題	No. 39	男女平等参画社会の実現
-------------	--------	--------------------

●現状●

- 性別にかかわらず、全ての個人が個性や能力を發揮できる男女平等参画社会実現のための取組が、国内外で推進されています。
- 国際婦人年と宣言された昭和50年以降、女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定など、国において様々な制度の整備は進められてきましたが、現実社会においては、固定的な性別役割分担意識がまだ根強く、個人の自由な生き方を縛ったり、可能性を狭めたりするなど、多くの課題が残されています。
- 平成28年4月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行され、働く場面で活躍したいという希望をもつ全ての女性が、その個性と能力を十分に發揮できる社会の実現が求められています。
- 区では、「文京区男女平等参画推進条例」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、本条例において、文京区男女平等センターを男女平等参画の推進及び活動の拠点施設として位置づけています。
- 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、家庭内や親しい者同士の問題とみなされて、潜在化・深刻化しやすい傾向があります。被害者は、圧倒的に女性が多く、また、子どもの虐待事案にも配偶者からの暴力を伴うケースもあります。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、女性に対する人権軽視などの社会風潮があると考えられています。
- 区では、配偶者暴力相談支援センターや男女平等センター等で、配偶者暴力に関する相談事業を実施しています。その相談件数は、近年増加傾向にあります。

●関連する主な計画等●

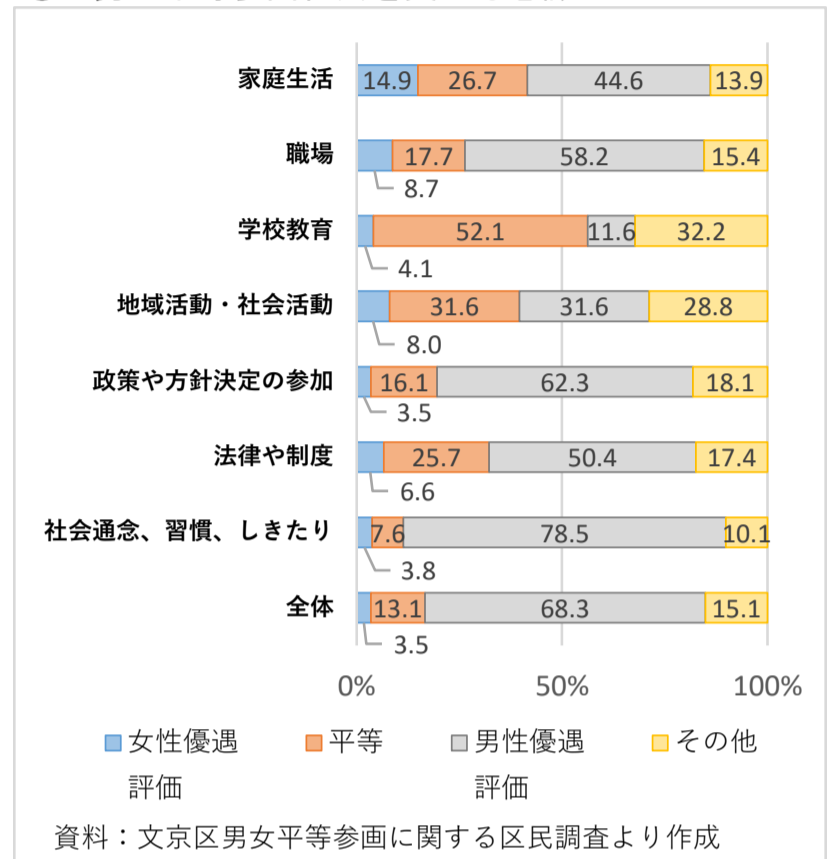
- ・ 文京区男女平等参画推進計画（平成29年度～平成33年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ あらゆる場面において、男女平等参画社会を支える意識を形成する必要があります。
- ・ 女性が様々な分野で活躍できる支援を更に推進する必要があります。
- ・ 配偶者等からの暴力行為の防止に向けた啓発活動に加え、相談支援体制の充実や関係機関による連携が求められています。

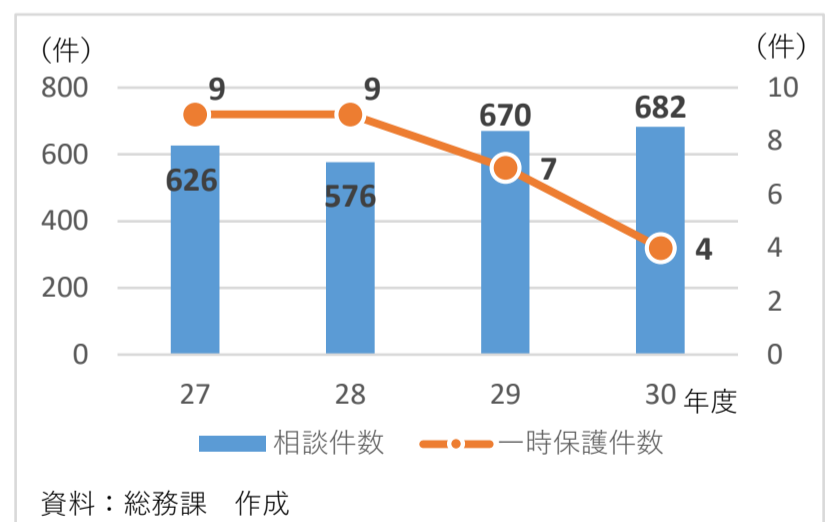
●関連データ●

① 男女平等参画社会を支える意識



男女の地位が最も平等と考えられているのは、「学校教育」（52.1%）となっていますが、多くの項目で「男性の方が優遇されている」という認識が強く、「社会通念、慣習、しきたり」（78.5%）では特に高い割合となっています。

② 配偶者からの暴力相談件数と一時保護件数



配偶者からの暴力相談件数は近年増加傾向にあり、平成30年度は682件ありました。このうち、一時保護に至ったものは4件です。

主要課題	No. 40	人権と多様性を尊重する社会の実現
-------------	--------	------------------

●現状●

- 世界人権宣言をはじめとする分野ごとの人権条約の採択や人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定など、国内外において人権尊重社会の実現に向けた取組が推進されてきましたが、いまだに年齢、性別、出身地、国籍等による差別が存在します。
- 近年では、子ども・高齢者・障害者への虐待だけでなく、セクハラ・パワハラ等のハラスメント行為、インターネットによる人権侵害、性自認・性的指向への理解不足による差別等、様々な人権課題が顕在化しています。
- 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念を実現するため、多様な性の理解、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組等を推進しています。
- 区においても、子ども・高齢者・障害者への虐待防止、HIV・ハンセン病への理解促進、難民支援等、様々な人権課題に関する講演会等の啓発活動を推進してきました。
- 平成29年には「性自認及び性的指向に関する対応指針」を策定し、区職員や教職員だけではなく、契約の請負業者や指定管理者、介護事業者等を対象に取り組みべき姿勢や考え方等に関する研修を行うなど、多様な性の理解促進を図っています。

【性自認】「私は女である」「私は男である」等の自分がどの性別であるか又ははないかということについての内面的・個人的な認識をいいます。

【性的指向】恋愛感情や性的な関心・興味が主にどの性別に向いているかをいいます。

●関連する主な計画等●

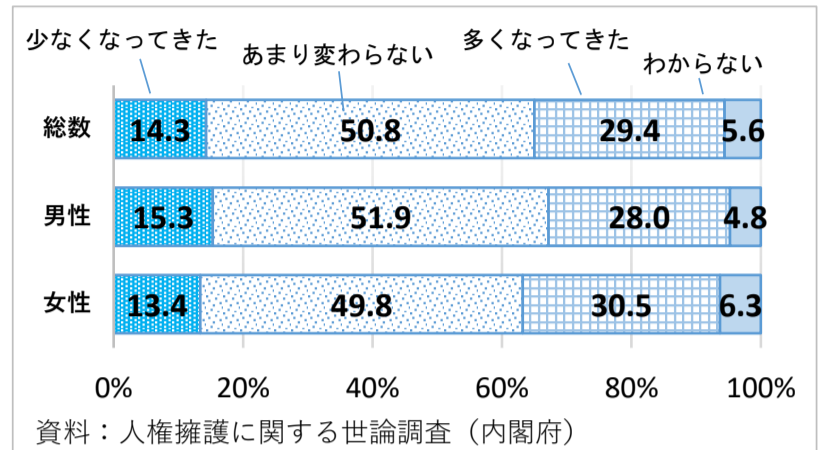
- ・ 文京区男女平等参画推進計画（平成29年度～平成33年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 一人一人が人権に関する様々な課題を認識し、多様性を認め合い、人権を尊重することの重要性を正しく理解することが必要です。
- ・ 生きづらさを感じている人がいつでも相談できる体制を整備するなど、適切な支援が必要です。

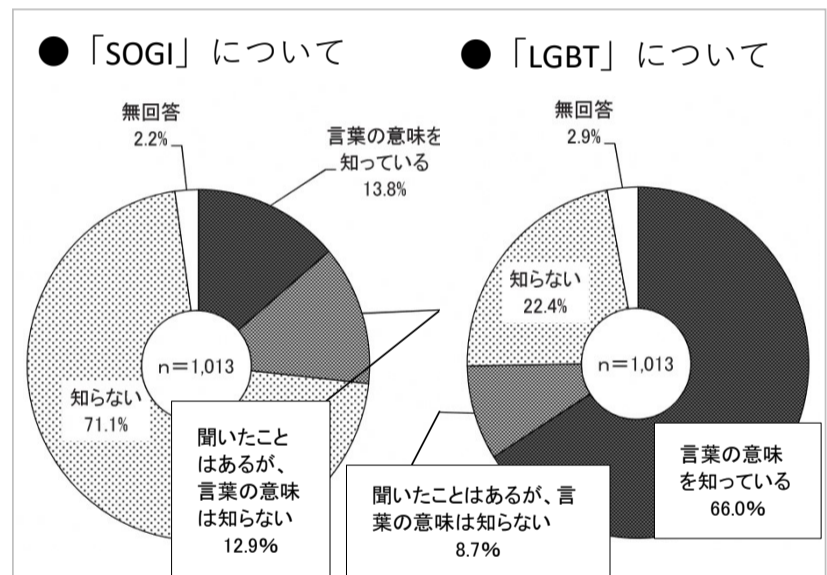
●関連データ●

① 人権侵害の推移



この5・6年の間の日本における人権侵害に関し、「少なくなってきた」と答えた人の割合は1割強にとどまり、「あまり変わらない」と答えた人の割合が約半数、「多くなってきた」と答えた人の割合が約3割を占めています。

② 「SOGI」「LGBT」の認知度



※「SOGI」…「性的指向 (Sexual Orientation)」と「性自認 (Gender Identity)」の頭文字を取った総称

※「LGBT」…レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーという、性的指向・性自認が非典型的な人々のうち代表的とされるものの頭文字を取った総称

資料：第24回文京区政に関する世論調査

「SOGI」の意味を知っている人の割合は1割前半であるのに対し、知らない人の割合は7割を超えています。また「LGBT」の意味を知っている人の割合は6割半ばであるのに対し、知らない人の割合は2割前半となっています。

主要課題	No. 41	誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進
-------------	--------	-------------------------------

●現状●

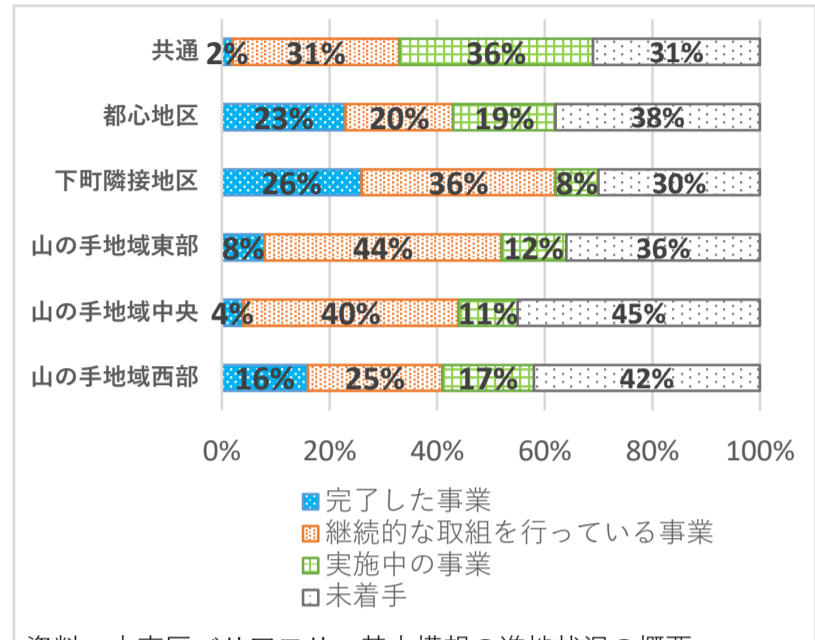
- 本区では、関連法令に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性を図ることが必要です。
- これらの状況を踏まえ、平成28年3月、「文京区バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者等の各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していくこととしています。
- 「文京区バリアフリー基本構想」の方針に基づき、平成28、29年度に「文京区都市マスタープラン」に示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）ごとに地区別計画を策定し、特性に応じた特定事業（公共交通や道路、建築物等のバリアフリー化に関する事業）を実施しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区都市マスタープラン（平成23年度～平成42年度）
- ・ 文京区バリアフリー基本構想（平成28～37年度）

●関連データ●

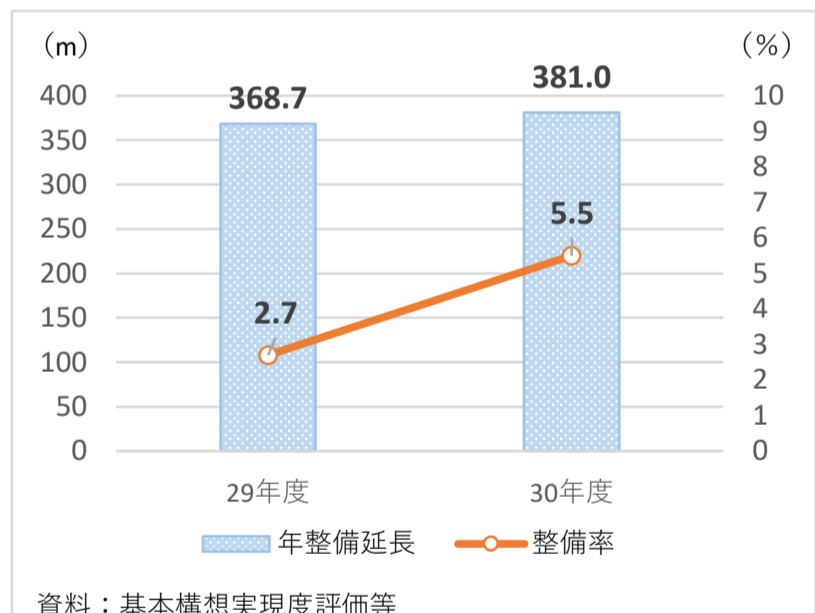
① 各地域における特定事業等の進捗状況



資料：文京区バリアフリー基本構想の進捗状況の概要

特定事業674件のうち、平成29年度までに実施し、完了した事業は76件ありました。また、継続的な取組を行っている事業と実施中の事業を合わせると、421件あります。

② 生活関連経路に指定された区道のバリアフリー整備



資料：基本構想実現度評価等

平成29年度から、生活関連経路に指定された区道のうち、一次経路7.0km、歩道のある二次経路6.7kmの計13.7km（バリアフリー基本構想策定時点）に対し、バリアフリー基本構想の観点から踏まえた整備を進めています。30年度末時点で、5.5%まで整備しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 各事業者が主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現するため、「文京区バリアフリー基本構想」の地区別計画に定めた特定事業の進捗状況を確認するとともに、計画策定後に新たに生じた課題についても改善案を検討し、特定事業に位置付ける必要があります。

主要課題	No. 42	安全・安心で快適な公園等の整備
-------------	--------	------------------------

●現状●

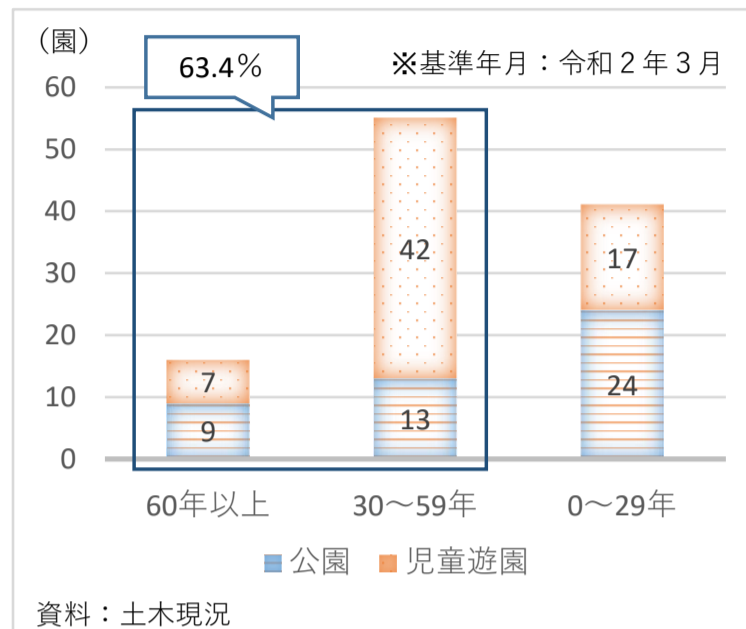
- 公園は、良好な都市環境の提供のほか、子どもの遊び場や地域の交流・連携の拠点、都市の防災性の向上等、様々な役割を担っています。
- 公園は、様々な世代が利用する地域の身近な公共施設です。子どもをはじめとする利用者が安全に公園を利用できる環境整備や、ボール遊び等のびのび遊ぶことのできる環境整備へのニーズが高まっています。
- 平成31年4月現在、区立公園が46、区立児童遊園が66あります。このほか、区内には都立公園やポケットパーク等があり、区民一人当たりの公共的緑地の面積は2.56㎡となっています。
- 昭和40～50年代に開園した区立公園・児童遊園（以下「区立公園等」という。）が多く、全体の約3分の2（63.4%）の区立公園等が開園又は再整備等から30年以上経過しています。区では、区立公園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、区民参画による計画的な公園の再整備等を行うほか、公園等の状況により、部分改修にも取り組んでいます。
- 平成31年4月現在、区内には公衆・公園等トイレが全部で71か所あります。区では、「公衆・公園等トイレの整備方針」に基づき、整備を進めていますが、築30年以上を経過しているものが多く、便器の洋式化等、高齢者や障害者、子育てをしている方、外国人観光客等に配慮した多機能トイレ環境の整備が求められています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区緑の基本計画
- ・ 文京区公園再整備基本計画（平成24年度～平成31年度）
- ・ 公衆・公園等トイレの整備方針（平成29年度～平成32年度）

●関連データ●

① 開園又は再整備等から経過した年数



区立公園等112園のうち、開園後又は再整備等から30～59年経過する園は55園（49.1%）、60年以上経過する園は16園（14.3%）あり、全体の約3分の2（63.4%）が開園後又は再整備等から30年以上経過しています。なお、平成25年度から再整備等に取り組んでいるため、開園又は再整備から10年未満の区立公園等も増加しています。

② 再整備等を実施した区立公園等一覧

平成25年度	富士前公園、井上公園
平成26年度	千石公園、丸山新町公園
平成27年度	新花園
平成28年度	新大塚公園、台町児童遊園、台町第二児童遊園
平成29年度	須藤公園、肥後細川庭園
平成30年度	教育の森公園、真砂児童遊園 関口一丁目児童遊園、根津二丁目児童遊園 駕籠町公園、白山公園、大塚窪町公園
令和元年度	六義公園、大観音児童遊園
現在設計中	お茶の水公園、西片公園、神明都電車庫跡公園

資料：主要事業進行管理 進行状況報告

文京区公園再整備基本計画等に基づき、これまでに再整備等を実施した区立公園等は19園あります。また、現在再整備に向けて設計を行っている公園等は3園あります。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区立公園等が今後も多くの人に親しまれるよう、社会情勢の変化に対応し、区民参画により計画的に再整備等を実施するほか、利用者が安全に区立公園等を利用できる環境を整備する必要があります。
- ・ 公衆・公園等トイレは、老朽化対策や高齢者等に配慮した便器の洋式化等を進める必要があります。

主要課題	No. 43	地域の特性を生かしたまちづくり
-------------	--------	-----------------

●現状●

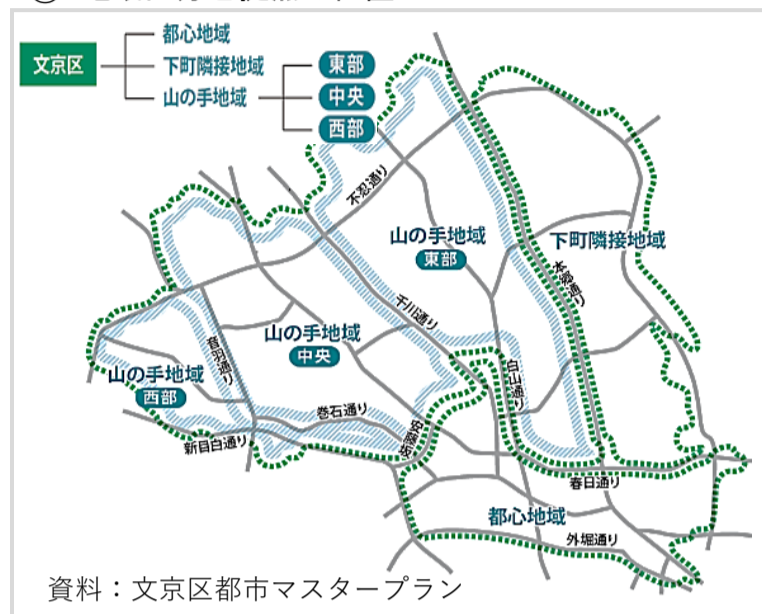
- 区内には、数多くの坂道や歴史・文化的資源、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れています。
- 区では、平成22年度に「文京区都市マスタープラン」を改定し、「～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり」を目標に、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。
- 平成25年度、区は、景観法に基づく景観行政団体（景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体）への移行とともに、「文京区景観計画」を策定し、体系的な景観まちづくりを進めており、良好な景観形成のために、景観事前協議や届け出制度を運用し、指導・誘導を行っています。
- 区民等の景観形成に対する意識の向上を図るため、景観形成に貢献した建築物や地域活動などを表彰したり、まち歩きを通して特色ある景観を再発見してもらったりする普及啓発事業を実施しています。
- また、区内4地区においてまちづくり基本計画を策定し、3地区において地区計画を定め、各地区のまちづくりに取り組んでいます。また、まちづくりの支援制度を活用し、住民主体のまちづくりを進めています。
- さらに、安全で快適な生活環境を新たにつくることを目的として、「春日・後樂園駅前地区」をはじめとする市街地再開発事業を進めています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区都市マスタープラン（平成23年度～平成42年度）
- ・ 文京区景観計画

●関連データ●

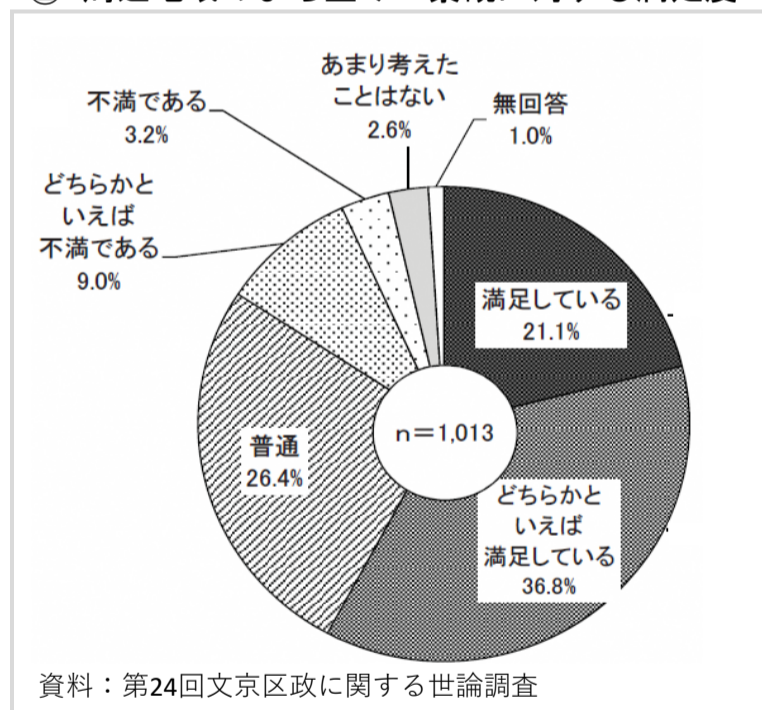
① 地域区分と拠点の位置



資料：文京区都市マスタープラン

「文京区都市マスタープラン」において、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定し、それぞれのまちづくりの目標や地域別の方針を定め、地域の特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。

② 周辺地域のまち並み・景観に対する満足度



資料：第24回文京区政に関する世論調査

周辺地域のまち並み・景観に対し、約6割の区民が満足（「満足している」「どちらかといえば満足している」）しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区民等が地域への愛着や誇りを持てる、住民主体のまちづくりを推進する必要があります。
- ・ 木造建築物の密集地域や土地の利用状況が不健全な市街地、風情ある街並みを保全する地域等、地域課題を解決するため、都市計画手法を用いたまちづくりに取り組む必要があります。
- ・ 区や区民、事業者等が、景観づくりの主体として、地域の魅力を生かした良好な景観形成を図ることが求められています。
- ・ 秩序あるまちづくりを推進するため、関係条例等を総合的に活用し、紛争の予防と対応に取り組んでいく必要があります。

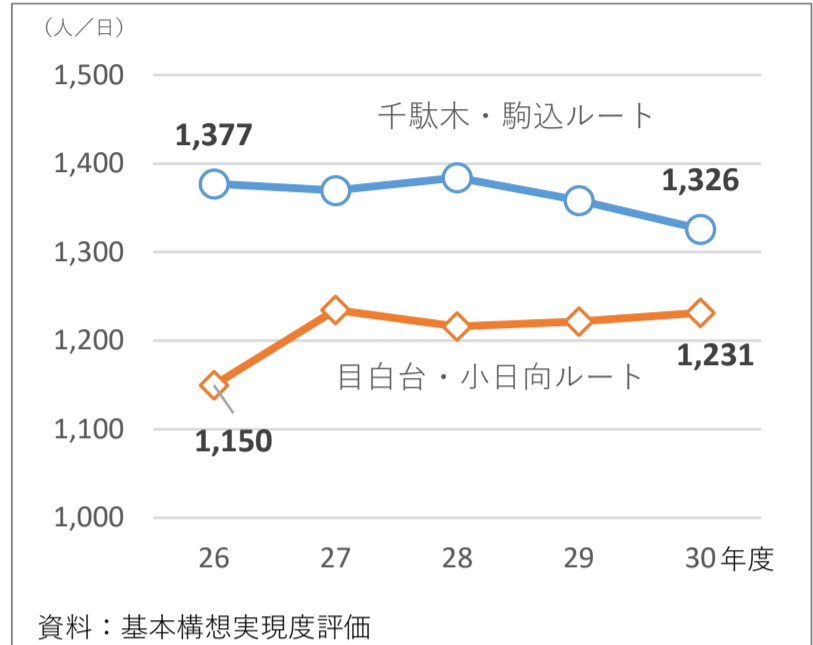
主要課題	No. 44	移動手段の利便性の向上
-------------	--------	--------------------

●現状●

- 本区は、地下鉄が6路線20駅、バス路線が19系統運行し、区内のほぼ全域が駅やバス停から400m以内にあります。移動手段の充実や公共交通不便地域の解消等を図るため、コミュニティバス運行や自転車シェアリング事業を実施しています。
- 平成19年度から運行を開始した文京区コミュニティバス「Bーぐる」は、拠点間ネットワークの充実と公共交通不便地域の解消等を図るため、現在2路線で運行しています。
- Bーぐるの利用者数は横ばい傾向にありますが、既存路線の再編や新規路線の開設の要望もかねてから多く挙げられています。
- 「文京区コミュニティバスBーぐる課題等分析委託報告書（平成30年3月）」で示された路線案について、多角的な視点で評価検討を行った結果、令和3年度、本郷・湯島地域に新規路線を導入することを予定しています。
- 一方、区内には狭隘道路が多く、コミュニティバス車両の通行が困難な公共交通不便地域も存在しています。
- また、公共的な交通手段のひとつとして、地域・観光の活性化、環境負荷軽減等などの効果が見込まれる自転車シェアリング事業の実証実験を事業者等と連携して平成29年1月より開始しています。
- 自転車シェアリング事業の利用者意向調査結果によると、満足とやや満足の評価の合計が76%、今後も利用したい人は96%となっています。
- 平成28年、国において「自動運転戦略本部」を設置し、自動運転の実現に向けた環境整備や社会実装が官民連携で行われています。バスの分野でも実験的な導入が始まり、新たな地域交通を担う存在として、期待が高まっています。

●関連データ●

① Bーぐるの1日当たり利用者数



Bーぐるの1日当たりの利用者数は、千駄木・駒込ルートでは1,300人台、目白台・小日向ルートではおおむね1,200人台で推移し、近年はどちらのルートも横ばい傾向です。

② 文京区自転車シェアリング事業

実証実験の実施状況

	項目	平成29年度	平成30年度
文京区	自転車 (3月末現在)	500台	800台
	サイクルポート (3月末現在)	42箇所	60箇所
	会員登録 (3月末現在)	7,730人	15,141人
	利用回数 (3月)	18,391回/月	39,816回/月
	回転率 (3月)	1.19回/台日	1.61回/台日
連携10区	自転車 (3月末現在)	5,150台	7,417台
	サイクルポート (3月末現在)	382箇所	648箇所
	会員登録 (3月末現在)	218,394人	355,858人
	利用回数 (3月)	393,012回/月	679,962回/月
	回転率 (3月)	2.46回/台日	2.96回/台日

資料：管理課 作成

※平成29年度は7区と連携。

※令和元年7月時点：10区で広域相互利用

※連携10区…文京区のほか、千代田区・中央区・港区・新宿区・江東区・渋谷区・品川区・大田区・目黒区

自転車シェアリング事業の平成31年3月の利用回数や会員登録者数は、1年間で大幅に増加しています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ Bーぐるについては、利用者の動向に注視しながら、公益性と経済性のバランスや採算性に配慮したサービスの提供が求められています。
- ・ 公共交通不便地域の解消や、福祉的視点・観光的視点での交通課題に対応するため、社会情勢や交通システムの進展等を踏まえた上で、多様な公共交通手段の可能性について研究を行う必要があります。
- ・ 自転車シェアリングの普及拡大を目指して、更なる利便性の向上を図る必要があります。

主要課題	No. 45	地球温暖化対策の総合的な取組
-------------	--------	----------------

●現状●

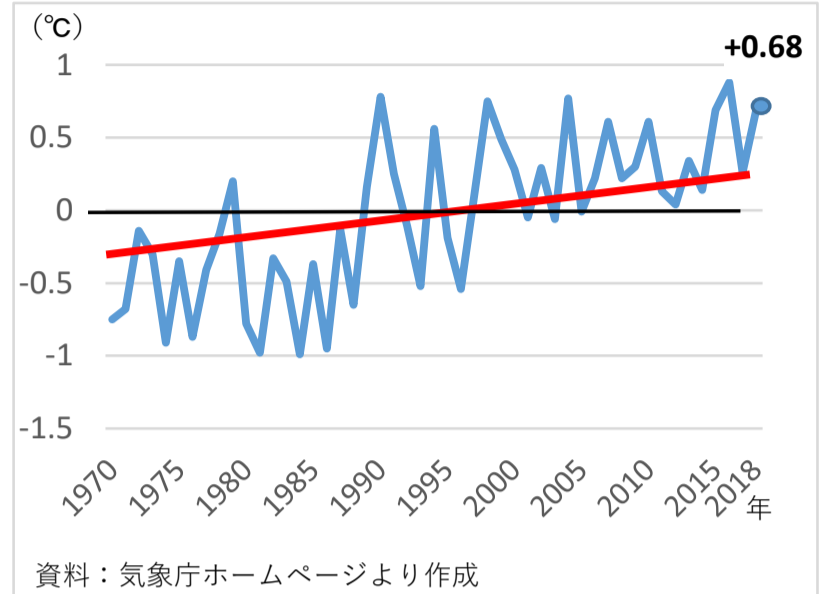
- 気象庁によると、現在の地球は過去1400年で最も暖かく、日本の年平均気温も、上昇傾向にあります。
- 地球規模の環境の危機を背景に、平成27年度、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しています。
- パリ協定を受け、国は「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制等の目標や、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等を示しました。
- 区では、地域での地球温暖化対策を総合的、計画的に進めるため「文京区地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、本区の2019年度の二酸化炭素排出量目標を987千t-CO2と定めました。区民・団体・事業者等の各主体が、二酸化炭素排出量削減に向けた様々な取組を行っています。
- さらに近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動の影響が各地で現れ、さらに今後、長期にわたり拡大する恐れがあります。こうした被害を回避・軽減する適応を法的に位置付けるため、平成30年12月に「気候変動適応法」が施行されました。
- 舗装に覆われた都市部では、河川や下水の排水処理能力を超える雨が集中的に降ると、短時間で浸水が起きる特徴があります。区では、こうした都市型水害に強いまちづくりを進めるため、透水性舗装や雨水浸透柵の整備などを行っています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区環境基本計画（平成29年度～平成38年度）
- ・ 文京区地球温暖化対策地域推進計画（平成22年度～平成31年度）
- ・ 文京区役所地球温暖化対策実行計画（平成27年度～平成31年度）
- ・ 文京区地域防災計画

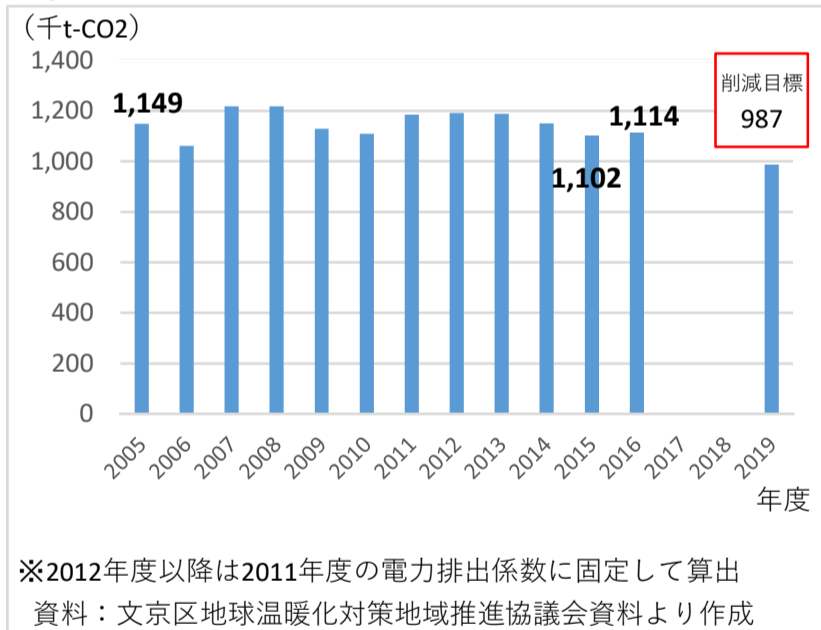
●関連データ●

① 日本の年平均気温偏差の経年変化



気象庁のホームページによると、2018年の日本の平均気温の基準値（1981～2010年の30年平均値）からの偏差は+0.68℃です。日本の年平均気温は、100年あたり1.21℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。

② 文京区におけるCO2排出量



2016（平成28）年度の本区における二酸化炭素排出量は、2015（平成27）年度より12千t-CO2増加し、1,114千t-CO2となっています。現行計画では、2019（令和元）年度には基準年度（2005（平成17）年度）からみて14%の削減を目指します。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 地球温暖化が進行していることから、国や都との連携による対策をはじめ、区民・団体・事業者等に向けて省エネルギーや地球温暖化防止の普及啓発を行うなど、温室効果ガスである二酸化炭素排出量の削減に向けた更なる取組を推進する必要があります。
- ・ 気候変動の影響が既に顕在化し、今後更に深刻化するおそれがあることから、気候変動への適応を推進し、水害や土砂災害等への対策を進める必要があります。

主要課題	No. 46	循環型社会の形成
-------------	--------	----------

●現状●

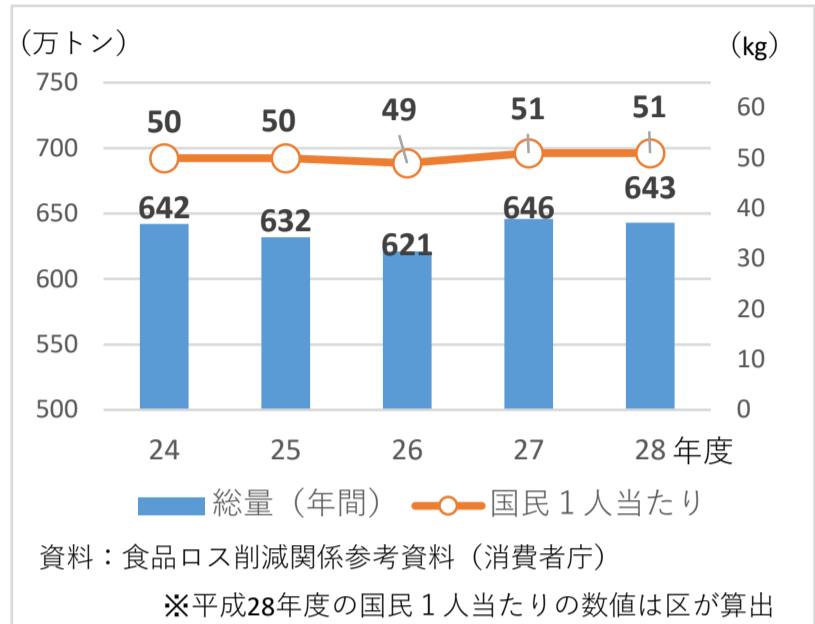
- 世界における経済成長や人口増加に伴い、地球規模での廃棄物の増加と質の多様化が起きています。特に、食品ロスや海洋プラスチックごみについては、大きな社会問題として関心が高まっています。また、持続可能な開発目標（SDGs）においても大量生産・大量消費社会に代わる循環型社会の形成が目標として掲げられています。
- 国は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組〔リデュース・リユース・リサイクル（3R）〕のうち、リデュース・リユース（2R）をリサイクルに先立ち推進する社会経済システムの構築を目指しています。この2Rの基本的考え方は「ごみになるものを発生させない」「使い捨てをやめ、ものを長く大切に使う」ことであり、社会的にも「マイバッグ・マイボトル持参」「衣類等のリユース」等の取組が行われています。
- 特別区では、ごみ減量の取組と収集運搬を各区が実施し、ごみの焼却等の中間処理については東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理を行っています。区が収集したごみ量は、平成元年度の約88,500トン进行ピークに、年々減少し、30年度は42,385トンまで減少しています。
- 区では、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合が定める関係計画と整合を図りながら「文京区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、区民が安心して暮らせる循環型社会の実現に向けて、区民や地域活動団体、NPO等の様々な主体と協働しながら、2Rの推進をはじめ、資源回収事業など、各種リサイクル清掃事業に取り組んでいます。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区一般廃棄物処理基本計画
（平成28年度～平成32年度 中間年度見直し版）

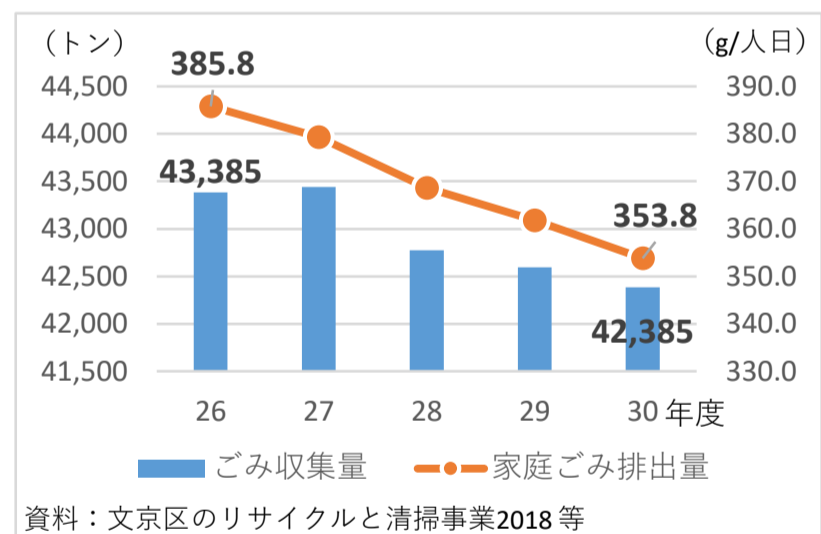
●関連データ●

① 国内の食品ロス（推計）



国内の食品廃棄物等は、平成28年度で年間2,759万トン、このうち食品ロスは643万トンにもものぼります。これは、世界全体の食糧援助量（約380万トン/平成29年実績）の約1.7倍の量に当たり、毎日10トントラックで約1,760台分を廃棄していることに相当します。

② 年間ごみ収集量と
区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量



区が収集した年間ごみ量は減少傾向にあり、平成30年度は42,385トンです。また、家庭から排出されるごみ量の合計を区民1人1日当たりの量に換算した区民1人1日当たりの家庭ごみ排出量も減少傾向にあり、30年度は353.8g/人日となっています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 地球規模で発生している廃棄物の増加と質の多様化、食品ロスや廃プラスチックごみ問題等への対応が求められています。
- ・ 循環型社会を推進するために、家庭や事業所からのごみの発生をできる限り抑制し、事業者への適切な排出指導・管理を強化する必要があります。
- ・ 区では、ごみの焼却を他区の清掃工場に委ねているため、より一層のごみ減量を図る必要があります。

主要課題	No. 47	生物多様性と都市の発展・再生
-------------	--------	----------------

●現状●

- 地球上には3,000万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを「生物多様性」と言います。生物多様性がもたらす恵みは、エネルギーや食料、水等、人の暮らしにも直結しています。しかし、生物多様性は、人間活動や地球温暖化等の気候変動により、急速に失われつつあります。
- 国において、平成20年に「生物多様性基本法」を制定し、24年には生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で掲げられた「愛知目標」を達成するための国別目標等を盛り込んだ「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。
- 本区には、地形と歴史に育まれた豊かな緑が存在しています。台地や崖線に残る緑、神社・仏閣や大名屋敷跡地の古い緑や池、復興や開発により造られた新しい緑、下町の路地裏の小さな緑等、多様な緑が分布しています。
- 平成29年度に区内8か所の施設で現地調査を実施した結果、合計で357科1,137種の動物・植物が確認されました。
- 区では、平成31年3月「文京区生物多様性地域戦略」を策定しました。本戦略では、生物多様性都市ビジョンとして「生きもの、ひと、くらしがつながり豊かな文化を育むまち」を掲げ、区民や団体、事業者等の各主体と相互に連携・協働しながら、生物多様性に係る施策を推進しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区環境基本計画（平成29年度～平成38年度）
- ・ 文京区生物多様性地域戦略（平成31年度～平成40年度）

●関連データ●

① 平成29年度の現地調査で確認された動物・植物の種数

場所	種数	
本郷給水所公苑	193科	453種
千石緑地	145科	255種
須藤公園	14科	16種
関口台公園	217科	472種
文京シビックセンター	94科	166種
根津神社	219科	476種
順天堂大学医学部附属順天堂医院	154科	336種
播磨坂さくら並木	125科	244種
合計	357科	1137種

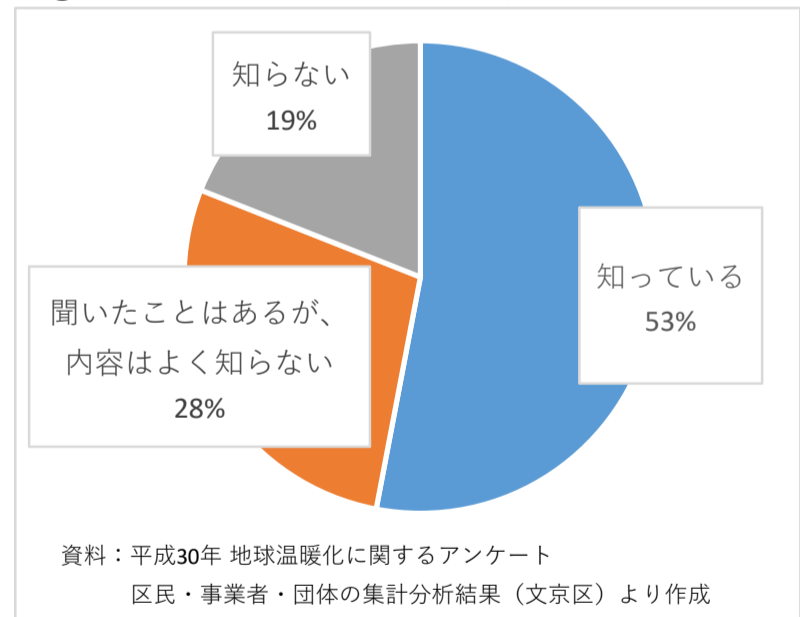
●植物・昆虫類・クモ類・陸産貝類・鳥類・哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・底生生物を調査

●須藤公園は「爬虫類・両生類」「魚類」「底生生物」のみ調査し、「魚類」「底生生物」の調査は、本郷給水所公苑と須藤公園のみ実施

資料：「文京区生物多様性地域戦略」より作成

区内8か所の現地調査では、都のレッドデータブックや、環境省のレッドリスト等に選定されている、絶滅の恐れがあるとされる重要な種が、調査地全体で23種確認されました。その中には、植栽や魚類等、人為的に持ち込まれた種も確認されました。

② 生物多様性についての認知度（区民）



「生物多様性」という言葉について「知っている」と答えた人の割合は全体の約半数を占めています。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 人間の営みは、生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられています。生物多様性のもたらす恩恵を将来にわたり享受できるよう、一人一人が自分自身の問題として向き合い、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すことが求められています。
- ・ 生物多様性と都市の発展・再生のバランスを取ることで、自然と共生した持続可能な社会を実現することが求められています。

主要課題	No. 48	地域防災力の向上
-------------	--------	----------

●現状●

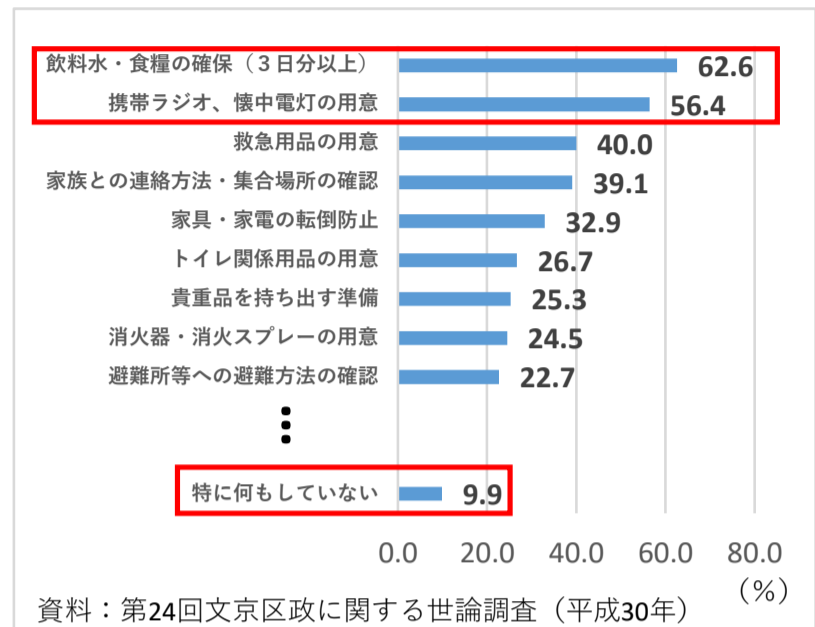
- 災害への備えは自らがその生命と財産を守る「自助」を基本とし、地域の防災まちづくりである「共助」につなげることが重要です。
- 阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された人の約8割が、家族や住民等によって救出されています。また東日本大震災でも、児童・生徒と自発的な避難をともにした地域住民が助かるなど、自助・共助の事例が見られました。
- 都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、本区の避難所生活者は区の人口の約2割に当たる40,213人であることから、約8割の区民は避難所以外で生活することが考えられます。しかし、平成30年の世論調査では、飲料水や食糧、携帯ラジオ等を備蓄している区民は約6割にとどまり、特に何もしていない人も約1割いました。
- 避難所の運営に携わる住民が、地域の防災のリーダーとして十分な知識を備えることは、公的支援が到着するまでの被害拡大の軽減や円滑な被災者支援活動につながり、多様な活躍が期待されています。
- 本区では、避難所運営協議会や町会・自治会、マンション管理組合等による防災訓練が行われていますが、構成員の高齢化や固定化、参加者の減少といった問題を抱えている組織も見受けられます。
- 区では、区内4つのブロックごとに、季節に応じた訓練を行う「避難所総合訓練」や、住民主体の一斉避難訓練と観覧型・体験型の訓練として「防災フェスタ」を実施しています。また、避難所運営協議会が実施する避難所運営訓練を支援するなど、防災に関する様々な取組を進めています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区地域防災計画

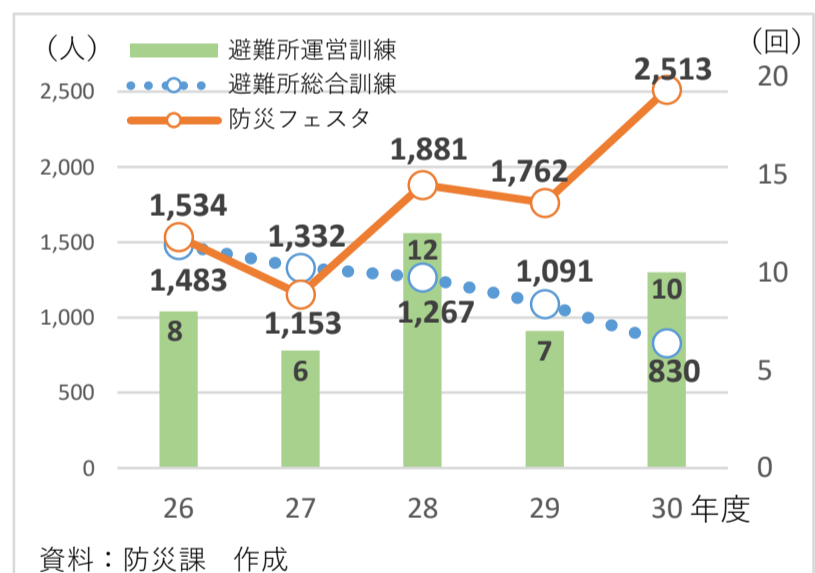
●関連データ●

① 災害に対する区民の備え



「飲料水・食糧の確保 (3日分以上)」「携帯ラジオ、懐中電灯の用意」をしている区民は約6割にとどまり、特に何もしていない区民も約1割いることから、自助の取組の普及が課題となっています。

② 避難所総合訓練等の参加者数と避難所運営訓練実施回数



年4回実施する避難所総合訓練への参加者数は年間1,000~1,500人でしたが、平成30年度は830人となりました。一方、年1回の防災フェスタへの参加者数は、30年度に大きく増加し、2,513人となりました。また、避難所運営訓練は、30年度は10か所の避難所で実施されました。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 区民一人一人の防災意識の啓発と防災行動力 (自助) の向上とともに、町会・自治会等の区民防災組織や避難所運営協議会の防災行動力 (共助) も向上を図る必要があります。
- ・ 中高層共同住宅 (マンション) 居住者が災害時においても自宅で生活を送り、避難所避難者の減少を図るため、中高層共同住宅 (マンション) の防災対策に取り組む必要があります。

主要課題	No. 49	災害に強い都市基盤の整備
-------------	--------	---------------------

●現状●

- 首都直下地震が発生した際の、都の被害想定によると、区部の木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や地震火災の被害が発生するとされています。
- 区内には、道幅が4mに満たない道路（細街路）が多く、災害時に緊急車両の乗り入れや避難活動の妨げになる恐れがあります。また、十分な安全性が確保されていないブロック塀等は、大地震の際の倒壊の危険性が問題となっています。
- 過去の大震災では、電柱や建物の倒壊により緊急車両の通行や生活物資の輸送の支障となった事例があります。緊急輸送道路は、震災時の救急救命、消火活動、物資輸送、復旧復興の生命線であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、都は平成23年に特定緊急輸送道路の指定を行い、区内3路線が指定されています。
- 土砂災害防止法に基づき、都が区内15か所を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定しており、令和元年度には区内93か所が追加指定される予定です。区では、崖等整備資金助成事業により所有者による適切な維持管理を支援しています。
- 区内には、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された建物が多数あり、耐震化を進める必要があります。また「燃えない・燃え広がらないまち」を目指し、災害時に火災等の危険性の高い地域の不燃化を進めています。
- また、区では、広場等の公共空間と不燃化された建築物の一体的な整備を行う市街地再開発事業や住民主体のまちづくりにより、災害に強い都市基盤の整備を進めています。

●関連する個別計画・条例等●

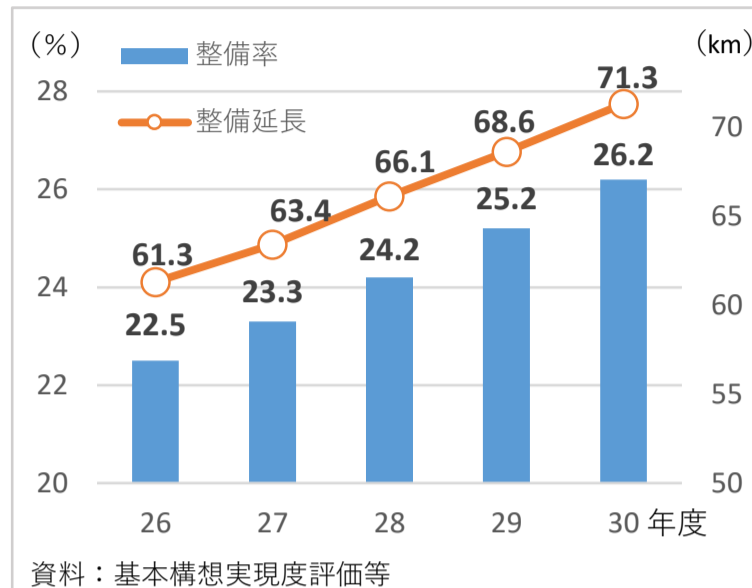
- ・ 文京区耐震改修促進計画（平成20年度～平成32年度）

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 建物の共同化等と道路や広場等の公的空間の整備を総合的に行い、災害に強い都市基盤の整備を図る必要があります。
- ・ 震災時等に消防・避難活動の妨げになることを防止するため、経路を確保する必要があります。
- ・ 地震や火災等による被害を抑えるため、建築物の耐震化・不燃化を促進する必要があります。

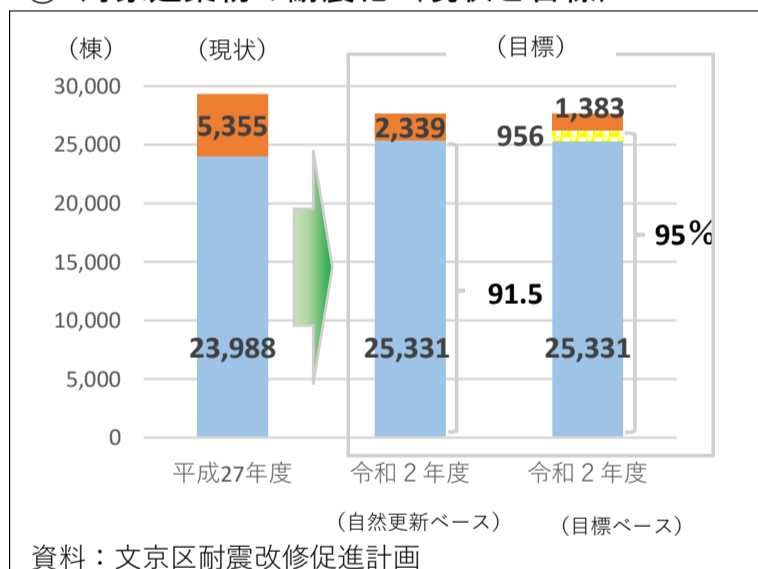
●関連データ●

① 細街路拡幅整備率・整備延長



道路が4mに満たない細街路は、建築時等に合わせ、拡幅整備を行っています。平成2年10月の細街路拡幅整備事業開始から、毎年度約2.7kmの拡幅整備を行っており、30年度末現在の整備率は26.2%、整備延長は約71.3kmとなっています。

② 対象建築物の耐震化（現状と目標）



平成27年度末から、施策によらない自然更新で耐震化が進んだ場合、令和2年度末では91.5%まで耐震化率が上昇すると推計されています。令和2年度末での耐震化率の目標である95%を達成するためには、自然更新によるものに加えて、積極的な施策展開により、耐震性を満たす住宅をさらに956棟増加していく必要があります。

主要課題	No. 50	防災拠点機能の強化
-------------	--------	------------------

●現状●

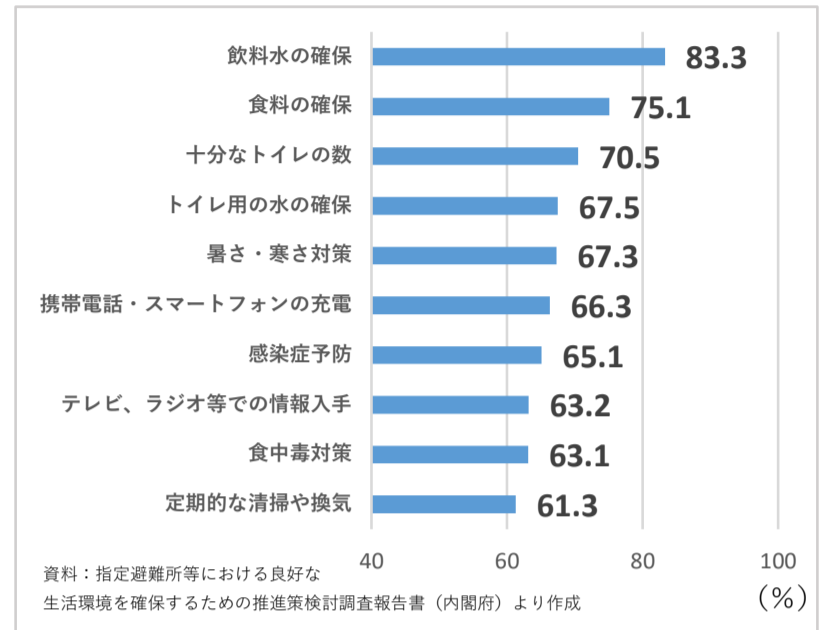
- 災害時、避難所は自宅が倒壊などの被害を受け、または、そのおそれがある場合の被災者の生活場所となり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となります。
- 区内には避難所が33か所あり、避難所や拠点となる備蓄倉庫に、食糧や生活物資等を分散して備蓄しています。食糧については、都と連携して、発災後3日分の食糧を確保しています。
- 東日本大震災や熊本地震では、避難所における「生活の質」には課題が多く、食糧やトイレ等は不十分で、狭い空間での生活によって、多くの被災者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活であったと言われています。
- 災害時、正確かつ迅速に情報を収集・分析し、伝達することは極めて重要です。区では、シビックセンター15階の防災センターを情報連絡体制の拠点としています。
- 区では、災害時に防災行政無線やホームページ、「文の京」安心・防災メール等を活用して、区民等へ災害情報を提供しています。しかし、大規模災害発生時は、災害情報が得づらいう状況が発生することから、災害情報の伝達手段の更なる充実が求められています。
- 広域的な災害が発生すると、近隣自治体との連携体制だけでなく、被災していない遠隔地の自治体からの支援の受入れも重要となります。
- 災害時における救援物資の確保や医療救護活動の実施等のため、民間事業者や医療関係機関等との連携を強化するなど、平時から災害に強い体制を強化する必要があります。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区地域防災計画

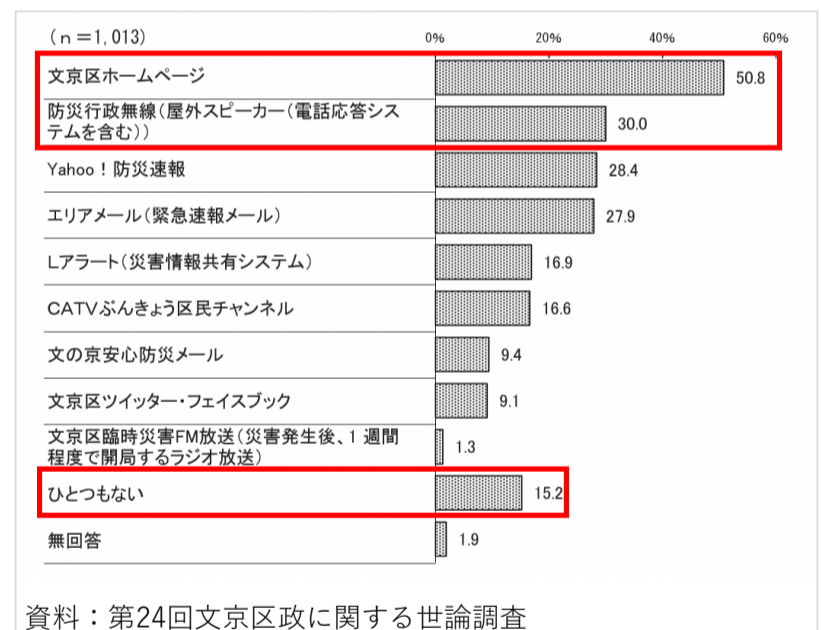
●関連データ●

① 避難所環境のニーズ



平成29年度に内閣府が実施した調査によると、「最低限、この条件が整っていないと避難所には行かない」と思われる項目では、飲料水と食料の確保、トイレの数の確保と流すための水の確保、避難所の暑さ・寒さ対策などが挙げられています。

② 区からの災害情報の提供方法の認知度



「文京区ホームページ」が約5割と最も多く、次いで防災行政無線（屋外スピーカー（電話応答システムを含む））が3割となっています。一方、「ひとつもない」と答えた人も一定数（15.2%）います。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 災害発生時に円滑に避難所を開設し適切に運営できる体制を整備するとともに、備蓄物資の計画的な更新や必要に応じた内容の見直しが行われています。
- ・ 災害時に正確で迅速に情報収集・分析し、区民等に必要な情報を伝達する連絡体制の強化が必要です。
- ・ 災害時に迅速かつ的確に業務を遂行するため、他自治体からの的確な受援体制を構築するとともに、大規模災害の発生に備え、民間事業者や医療関係機関等との連携を強化する必要があります。

主要課題	No. 51	災害時の要配慮者への支援
-------------	--------	--------------

●現状●

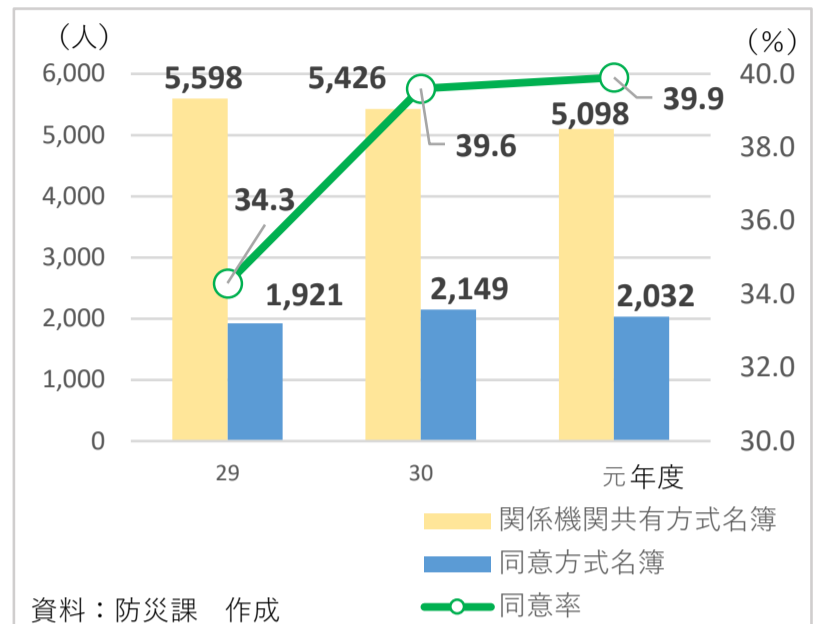
- 災害時、高齢者や障害者、妊産婦、外国人等は、避難、情報把握、生活手段の確保等の行動を円滑かつ迅速に行うことが困難な立場に置かれています。
- 東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月、災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、必要な個人情報を利用できることなどを決めました。
- 過去の災害において、避難所で生活することが著しく困難な高齢者や障害者、妊産婦等が避難する施設の確保や、これらの方が必要とする物資の備蓄が課題になっています。
- 区では、平成28年3月に「文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成した後、「災害時要援護者名簿」から「避難行動要支援者名簿」へ切り替え、平常時から区民防災組織等への情報提供に同意した方を対象に、安否確認等の個別計画の策定に取り組んでいます。
- また、災害時に高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を区内20か所に設置するとともに、妊産婦・乳児救護所を区内の大学等4か所に設置することとしており、それぞれの施設に物資を備蓄しています。
- 近年、本区における外国人居住者が増加しています。言語や生活習慣が異なるほか、災害の経験や知識にばらつきがあるため、コミュニケーションや、いざという時の円滑な行動をとることが困難な場合があります。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区地域防災計画
- ・ 文京区避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

●関連データ●

① 避難行動要支援者名簿の登録状況



令和元年7月現在、関係機関共有方式名簿（全ての要支援者を登録した名簿）の登録者数は5,098人で、このうち、同意方式名簿（平常時から区民防災組織等への情報提供に同意した方を登録した名簿）の登録者数は2,032人、同意率は39.9%です。なお、同意方式名簿の新規登録者数は、平成29年度226人、30年度478人、令和元年度（7月現在）48人となっています。

② 福祉避難所、妊産婦・乳児救護所一覧

【福祉避難所（20箇所）】

特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷	文京本郷高齢者在宅サービスセンター
特別養護老人ホーム文京くすのきの郷	介護老人保健施設音羽えびすの郷
特別養護老人ホーム文京白山の郷	介護老人保健施設ひかわした
特別養護老人ホーム文京千駄木の郷	龍岡介護老人保健施設
特別養護老人ホームゆしまの郷	グッドライフケアセンター向丘
特別養護老人ホーム洛和ヴィラ文京春日	グループホーム白山みやびの郷
短期入所生活介護あけぼし	文京区立大塚福祉作業所
文京湯島高齢者在宅サービスセンター	文京区立小石川福祉作業所
文京向丘高齢者在宅サービスセンター	障害者支援施設リアン文京
文京昭和高齢者在宅サービスセンター	文京区立本郷福祉センター若駒の里

【妊産婦・乳児救護所（4箇所）】

跡見学園女子大学	東洋学園大学
貞静学園短期大学	日本女子大学（新泉山館）

資料：福祉政策課 作成

福祉避難所については、区内の福祉施設の運営事業者と連携・協力し、設置箇所数の拡大に取り組んでいます。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 避難行動要支援者に対する迅速な安否確認等の実施・避難支援体制の強化が求められています。
- ・ 福祉避難所の設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所及び妊産婦・乳児救護所の運営に必要な物資の備蓄に引き続き取り組む必要があります。
- ・ 外国人居住者に対し、平常時から必要な情報を提供することで、災害発生時に適切な避難行動へつなげるなどの対応が求められています。

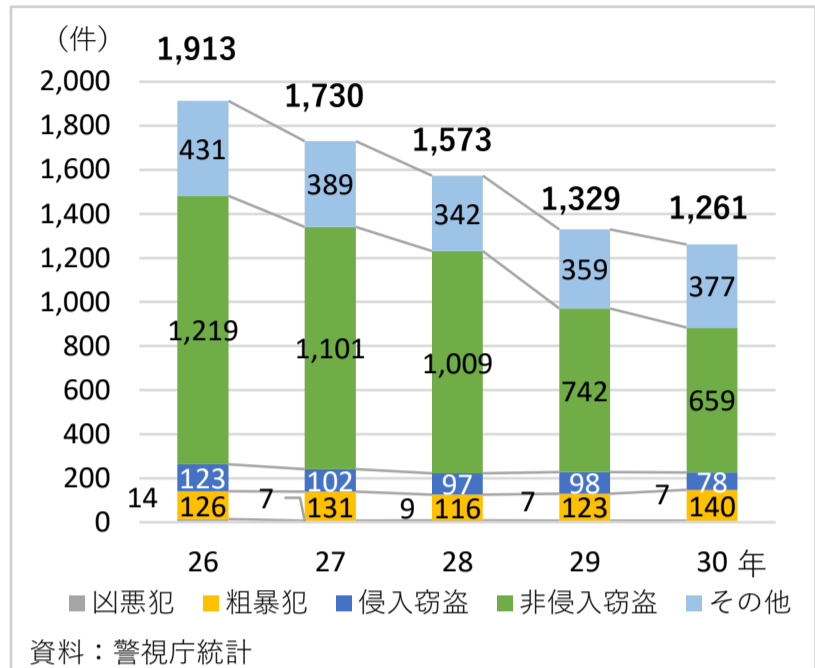
主要課題	No. 52	地域の犯罪抑止
-------------	--------	----------------

●現状●

- 警察白書（平成30年）によると、全国の刑法犯認知件数は、平成14年の約285万件をピークに減少傾向にあり、29年は14年の3分の1以下の約92万件にまで減少するなど、治安情勢及び体感治安（人が感覚的・主観的に感じる治安情勢）には一定の改善が見られます。
- 本区においても、刑法犯認知件数は減少傾向にあり、平成30年は1,261件で、23区の中で最も少ない件数となっています。
- 近年では、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、児童虐待等の事案が生じており、特に特殊詐欺による被害が高齢者を中心に増加し、少子高齢化に伴う人口・家族構造の変化等の社会情勢が変化していく中で、これまで以上に重要な課題になると考えられます。
- 警視庁によると、都内における子どもに対する犯罪の認知件数は年間200件を超えています。本区においても、声掛けやつきまとい等の事案が発生しています。
- 区では、協働・協治の考え方の下、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、平成17年4月から「文京区安全・安心まちづくり条例」を施行しています。この条例に基づき、「安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区」を指定し、その活動を支援しています。令和元年7月現在、40地区を指定し、それらを構成する町会・自治会数は、全町会・自治会の約66%に当たる101となっています。
- また、平成25年5月に区内4警察署と「23区安全・安心ナンバーワンのまち『文の京』更なる安全・安心推進のための合意書」を締結し、相互に連携しながら犯罪抑止や交通事故防止等の対策に関する施策を推進しています。

●関連データ●

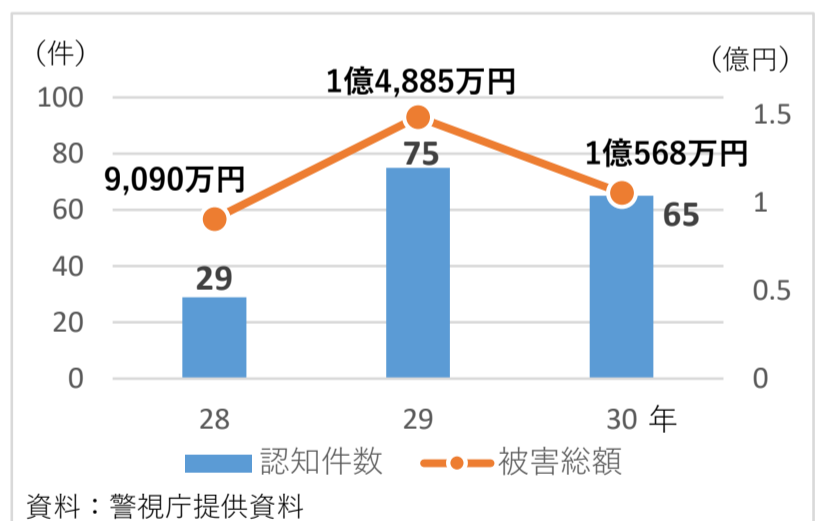
① 刑法犯認知件数（区内で発生したもの）



被害の届出等により、刑法犯として警視庁がその発生を確認した件数である刑法犯認知件数は、区内における犯罪発生状況の目安となります。総件数は減少傾向にあり、平成30年は1,261件となっています。

② 特殊詐欺認知件数及び被害総額

（区内4警察署合計）



振り込み詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の4類型）とそれ以外の振り込み類似詐欺をまとめて、特殊詐欺と言います。特殊詐欺は区内で毎年数十件発生し、その被害総額は約1億円にも及んでいます。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・安全で安心して暮らすことができる地域環境を築いていくため、区民の自主的な防犯活動をさらに推進していくことが求められています。
- ・特殊詐欺の手口は日々巧妙化し、社会情勢等に便乗した特殊詐欺が発生するなど、高齢者を中心に多額の被害が発生していることから、特殊詐欺被害防止のための対策の強化が求められています。
- ・子どもが被害者となる犯罪が後を絶たないことから、子どもを犯罪から守るための取組をさらに推進する必要があります。

主要課題	No. 53	管理不全建築物等の対策の推進
-------------	--------	-----------------------

●現状●

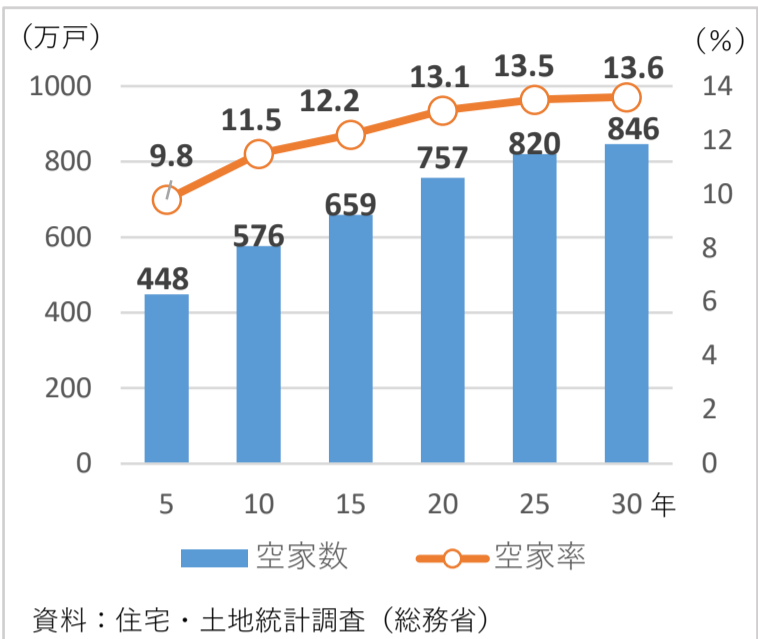
- 全国的に、人口減少や既存建築物の老朽化、家族構成の変化等を背景に、空家等の増加が大きな社会問題の一つになっています。
- 特に、適切に管理されない空家等は、倒壊の危険性の増大、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになります。
- 区では、空家一斉点検調査や老朽家屋の実態調査等から、空家等の所在やその状態等の概要を把握しました。平成30年6月現在、空家等の可能性が高い建築物が区内に約300戸あります。
- 法律、不動産、建築の専門家、関係行政機関や区民を委員とする「文京区空家等対策審議会」を設置し、平成30年7月に「文京区空家等対策計画」を策定するとともに、法的措置を講ずべき特定空家等を判断し、認定する際の基準となる「文京区特定空家等に関する基準」を令和元年9月に決めました。
- マンションは、主要な居住形態として区内に広く普及し、地域社会を構成する大きな要素となっています。一方、建物の老朽化や居住者の高齢化が進行すると、管理不全なマンションが増加し、周辺の環境にも影響を及ぼすことが懸念されます。
- 区では、マンションの良好な維持管理を推進するため、管理組合設立支援や長期修繕計画作成費助成など、マンション管理適正化支援事業を実施しています。

●関連する主な計画等●

- ・ 文京区空家等対策計画
(平成30年度～平成34年度)

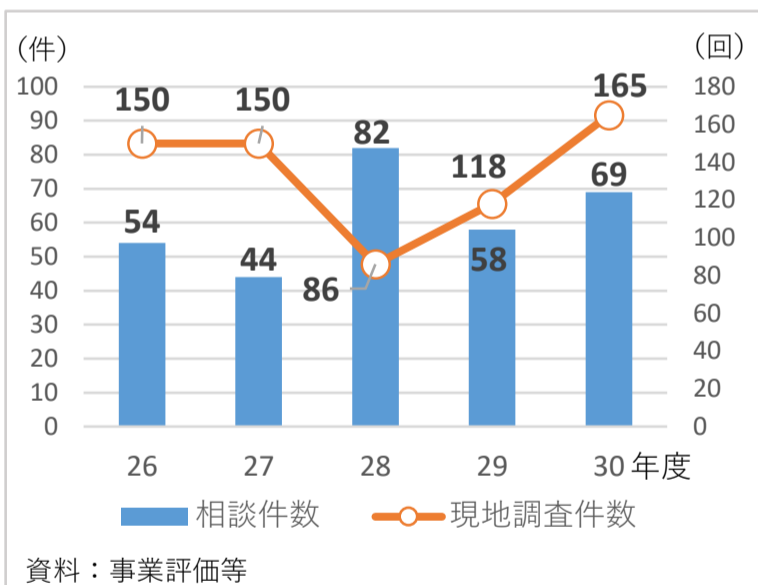
●関連データ●

① 全国の空家数及び空家率



全国の「居住世帯のない住宅」のうち、空家は平成30年で846万戸で、25年と比べ26万戸増加しています。また、総住宅数に占める空家の割合（空家率）は13.6%で、25年から0.1ポイント上昇し、過去最高となっています。

② 区民及び空家所有者からの相談件数、空家の現地調査



管理不全な空家等に関して、区民及び空家等の所有者から、毎年数十件の相談を受けており、平成30年度では69件ありました。また、相談のあった空家等の現地調査を行っており、30年度では165回実施しました。

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 管理不全な空家等が周辺環境に与える影響や所有者等の責務について周知し、空家等の発生を予防するとともに、既存する空家の適正管理を促進する必要があります。
- ・ 改善が見られない特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置を講じていく必要があります。
- ・ マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、マンション管理の主体である管理組合等との連携及び支援を強化する必要があります。

主要課題	No. 54	総合的な交通安全対策の推進
-------------	--------	---------------

●現状●

- 交通安全白書（2019年版）によると、平成30年の交通事故死者数は全国で3,532人と、昭和23年以降で最少となっています。一方、本区の30年の交通事故死傷者数は、前年に比べて増加しており、特に、自転車に関連した交通事故死傷者数の割合が増加しています。
- 平成29年の道路交通法の改正により、信号無視や一時不停止などの違反行為を3年以内に2回以上繰り返して検挙された自転車運転者には、安全講習の受講が義務付けられました。また、自転車運転者に対する高額な賠償事例や刑事責任を問われる事例もあり、自転車運転者への交通ルールの周知やマナーの啓発が求められています。
- 区では、関係行政機関・団体からなる文京区交通安全協議会が「文京区交通安全計画」を策定し、交通事故による死傷者数をゼロに近づけ、悲惨な交通事故の無い社会の実現を目指し、様々な主体と協働して、道路交通環境の整備や交通安全意識の啓発等に取り組んでいます。
- 区では、「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、主要な駅周辺に自転車駐輪場を整備するとともに、放置禁止区域を定め、放置自転車の撤去や整理、放置防止キャンペーン等を実施しており、近年の放置自転車台数は減少傾向にあります。
- 区では、コミュニティ・ゾーン整備により、面的かつ総合的な交通安全対策を行い、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保しています。また、スクールガード巡回での合同点検を行い、その結果を踏まえた交通安全対策を実施しています。さらに、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても安全性の確保が求められていることから、緊急合同安全点検を実施しています。

●関連する主な計画等●

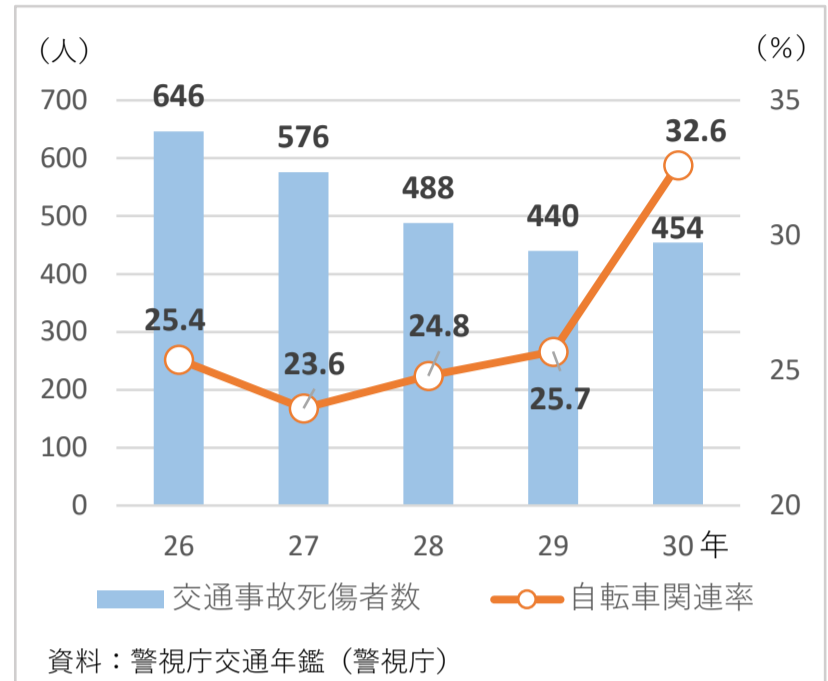
- ・ 第10次文京区交通安全計画
(平成28年度～平成32年度)

●課題解決に向けて取り組むべきこと●

- ・ 交通事故の無い地域社会を目指して交通安全対策を強化する必要があります。特に自転車利用者に対する交通ルールの周知及びマナーの啓発に向けた取組を強化する必要があります。
- ・ 通学路に加えて、未就学児が日常的に集団で移動する道路の安全対策を進める必要があります。

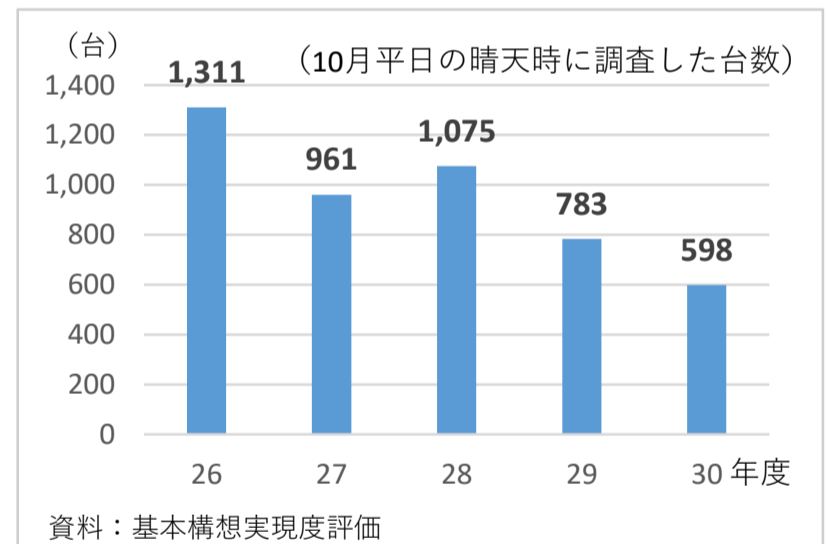
●関連データ●

① 区内の交通事故死傷者数と自転車関連率



近年、区内の事故死傷者数は減少傾向にありますが、平成30年は前年より14人増加しました。中でも、自転車に関連する交通事故死傷者数の割合は、全体の約4分の1から3分の1に増加しています。

② 駅周辺の放置自転車台数



区内の駅周辺の放置自転車台数は、平成30年度が598台となり、26年度から半減しています。

●駐輪場の設置台数（各年度4月1日時点）

年度	H27	H28	H29	H30	H31
定期	2,227	2,117	2,117	1,907	1,877
一時	1,064	1,064	1,084	1,222	1,284

資料：管理課作成